

# **井原市第2次一般廃棄物処理基本計画**

**平成30年3月**

**井 原 市**



## 目 次

### 第1章 計画策定の趣旨

第1節 一般廃棄物処理基本計画とは	1
第2節 本計画の性格と役割	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画対象廃棄物	3

### 第2章 井原市の地域特性

第1節 井原市の沿革	4
第2節 地域の概況	5
1. 自然環境	5
2. 社会環境	7
3. 都市環境	9
4. 生活環境	10

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の変遷	11
第2節 ごみ処理の現況	13
1. ごみ排出量の推移	13
2. ごみの性状（組成調査結果）	15
3. ごみの減量・再資源化の実績	17
4. 最終処分の実績	19
5. ごみ処理システム	20
6. ごみの減量・再資源化・最終処分のまとめ	31
7. ごみ処理行財政の実績	32
第3節 関係法令の動向と上位計画	35
1. 関係法令等の動向	35
2. 上位計画	36
第4節 ごみ処理の課題	41

## 第4章 ごみ処理基本計画

第1節	ごみ処理の目標	42
1.	基本目標	42
2.	基本方針	42
3.	第1次計画における目標値とその進捗	43
4.	ごみの将来見込み量	44
5.	目標値の設定	45
第2節	ごみ処理の主体	50
第3節	排出抑制・3Rの推進計画	51
1.	情報の発信と意識啓発活動の推進	52
2.	市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化の推進	56
3.	3Rの推進	58
第4節	分別収集計画	65
1.	分別収集の基本方針	65
2.	分別収集の区分	65
第5節	収集運搬計画	66
1.	収集区域の範囲	66
2.	収集運搬体制	66
3.	収集運搬の量	67
4.	収集運搬に関する施策	67
第6節	中間処理計画	70
1.	中間処理体制	70
2.	中間処理量	71
3.	中間処理に関する施策	71
第7節	最終処分計画	74
1.	最終処分体制	74
2.	最終処分の量	74
3.	最終処分に関する施策	75
第8節	適正処理計画	76
1.	ごみの適正処理に関する施策	76
2.	その他の施策	80

## 第5章 生活排水処理基本計画

第1節 水環境、水質保全に関する状況	81
1. 水環境	81
2. 水質保全の状況	81
第2節 生活排水処理の現状と課題	83
1. 生活排水処理の流れ	83
2. 生活排水処理施設整備の状況	84
3. 処理形態別人口	85
4. 収集運搬の状況	86
5. 中間処理・資源化・最終処分の状況	87
6. し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費	89
7. 生活排水処理に関する課題	90
第3節 生活排水処理基本計画	91
1. 基本目標	91
2. 基本方針	91
3. 生活排水処理の目標	92
4. 生活排水の処理主体	92
5. 生活排水を処理する区域及び人口	92
6. 生活排水処理施設整備事業方針	96
7. 生活排水の適正処理推進施策	97
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	99
1. 排出抑制・再資源化計画	99
2. 収集運搬計画	99
3. 中間処理計画・最終処分計画	101
4. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理施策及びその他の事項	102

## 第6章 進行管理計画

第1節 進行管理計画	104
第2節 進行管理指標	105

---

## 添付資料

## ◆用語解説

用語	解説
一部事務組合	市町村などが事務の一部を共同して処理するために、地方自治法に基づいて設ける特別地方公共団体です。
岡山県井原地区清掃施設組合	本市が加入している可燃ごみ（燃やすごみや可燃性粗大ごみなど）の処理を行う一部事務組合で、構成市町は、本市、矢掛町の1市1町です。
岡山県西部衛生施設組合	本市が加入している不燃・粗大・資源ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う一部事務組合で、構成市町は、本市、笠岡市、浅口市、矢掛町、里庄町の3市2町です。ごみ処理以外にも斎場などの事務も行っています。
行政区域内人口	本市管内の市民の数です。人口については様々な統計資料や時点があり、本計画書で使われている人口は次のとおりです。 ・第2章：3月31日現在の外国人を含む住民基本台帳人口 ・第3章～第5章 実績値：10月1日現在の人口（H26までは住民基本台帳人口、H27以降は岡山県毎月流動人口調査による人口） 推計値：元気いばら まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計人口
生活系ごみ	一般廃棄物のうち、家庭から排出されるごみです。場合によって集団回収量を含む場合と含まない場合があります。
事業系ごみ	一般廃棄物のうち、事業所から排出されるごみです。
ごみ排出量	本市管内から排出され、本市または一部事務組合が処理の対象としているごみの量です。
ごみ総排出量	ごみ排出量に集団回収量を含めたごみの量です。
排出原単位	市民1人1日当たりのごみの排出量です。
集団回収量	市民団体によって回収され資源化されたごみの量です。
拠点回収量	ごみ集積所ではなく公民館や市役所、支所などの拠点で回収を行っているごみの量です。資源の日回収品目や使用済小型家電がこれに該当します。
直接資源化量	施設で選別・圧縮・梱包などの処理を行わずに資源化業者に直接引き渡しているごみの量です。拠点回収した資源ごみは直接資源化しています。
中間処理	一般廃棄物を最終処分する前に、再資源化や減量・減容を目的に行う選別、破碎、圧縮、梱包、焼却などの様々な処理のことです。
最終処分	中間処理を行った後の資源化できない残渣などを埋立処分することです。
焼却残渣	可燃ごみを処理する工程で発生するばいじんや焼却したあとの残りです。
処理残渣	不燃・粗大ごみを中間処理し、金属類などを回収したあとの残りです。
直接最終処分量	施設で破碎・選別などの処理を行わずに埋立処分されるごみの量です。
リサイクル率	本市が把握しているごみ排出量に対して資源化されたごみ量の割合です。 リサイクル率（％）＝資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100 資源化量：直接資源化量＋中間処理施設での資源化量＋集団回収量 ごみ総排出量：生活系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収量
生活排水	生活雑排水（風呂や洗濯、台所からの排水）に、し尿及び浄化槽汚泥を加えた総称です。
生活排水処理人口・率	生活排水を処理している人口とその行政区域内人口に対する割合です。処理形態としては公共下水道人口と合併処理浄化槽人口が該当します。

## 第 1 章

# 計画策定の趣旨

---





## 第1節 一般廃棄物処理基本計画とは

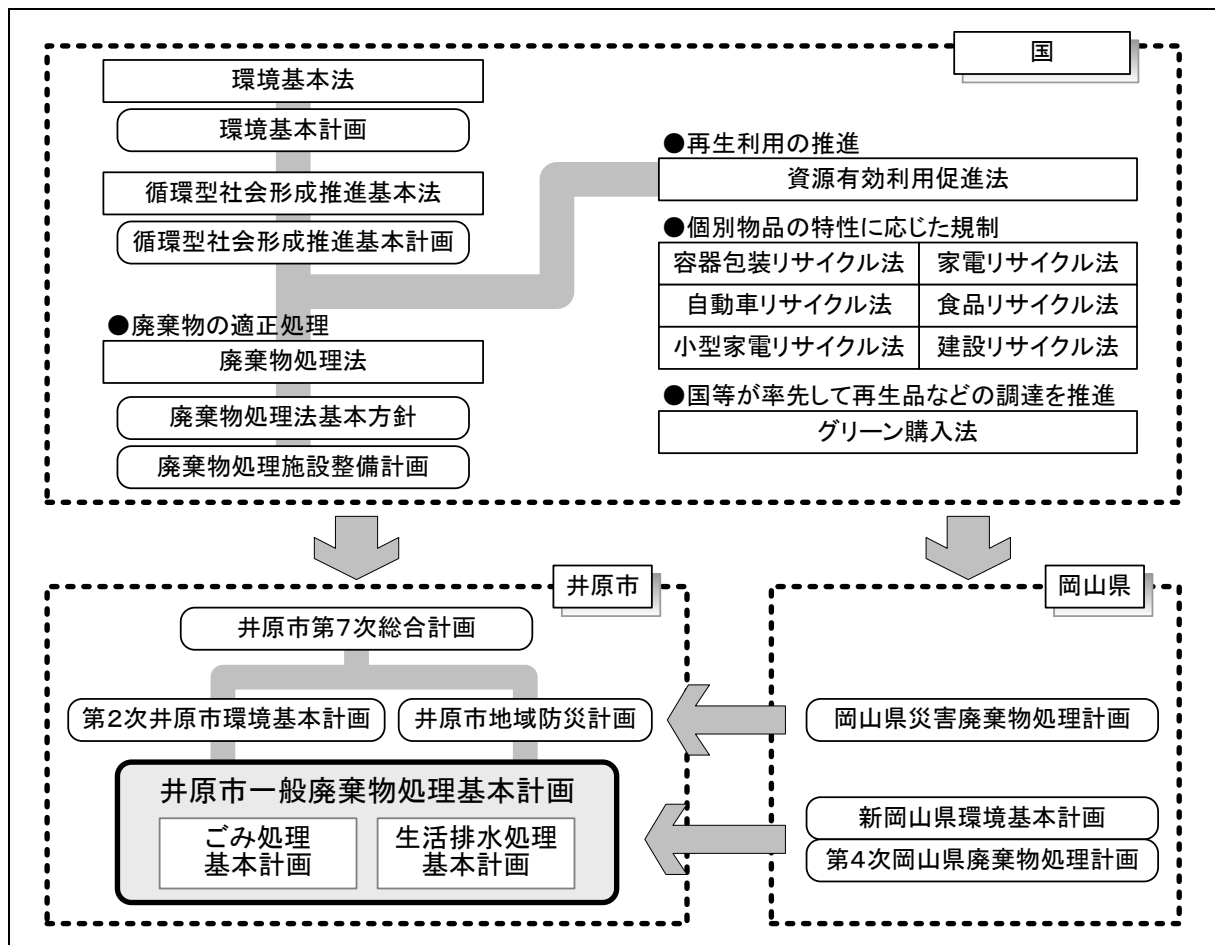
「一般廃棄物処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に義務付けされた計画で、市町村が区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないように処理するものとして定める計画のことです。

本計画は、一般廃棄物の減量や適正処理に向け総合的かつ計画的に施策を推進していくための計画であり、「ごみ処理基本計画」と、「生活排水処理基本計画」とで構成するものです。

## 第2節 本計画の性格と役割

一般廃棄物処理等の現状を把握・分析した上で、長期的・総合的な視点に立ち、本市が適正な処理を行っていくため、今後の目標や市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の形成に資する取組などについての基本方針を示すものです。

図表 1-2-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



### 第3節 計画の期間

本市では、平成20年3月に「井原市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しています。第1次計画の計画期間が平成29年度で満了を迎えることから、見直しをし、新たに「井原市第2次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

ただし、計画期間内においても、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

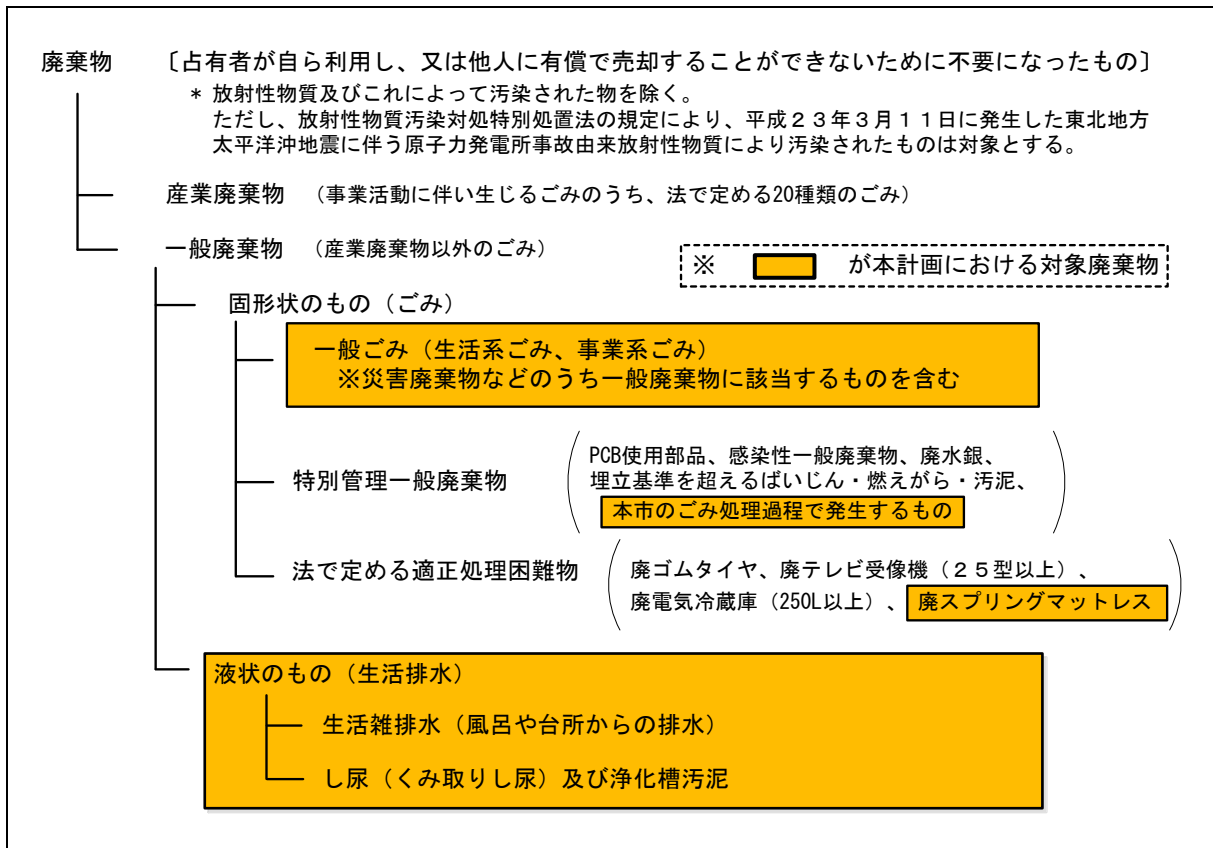
図表 1-3-1 計画期間



## 第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表1-4-1に示すとおり、一般廃棄物のうち固形状のものである「ごみ」及び液状のものである「生活排水」とします。なお、これらのうち本市による処理・処分が困難であるものは対象外とし、これらの取り扱いについては図表1-4-2に示すとおりとします。

図表 1-4-1 本計画の対象廃棄物



図表 1-4-2 本計画において対象外とするごみとその取り扱い

区 分	取 り 扱 い
PCB使用部品	製造メーカー等に引き渡すこととする。
感染性一般廃棄物	医療機関もしくは専門業者に引き渡すこととする。
廃水銀	専門業者に引き渡すこととする。
ばいじん(集じん灰)	専門業者に引き渡すこととする。(本市のごみ処理過程で発生するものを除く。)
家電リサイクル法対象品目	テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機については、許可業者への引き渡し、指定場所への持ち込み及び販売店引き取りとする。
その他本市で指定する受入しないごみ	以下のごみは取り扱わず、販売店もしくは専門処理業者に引き渡すこととする。 ・バイク、タイヤ、鉛バッテリー、消火器、ガスボンベ、薬品、オイルなど ・灯油、塗料、ボイラー、除雪機、農機具、農業用ハウス・ビニールなど その他、有害性・危険性・引火性のあるもの、著しく悪臭を発生するもの、本市の処理施設の管理または処理作業に支障をきたす恐れのあるもの。



## 第 2 章

# 井原市の地域特性

---



## 第1節 井原市の沿革

### 1. 井原市の沿革

本市は、平成17年3月1日に旧井原市、旧芳井町、旧美星町が合併し、新しい井原市として誕生しました。面積は、243.54km<sup>2</sup>（平成28年10月1日現在）です。

中国地方の子守唄、那須与一や北条早雲に関わる城址や菩提寺、雪舟ゆかりの重玄寺、星尾神社など多くの歴史的・文化的遺産にも恵まれ、その緑豊かな景観は、市民はもとより訪れる人々に愛され親しまれています。

図表 2-1-1 旧市町位置図



## 第2節 地域の概況

### 1. 自然環境

#### 1-1 位置と地勢

本市は岡山県の西南部に位置し、南は笠岡市、東は小田郡矢掛町及び総社市、北は高梁市、西は広島県（福山市及び神石郡神石高原町）に接しています。

一級河川「高梁川」の支流である小田川が市域の南部を西から東に貫流し、その流域の平野部に市街地が形成されています。市域の北部は標高200～400mの丘陵地帯で吉備高原へと続いています。

岡山県の瀬戸内側の日照時間の長さは我が国有数といわれていますが、井原市北東部の美星地区は、晴天率が高いことに加え、大気質が良好で光害対策が行われているなど、天体観測に適した場所として全国的に有名になっています。

図表 2-2-1 本市の位置





1-2 気象

本市近郊の近年の平均気温は 14.5~15.7℃、平均年間降水量は 1,188.9~1,495.6 mm となっています。市の南部は概ね瀬戸内側の、北部は内陸部の気象特性を示しており、盆地特有の夏場の日中最高気温が高い傾向にあります。

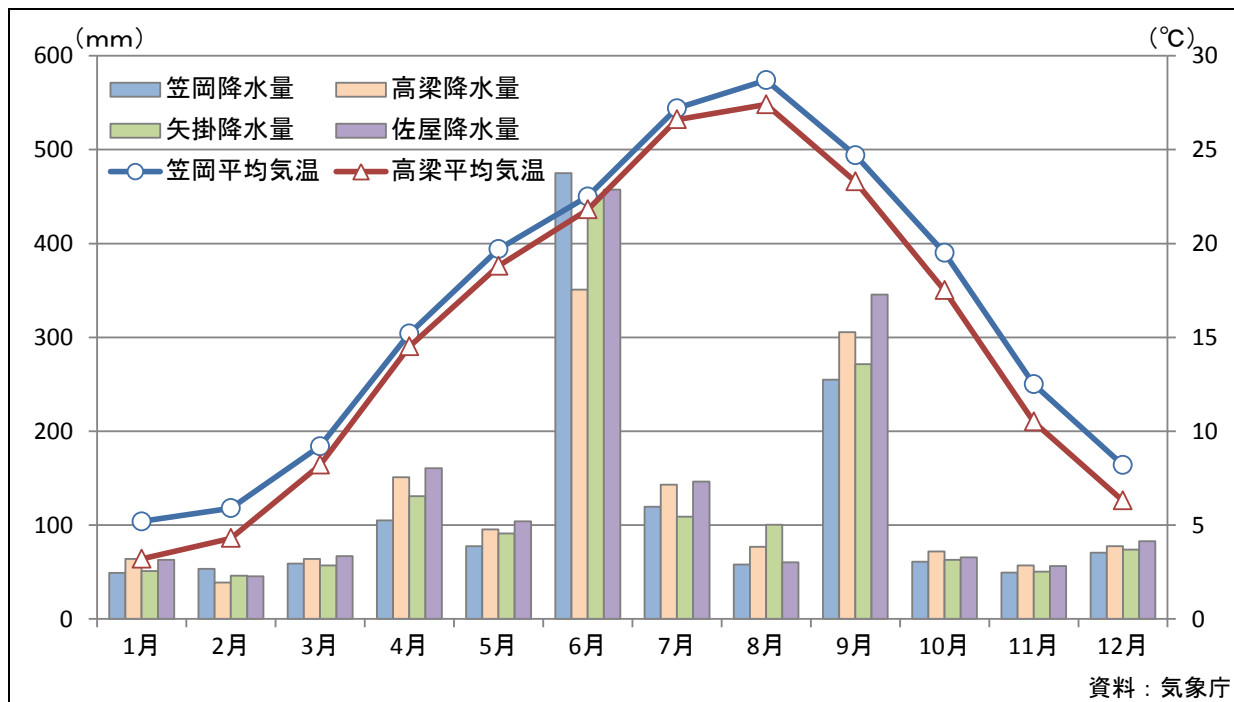
図表 2-2-2 気象概要

観測所名 区分 年月	笠岡				高梁				矢掛	佐屋
	気温(℃)			降水量	気温(℃)			降水量	降水量	降水量
	平均	最高	最低	(mm)	平均	最高	最低	(mm)	(mm)	(mm)
平成24年	15.4	36.2	-6.1	967.0	14.2	36.4	-7.3	1,142.5	1,157.5	1,299.0
平成25年	15.6	36.9	-5.2	1,367.5	14.5	38.2	-6.1	1,481.0	1,323.5	1,574.0
平成26年	15.4	36.1	-2.9	994.5	14.2	37.3	-3.8	1,186.5	1,132.0	1,431.5
平成27年	15.8	36.3	-3.8	1,183.0	14.6	37.7	-4.8	1,345.5	1,281.0	1,518.5
平成28年	16.5	36.5	-6.2	1,432.5	15.2	38.1	-8.3	1,496.5	1,494.5	1,655.0
1月	5.2	16.5	-6.2	49.0	3.2	15.9	-8.3	64.0	51.0	63.0
2月	5.9	18.1	-2.8	53.5	4.3	15.9	-3.7	39.0	46.0	45.5
3月	9.2	21.7	-1.6	59.0	8.2	24.5	-2.3	64.0	57.0	67.0
4月	15.2	24.3	3.4	105.0	14.5	28.0	0.4	151.0	131.0	160.5
5月	19.7	28.9	10.0	77.5	18.8	31.4	7.6	95.5	91.0	104.0
6月	22.5	30.2	12.0	475.0	21.8	32.0	9.5	351.0	450.0	457.5
7月	27.2	34.5	20.0	119.5	26.6	35.1	19.1	143.0	109.0	146.5
8月	28.7	36.5	19.1	58.0	27.4	38.1	17.6	77.0	100.5	60.5
9月	24.7	33.0	17.7	255.0	23.3	33.5	16.1	305.5	271.5	345.5
10月	19.5	30.6	9.1	61.0	17.5	30.9	7.8	72.0	63.0	65.5
11月	12.5)	23.5)	3.0	49.5	10.5	21.1	1.3	57.0	50.5	56.5
12月	8.2	17.5	-0.6	70.5	6.3	17.1	-1.6	77.5	74.0	83.0
5ヶ年平均	15.7	36.4	-4.8	1,188.9	14.5	37.5	-6.1	1,330.4	1,277.7	1,495.6

※ )は準正常値

資料：気象庁

図表 2-2-3 月別降水量・月別平均気温（平成 28 年）



資料：気象庁

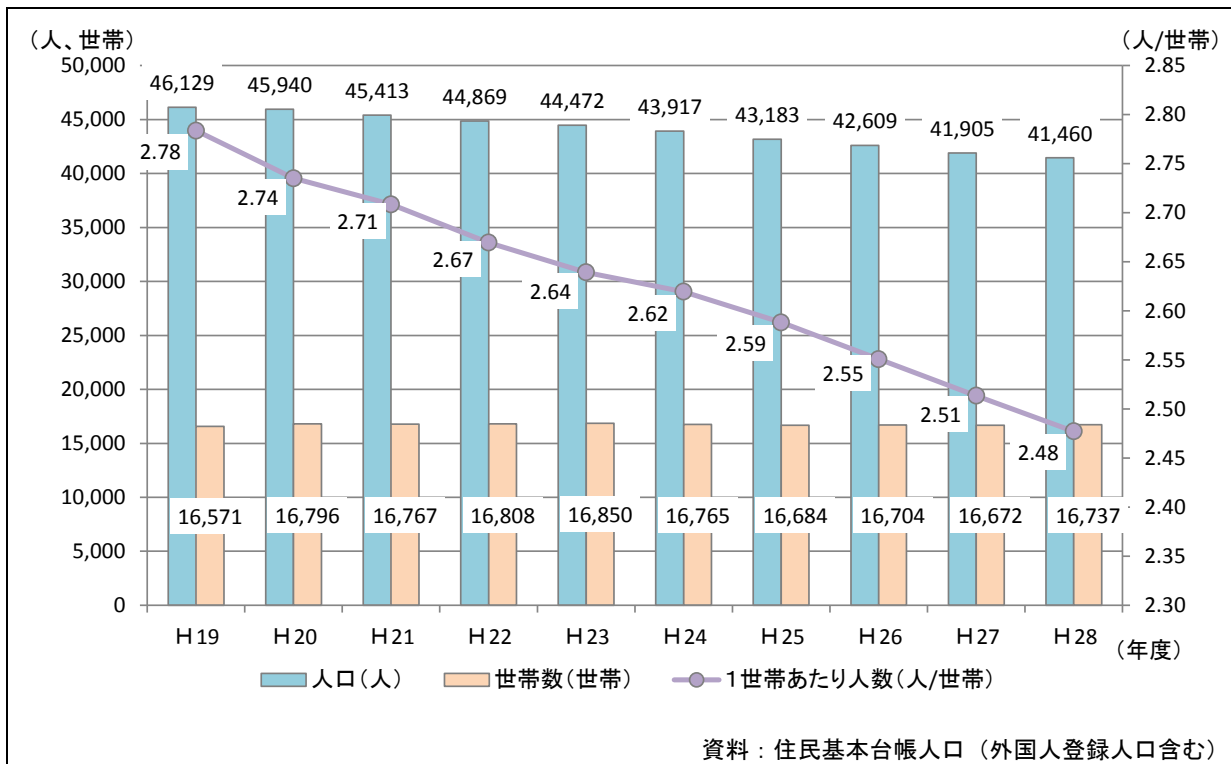
## 2. 社会環境

### 2-1 人口および世帯数

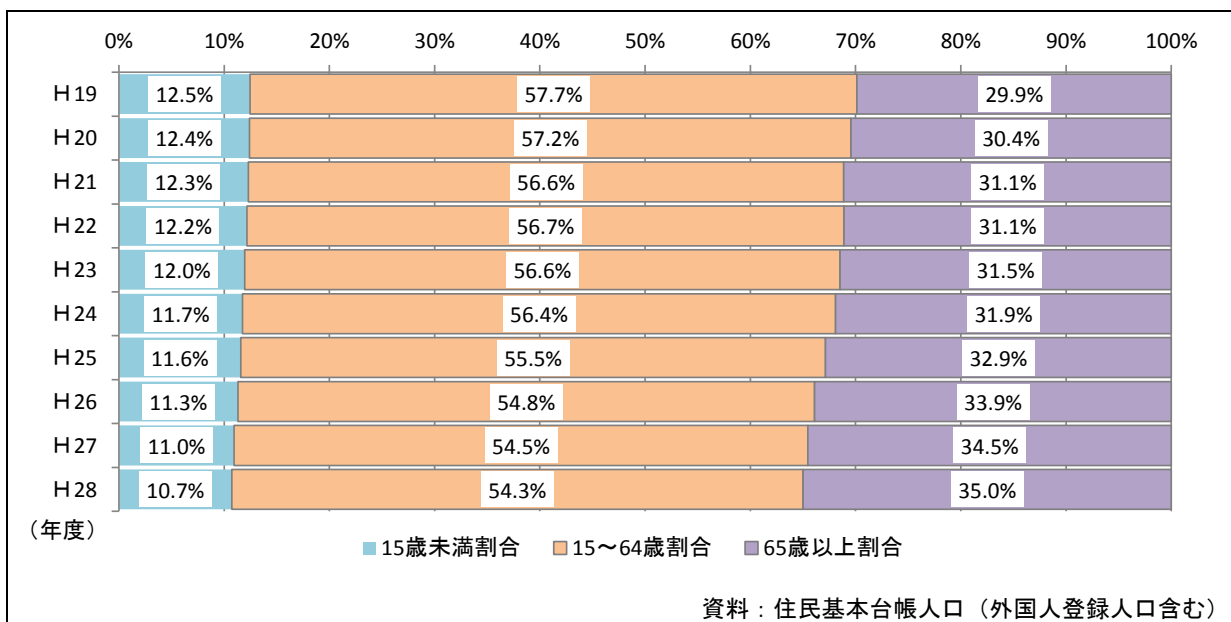
本市の人口は年々減少傾向にあり、平成 29 年 3 月 31 日現在 41,460 人となっています。世帯数は概ね横ばいであり、1 世帯あたりの人数は 2.48 人となっています。

また、年齢階層別人口割合では、平成 29 年 3 月 31 日現在 65 歳以上の割合が 35% となっており、核家族化と少子高齢化を反映しています。

図表 2-2-4 人口および世帯数の推移（各年度 3 月 31 日現在）



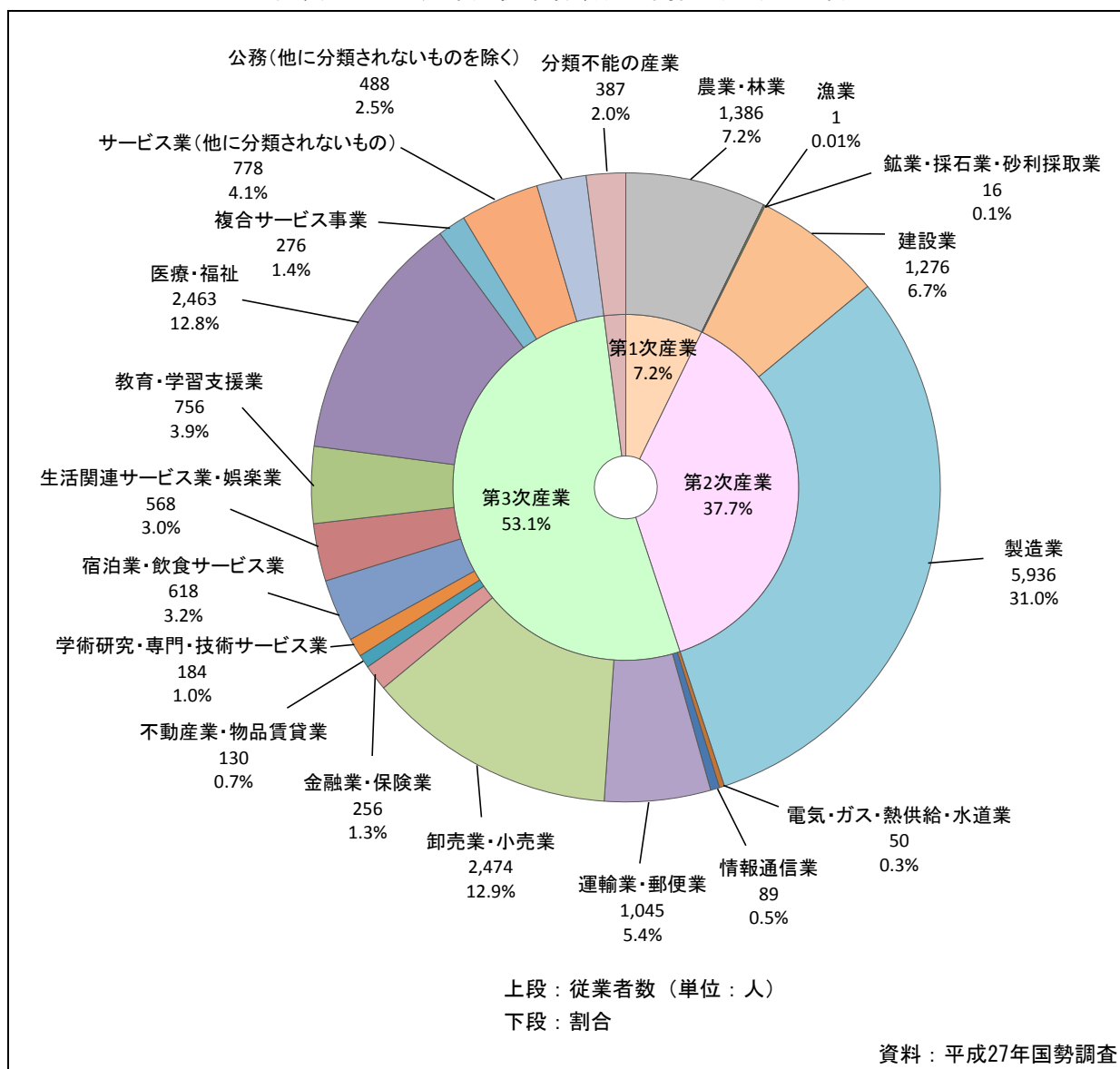
図表 2-2-5 年齢階層別人口割合の推移（各年度 3 月 31 日現在）



## 2-2 産業

第3次産業の割合が53.1%と最も多く、次いで第2次産業の37.7%、第1次産業の7.2%となっています。小分類別では、製造業（31.0%）、卸売・小売業（12.9%）が高い割合を示しています。

図表 2-2-6 産業別従業者数及び割合（平成27年）

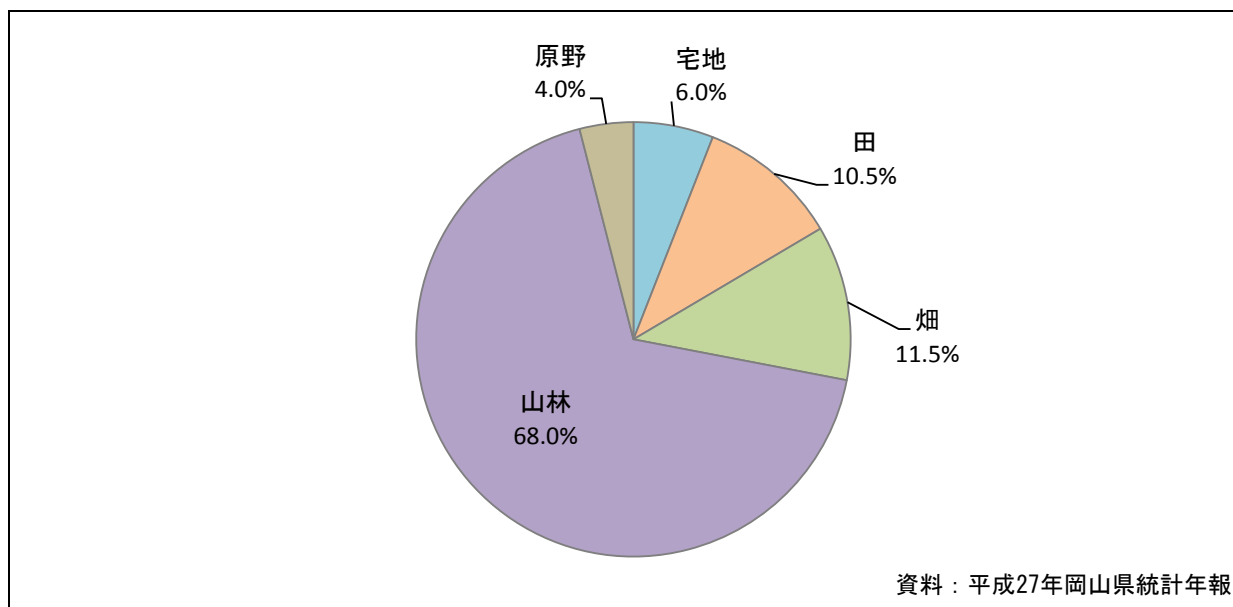


### 3. 都市環境

#### 3-1 土地利用状況

本市管内の民有地のうち、山林が約 68.0%を、次いで畑が約 11.5%、田が 10.5%を占めています。

図表 2-2-7 地目別面積割合



平成 27 年 10 月 1 日現在の住宅の種類・住宅の保有関係は、図表 2-2-8 に示すとおりです。

住宅に住む一般世帯のうち、持ち家率が 82.1%となっており、県平均 67.0%、全国平均 62.3%であるのと比べると、持ち家率が高い地域と言えます。

図表 2-2-8 住宅の種類・住宅の所有関係

(単位：戸)

	一般世帯							総数
	住宅に住む一般世帯						その他の一般世帯	
	計	主世帯				間借り		
		持ち家	公営借家	民営借家	給与住宅			
井原市	14,589 (100.0%)	11,983 (82.1%)	739 (5.1%)	1,615 (11.1%)	163 (1.1%)	89 (0.6%)	289 -	14,878 -
岡山県	757,762 (100.0%)	507,829 (67.0%)	22,644 (3.0%)	202,187 (26.7%)	18,972 (2.5%)	6,130 (0.8%)	13,478 -	771,242 -
全国	52,460,618 (100.0%)	32,693,605 (62.3%)	2,890,756 (5.5%)	15,108,361 (28.8%)	1,291,466 (2.5%)	476,430 (0.9%)	870,799 -	53,331,797 -

注) 一般世帯総数には、住宅の種類「不詳」を含む。公営借家には、都市再生機構・公社の借家を含む。

資料：平成27年国勢調査

## 4. 生活環境

### 4-1 水道

水道は上水道及び簡易水道が事業認可されて整備を進めており、水道普及率は96.3%です。

図表 2-2-9 水道の普及状況（平成 28 年度）

給水区域人口	上水道給水人口	簡易水道給水人口	普及率
39,950 人	31,554 人	6,923 人	96.3%

注1) 水道法に基づく水道事業、専用水道であって現在認可又は届出及び確認がなされているもの。

資料：上水道課

### 4-2 下水道・合併処理浄化槽

公共下水道は井原処理区、芳井処理区の2つの処理区で整備を行っており、水洗化率は平成28年度で74.7%となっています。また、合併処理浄化槽での水洗化率は46.9%となっています。

図表 2-2-10 公共下水道及び合併処理浄化槽の水洗化率（平成 28 年度）

		現状実績値
公共下水道事業	整備率	84.4%
	水洗化率 <sup>※1</sup>	74.7%
合併処理浄化槽 (公共下水道事業区域外)	水洗化率 <sup>※2</sup>	46.9%

※1 水洗化率：公共下水道使用開始区域内人口のうち、実際に下水道へ接続した人口の割合

※2 水洗化率：下水道処理区域外人口のうち、実際に合併処理浄化槽を設置した人口の割合

資料：井原市第7次総合計画



## 第 3 章

# ごみ処理の現状と課題

---





## 第1節 ごみ処理の変遷

図表 3-1-1 ごみ処理の経緯（ごみ処理行政に関する取組）

年度	沿革	主な廃棄物行政の動向
S 28	自動三輪車によるごみ収集開始	S29 清掃法の制定
S 38	自動車によるごみ収集開始	
S 46	岡山県井原地区清掃施設組合「清掃工場」が完成し、井原市、旧芳井町、旧美星町、矢掛町の1市3町で可燃ごみの共同処理を開始	S45 廃棄物処理法制定
S 47	井原市の地域のごみ収集を開始（山間部の一部を除く。） 旧芳井町で燃えるごみの収集開始 笠岡市蛸村に不燃物処理センターが完成	
S 48	井原市、旧美星町でごみ収集を業者に委託	
S 59	旧芳井町でごみ収集を業者に委託	S58 浄化槽法の制定
S 63	コンポスト補助金開始	
H 元	資源回収推進団体補助金開始	
H 2	井原市野々迫処分場完成	
H 4	井原市廃棄物減量等推進審議会設置 「井原リサイクルセンター」稼働開始	H3 資源有効利用促進法制定
H 5	資源の日開始（新聞・雑誌・段ボール回収） ボカシを活用する市民農園開始	環境基本法制定
H 6	岡山県井原地区清掃施設組合「井原クリーンセンター」完成 ボカシ補助金開始	環境基本計画制定
H 7	岡山県西部衛生施設組合「井笠広域粗大ごみ処理施設」稼働開始	容器包装リサイクル法制定
H 8	ごみ集積所施設整備補助金開始	
H 9	ボカシ容器・生ごみ処理機補助金開始 高齢者世帯などの粗大ごみ収集開始	
H 10	透明ごみ袋の推奨	家電リサイクル法制定
H 12	岡山県西部衛生施設組合「リサイクルプラザ」稼働開始 容器包装リサイクル法施行に対応し、分別収集開始 資源の日回収品目追加（古着、紙パック）	循環型社会形成推進基本法制定
H 13	家電リサイクル法の施行に対応し、家電4品目収集取りやめ	PCB 特措法制定、野外焼却の禁止
H 15	大型不燃性粗大ごみの回収開始 資源有効利用促進法によりメーカーによるパソコンの回収、再資源化開始	
H 16	平成17年3月井原市、芳井町、美星町の合併で新井原市誕生	京都議定書の発効
H 17	井原地域で燃やすごみの祝日収集開始	
H 21	平成21年10月家庭ごみ有料化（井原市指定ごみ袋販売開始）	
H 23	平成23年5月井原市全域でごみの祝日回収開始 資源ごみ収集回数の拡充 資源の日回収品目追加（廃食油）	
H 24	平成25年3月使用済小型家電回収開始	

#### ◆可燃ごみの処理

- ・昭和 46 年度に岡山県井原地区清掃施設組合（以下、「組合」という。）の清掃工場が完成し、1 市 3 町（旧井原市・旧芳井町・旧美星町・矢掛町）による共同処理が開始されました。
- ・組合では、平成 6 年度に新たな焼却施設（井原クリーンセンター）を整備しました。
- ・現在、組合は平成 17 年の市町村合併によって井原市と矢掛町との 1 市 1 町の構成となり、引き続き井原クリーンセンターで可燃ごみの中間処理を行っています。

#### ◆その他のごみ処理

- ・平成 4 年度に井原リサイクルセンターが稼働を開始しました。
- ・平成 7 年度に岡山県西部衛生施設組合の井笠広域粗大ごみ処理施設が稼働を開始しました。
- ・平成 12 年度に岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザが稼働を開始しました。

#### ◆その他（分別区分）

- ・平成 5 年度に資源の日（新聞、雑誌、段ボールの回収）を開始しました。
- ・平成 12 年度に容器包装リサイクル法施行に対応して、分別収集を開始しました。
- ・平成 12 年度に古着、紙パックを資源の日の回収品目に追加しました。
- ・平成 13 年度に家電リサイクル法の施行に対応して、家電 4 品目の収集を取り止めました。
- ・平成 15 年度に大型不燃性粗大ごみの回収を開始しました。
- ・平成 23 年度に資源ごみの収集回数を拡充しました。
- ・平成 23 年度に廃食油を資源の日の回収品目に追加しました。
- ・平成 25 年 3 月に使用済小型家電の回収を開始しました。

## 第2節 ごみ処理の現況

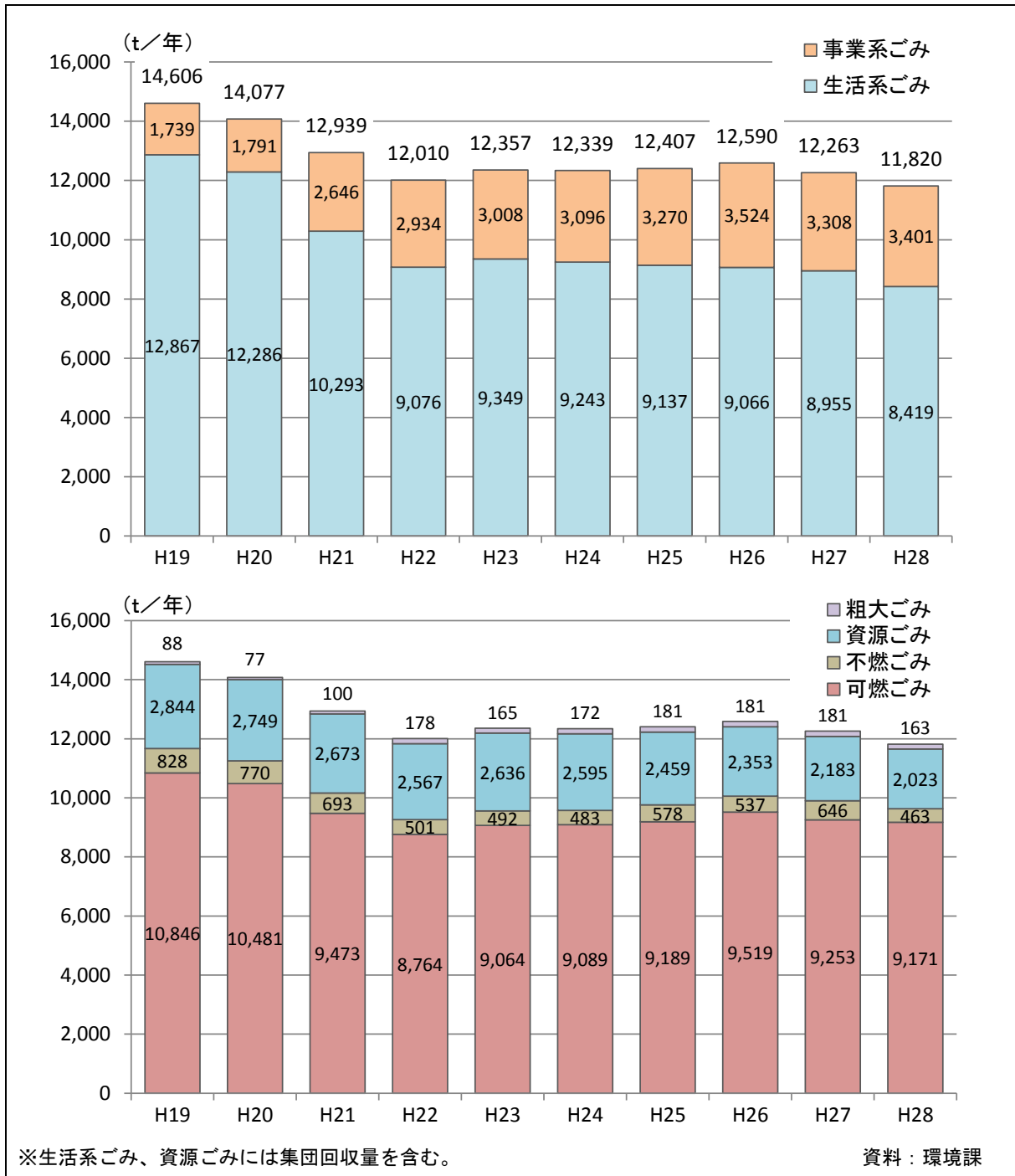
### 1. ごみ排出量の推移

本市管内から排出されるごみ量の推移は図表3-2-1に示すとおりです。

平成24年度以降概ね横ばいで推移しており、集団回収量を含む生活系ごみは減少、事業系ごみは増加傾向となっており、平成28年度のごみ総排出量は11,820 tです。

ごみ排出量の内訳は、可燃ごみが7割程度を占めており、次いで資源ごみが2割弱となっています。

図表3-2-1 ごみ総排出量の推移

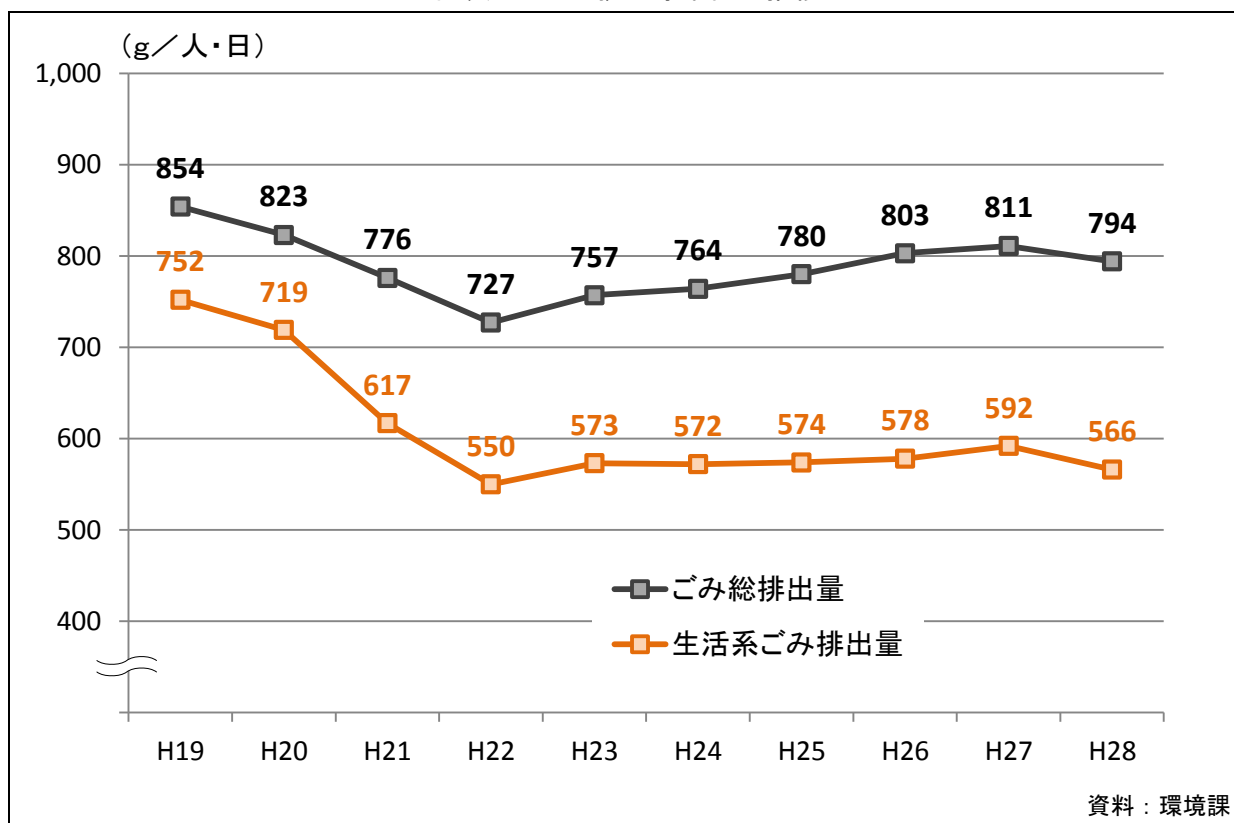


ごみの排出量を市民1人1日当たりの排出量（以下「排出原単位」という。）に換算した場合、その推移は図表3-2-2に示すとおりです。

ごみ総排出量の排出原単位は平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度以降緩やかな増加傾向にあり、平成28年度において約794g／人・日となっています。

生活系ごみの排出原単位（集団回収含む）は、平成23年度以降ほぼ横ばいで推移しており、平成28年度は約566g／人・日となっています。

図表 3-2-2 排出原単位の推移

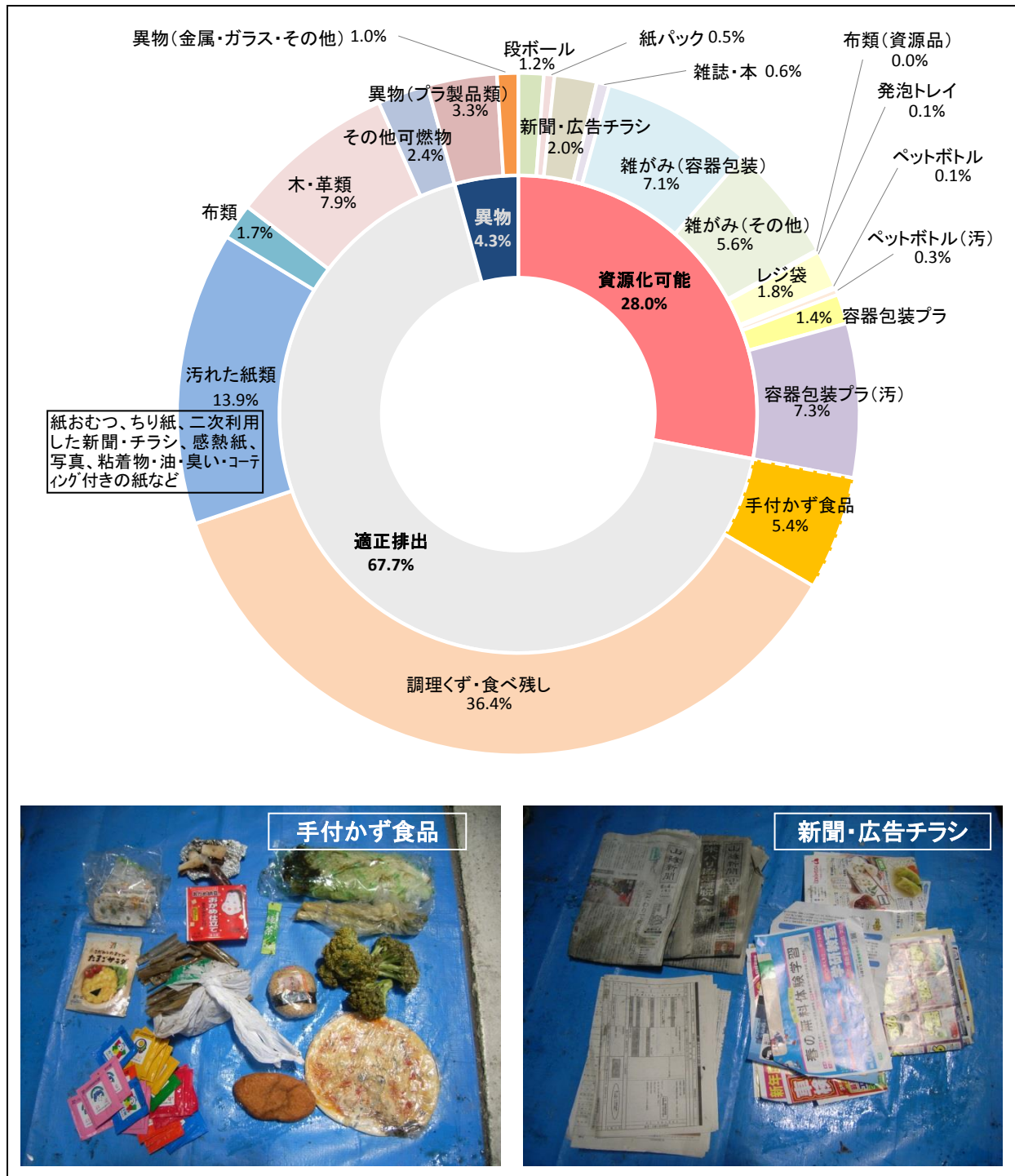


## 2. ごみの性状（組成調査結果）

### 2-1 生活系収集燃やすごみ

一般家庭からごみ集積所に出される燃やすごみのうち、汚れた紙類や布類、木・革類、生ごみなど適正に排出されているごみは67.7%となっています。適正排出されたごみ以外に、段ボールや新聞紙などの古紙類やペットボトル、レジ袋、プラスチック製容器包装など、資源ごみに出すことができるものが合わせて28.0%、燃やさないごみに出すべきごみが4.3%含まれています。

図表 3-2-3 燃やすごみの種類組成割合（重量ベース） 【調査日：平成29年6月・8月】



## 2-2 生活系収集燃やさないごみ

一般家庭からごみ集積所に出される燃やさないごみのうち、プラスチック製品や金属製品、ガラス・陶磁器など適正に排出されているごみは 64.5%となっています。適正排出されたごみ以外に、プラスチック製容器包装や缶、びん、小型家電類など、資源ごみに出すことができるものが合わせて 29.4%含まれています。そのほか、燃やすごみに出すべきごみも 6.1%含まれています。

図表 3-2-4 燃やさないごみの種類組成割合（重量ベース） 【調査日：平成 29 年 6 月・8 月】



### 3. ごみの減量・再資源化の実績

#### 3-1 行政主体の減量・再資源化

##### (1) 分別収集による再資源化

ペットボトルやプラスチック製容器包装、缶、びんなど再資源化が可能なごみは資源ごみとして分別収集し、選別、異物除去、圧縮・梱包等を行った上で再資源化を行っています。また、毎月第2土曜日を資源の日として、古紙、古着、廃食油について市民に所定の場所へ持ち寄ってもらうことで回収し、直接資源化を行っています。

さらに、不燃ごみ及び粗大ごみを分別収集し、破碎・選別処理等によって金属等の資源物を回収しています。

図表 3-2-5 分別収集による再資源化実績

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
資源ごみからの資源化量	737	757	712	832	856	844	832	759	754	715
拠点回収量	511	508	571	534	556	523	464	432	383	326
不燃・粗大からの金属回収量	233	176	129	113	149	160	159	176	150	148
合計	1,481	1,441	1,412	1,479	1,561	1,527	1,455	1,367	1,287	1,189

資料：環境課

##### (2) 焼却残渣の資源化

岡山県井原地区清掃施設組合においては、平成 24 年度より可燃ごみの中間処理後に発生する焼却残渣の一部を民間業者に引き渡し、セメント原料として資源化が行われています。

図表 3-2-6 焼却残渣の再資源化実績

(単位:t)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
焼却残渣の資源化量	260	530	551	508	523

資料：岡山県井原地区清掃施設組合

### 3-2 市民・事業者主体の減量・再資源化

#### (1) 生ごみ堆肥化による排出抑制

ごみの排出抑制を目的として「ごみ減量化推進補助事業」を実施し、市民が生ごみ堆肥化装置を購入した際の費用を一部補助してきました。補助事業は旧井原市において昭和63年度から実施しており、新井原市となった平成17年度以降の累計補助件数は1,200件です。

これによって、市民が主体的に行うごみの減量化と有効利用の促進を図っています。

図表 3-2-7 ごみ減量化推進補助実績

年度	コンポスト		ポカシ容器		生ごみ処理機		計	
	基数	金額(円)	基数	金額(円)	基数	金額(円)	基数	金額(円)
H17	27	70,100	0	0	28	413,600	55	483,700
H18	21	49,900	2	1,600	27	433,000	50	484,500
H19	26	90,800	2	3,700	27	411,400	55	505,900
H20	83	304,900	5	5,200	25	390,900	113	701,000
H21	228	865,400	30	35,400	164	4,838,800	422	5,739,600
H22	83	243,200	3	3,400	27	756,400	113	1,003,000
H23	45	145,900	1	1,400	18	506,700	64	654,000
H24	63	236,000	3	4,900	28	776,100	94	1,017,000
H25	57	222,000	3	900	15	440,600	75	663,500
H26	39	117,500	4	3,300	20	530,400	63	651,200
H27	37	124,200	4	6,800	14	399,100	55	530,100
H28	18	72,400	4	2,400	19	514,100	41	588,900
合計	727	2,542,300	61	69,000	412	10,411,100	1,200	13,022,400

資料：環境課

図表 3-2-8 井原市ごみ減量化推進補助事業の概要

補助対象	補助率		
① 1戸当たり1基 (本体価格が1万円以下のものは2基) ②補助金の再交付は、前回交付の日から5年を経過した日以後 ※機器を購入する際に、お店に「販売証明書」を書いてもらう。	装置の種類	補助率	補助限度額
	・コンポスト ・ポカシ容器 ・生ごみ処理機	購入金額の2分の1	3万円



## (2) 集団回収による再資源化

市民を主体とするごみの再資源化推進を目的に「資源回収推進団体補助事業」を実施しています。自治会、PTA、子供会、少年団等の市民団体に資源回収を実施した場合、回収量に応じて補助金を交付しています。

平成20年度から平成28年度までの過去9年間の実績では、延べ1,160団体の実施によって10,755tの有価資源が回収され、64,528千円の補助金を交付しています。

図表 3-2-9 集団回収による再資源化実績

年度	補助件数 (件)	回収量内訳 (kg)					回収量計 (t)	補助金額 (千円)
		古紙	繊維	ビン	金属	他		
H20	121	1,160,469	42,312	21,539	121,872	0	1,346.2	8,077
H21	118	1,161,469	49,465	20,612	82,245	0	1,313.8	7,883
H22	126	1,131,273	50,210	17,204	68,433	43	1,267.2	7,603
H23	131	1,125,695	55,946	15,708	64,023	0	1,261.4	7,568
H24	130	1,111,679	54,045	14,706	65,728	4	1,246.2	7,477
H25	128	1,036,478	53,923	13,051	72,880	8	1,176.3	7,058
H26	133	978,384	52,021	13,233	62,920	0	1,106.6	6,639
H27	138	925,736	53,165	12,175	64,297	0	1,055.4	6,332
H28	135	868,469	48,285	7,762	57,374	0	981.9	5,891
	1,160	9,499,652	459,372	135,990	659,772	55	10,755.0	64,528

資料：環境課

## 4. 最終処分の実績

本市管内から排出されたごみのうち、最終処分している量は、図表3-2-10に示すとおりです。

平成21年度以降大幅に減少しています。平成24年度以降は、焼却残渣の一部の資源化を開始しており、さらなる減量に取り組んでいます。平成28年度の最終処分量は612tです。

図表 3-2-10 最終処分量の実績

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
最終 処分量 (t)	直接最終処分量	176	113	112	127	106	113	231	197	289	121
	焼却残渣量	1,586	1,557	1,043	1,053	1,055	883	336	341	403	370
	処理残渣量	580	407	193	160	219	138	131	133	132	121
	合計	2,342	2,077	1,348	1,340	1,380	1,134	698	671	824	612

資料：岡山県井原地区清掃施設組合、岡山県西部衛生施設組合、環境課




## 5. ごみ処理システム

### 5-1 ごみの排出形態と分別区分

#### (1) 分別区分

分別区分及び対象品目例は図表3-2-11、排出方法は図表3-2-12に示すとおりです。分別数は、拠点回収(資源の日など)している資源ごみも含めて12種分別としています。また、井原・芳井地域と美星地域で一部の資源ごみの排出方法が異なります。

図表3-2-11 本市の分別区分(生活系ごみ)

ごみ分別区分		対象品目例	具体例
燃やすごみ		・台所から出る生ごみ ・リサイクルできない紙くず ・その他	生ごみ(調理くず、残飯など)、貝殻 など ティッシュ、油紙、感熱紙、カーボン紙、写真、圧着はがき、粘着物や臭いのついた紙、シュレッダーごみ、レシート、紙コップ など 掃き出しごみ、吸いがら、紙おむつ、生理用品、菓子袋(中が銀色のもの)、かばん・靴、ビデオテープ、長い物(ホースなど)、剪定した庭木、落ち葉、草 など
燃やさないごみ		・陶器・ガラス製品 ・その他	おもちゃ、蛍光管、板ガラス、ライター、ポリバケツ・洗面器など、鏡、灰皿・花びんなどガラス調度品、陶磁器・ガラス食器、植木鉢、フロッピーディスク・CD・CDケースなど、食用品以外のビン(化粧品用のビンなど)、油のびん、保冷剤(固い物)、包丁、なべ、傘の骨、電池、やかん、フライパン など
資源ごみ	びん	・食べ物、飲み物(飲み薬を含む)が入っていたびん	酒類のびん、飲料のびん、調味料のびん(塩・こしょう・ごま油のびんなど)、インスタントコーヒーのびん など
	缶	・ビール、コーヒー、清涼飲料など飲み物の缶、缶詰	スチール缶やアルミ缶、缶詰、スプレー缶 など   
	ペットボトル	・飲料用・酒類用・しょうゆ用他	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶、日本茶、麦茶、紅茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、焼酎、本みりん、洋酒、清酒、しょうゆ、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング などの容器 
	その他のプラスチック製の容器や包装類	・プラスチック容器包装	フィルム状包装などのラップ類、卵や豆腐などのパック類、肉や魚などの食品トレイ、シャンプーやボディソープ容器・食器洗剤容器などのボトル類、カップ麺・デザート容器などのカップ類、発泡スチロール など 
	古紙 [拠点回収]		新聞紙・新聞チラシ、牛乳パック、ダンボール、雑誌、雑がみ など
	古着類 [拠点回収]	衣類	ワイシャツ、背広、ジャージ、シャツ、スカート、ズボン、綿パン、学生服、ジャンパー など
	廃食油 [拠点回収]		揚げ物に使う植物性の油 (家庭で使用済みとなった天ぷら油、サラダオイルなど)
	使用済小型家電 [拠点回収]		携帯電話、PHS、ビデオカメラ、電話機、リモコン、デジタルカメラ、DVDプレイヤー、携帯用オーディオプレイヤー、パソコン、電子血圧計、タブレット型端末、USBメモリ、電子辞書、ドライヤー、ICレコーダー、電卓、携帯型ゲーム機、カーナビ、ACアダプタ・ケーブル など
粗大ごみ			いす式マッサージ機、いす、テーブル、机、たんす、本棚、書棚、食器棚、げた箱、ベッド、ソファ、鏡台、ローボード、サイドボード、テレビ台、オーディオラック など
埋立ごみ			瓦、ブロック、土砂、灰 など

図表 3-2-12 ごみ出しの注意事項と排出方法（生活系ごみ）

ごみ分別区分	ごみ出しの注意事項	排出方法		
		井原・芳井 地域	美星地域	
燃やすごみ	生ごみは十分水切りをする 紙おむつ、生理用品の汚物はトイレに流す ビデオテープは1本ずつガムテープでとめる かばん・靴、長い物(ホースなど)は30cm以下に切断 一辺の長さが30cmを超えるものは、集積場所に排出不可 電池、プラスチック、ピン、缶などは絶対に入れない	井原市指定ごみ袋		
燃やさないごみ	電池はまとめて袋に入れた状態、蛍光灯は割れないよう厚紙で包んだり購入時の箱に入れた状態で指定袋に入れる 傘の布、ビニールは燃やすごみで出す 蛍光灯、傘の骨は指定袋からはみ出ている集積所に排出可能	井原市指定ごみ袋		
資源ごみ	びん	キャップを取り（キャップは材質により分別）、中身を抜いて軽く洗ってから出す ラベル、びんの口の取れないプラスチックはそのままでよい 灰皿、花びんなどのガラス調度品、ガラスコップなどのガラス食器、化粧品のびんは、資源ごみ対象となるびんとは材質が異なるため、「燃やさないごみ」へ出す	透明袋	色分けしてそれぞれのコンテナに入れる
	缶	キャップを取り（キャップは燃やさないごみへ）、中身を抜いて軽く洗って、つぶさずに出す スチール缶とアルミ缶を分ける必要はない スプレー缶には必ず穴をあけガスを抜く たばこの吸殻などの異物は必ず取り除く		コンテナに入れる
	ペットボトル	キャップを取り（キャップは資源ごみその他のプラスチック類へ）、中身を抜いて軽く洗ってから出す ラベル、中栓や口の部分のリングなどは取らなくてよい 油分のついたペットボトル（たれ、ソース、ドレッシング、食用油などの容器）は「燃やすごみ」で出す 非食品のボトル（洗剤、シャンプー、リンスなどの容器）は「その他のプラスチック類」として出す		ネットに入れる
	その他のプラスチック製の容器や包装類	発泡スチロールの大きい物は細かく割って出す 中身を完全に使い切り、汚れを取り除いて出す 汚れが取れない場合は、「燃やすごみ」に出す	透明袋	
	古紙 [拠点回収]	「新聞紙・新聞チラシ」「牛乳パック」「ダンボール」「雑誌」「雑がみ」に分ける（新聞紙と新聞チラシは分けなくてよい） 牛乳パックは水洗いし、切り開いてよく乾かす 小さな菓子の箱などは、紙袋に入れて十字にしぼって出す 紙以外の異物は必ず取り除く	ひもで十字にしぼる (片手で持てる重さ)	
	古着類 [拠点回収]	ボタン・ファスナーはついたままでかまわない 毛布、シーツ、タオル、カーテン、ふとん、じゅうたん、電気毛布などの布類、毛糸の編物、革製品、綿入れ、防水加工のしたるもの、靴下などの小物は排出不可		
	廃食油 [拠点回収]	天かすなどの不純物は取り除く 雨水や異物が混入したものは出せない	購入時の容器またはペットボトル等	
	使用済小型家電 [拠点回収]	回収ボックスの投入口（35cm×15cm）に入るもの 一度回収した小型家電を返却することはできない 個人情報事前に消去する	市役所、支所の回収ボックス	
粗大ごみ	タンス等の木製品は金具を取り外す 戸別収集の場合はできるだけ玄関先まで運搬しておく	申込による戸別収集 または施設搬入		
埋立ごみ	—	施設搬入		

排出方法については、燃やすごみ、燃やさないごみには指定ごみ袋制度を導入しています。  
また、粗大ごみは各施設への直接搬入のほか、申込制による戸別収集を行っています。

図表 3-2-13 ごみの搬入ができる施設と搬入方法

区分	搬入先	搬入日時	手数料	手続き	注意点
可燃性 粗大ごみ 〔燃やすことができるもの〕	井原クリーンセンター (井原市木之子町高月) TEL62-3341	・月～金曜の 9時から16時 ※第1・3木曜は 21時まで	・生活系燃やすごみ 10kg当たり50円 ・事業系燃やすごみ 10kg当たり150円	直接、 井原クリーン センターへ行く	
不燃性 粗大ごみ 〔燃やすことが できないもの〕 ※搬入できない ものもある	井笠広域資源化センター (笠岡市平成町) TEL0865-66-4788	・月、金曜の 9時から12時 ・第4日曜 8時半から12時 13時から15時	無料	搬入当日、 環境課または 各支所の 振興課で 搬入する 品物の 確認を受け、 搬入許可証を 持って 各施設へ行く	第4日曜の 受付は 市役所・ 各支所の 日直が行う
	井原リサイクルセンター (井原市岩倉町) TEL62-5847	・月～金曜の 9時から16時	・2t車以下 2,000円/車 ・2t車を超える 4,000円/車		
資源ごみ 〔ペットボトル 缶、びん等 リサイクル できるもの〕	井原リサイクルセンター (井原市岩倉町) TEL62-5847	・月～金曜の 9時から16時	無料		分別・洗浄 し、透明袋に 入れる
埋立ごみ (土砂・ガレキ等)	井原市野々迫埋立処分場 (井原市高屋町野々迫) TELなし	・火、木、土、日曜の 9時から12時			搬入日が 土、日、祝日 の受付は 市役所・ 各支所の 日直が行う

(2) 収集頻度

収集頻度は図表3-2-14に示すとおりです。

図表3-2-14(1) ごみの収集頻度(井原地域)

収集する地区	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ
	【週2回】 または 【週1回】	【月2回】 または 【月1回】	【月3回】 または 【月1回】
(井原)猪原・清迫・向町・新町・本町・中町・十二神	月・木	第2・5金	第1・3・4金
下町・倉掛・夏目	火・金	第2・5水	第1・3・4水
(高屋)こだま園以南の全域(銀山・西山・宮賀・寺中を除く)	火・金	第2・5水	第1・3・4水
こだま園から北の全域、銀山・西山・宮賀・寺中	火	第2水	第1水
(上出部)四季が丘団地(下出部)(笹賀)	火・金	第2・5水	第1・3・4水
(七日市)(西江原)(木之子)(東江原)(神代)	月・木	第2・5金	第1・3・4金
賀山・有年・尾部	月・木	第2・5水	第1・3・4水
藤の木	木	第2水	第1水
(大江)	火・金	第2・5月	第1・3・4月
山王・山田・滝山	火	第2月	第1月
(上稲木)(下稲木)(岩倉)	火・金	第2・5月	第1・3・4月
采山	火	第2月	第1月
(門田)(西方)	月・木	第2・5水	第1・3・4水
西方住宅・向山	月・木	第2・5金	第1・3・4金
(青野)(北山)(稗原)(野上)	月・木	第2・5水	第1・3・4水
福良・大焼・余次	月・木	第2水	第1水
毘沙門	木	第2・5金	第1・3・4金

図表3-2-14(2) ごみの収集頻度(芳井地域)

収集する地区	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ
	【週2回】 または 【週1回】	【月1回】	【月2回】 または 【月1回】
梶江・築瀬・与井・川相	月・木	第1水	第2・4水
山村・下嶋・上嶋南部(上嶋コミュニティハウス前まで)	月・木	第1水	第2水
宇戸川(峠村・北畦を除く)・佐原・東吉井・西吉井	月・木	第3水	第2・4水
花滝(名越を除く)・種	月・木	第3水	第2水
上嶋北部(日南停留所横から)・東三原・西三原・峠村・仁郷	木	第1水	第2水
北畦・上野・天神山・名越・佐屋・池谷・井山(仁郷を除く)・片塚	木	第3水	第2水

図表 3-2-14(3) ごみの収集頻度（美星地域）

収集する地区	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ	
	【週2回】 または 【週1回】	【月1回】	缶 びん 【月1回】	ペット プラ 【月2回】
三山(八幡・西町東町)・美星	火・金	第2月	第2月	第2・4月
三山(八幡・西町東町以外)・大倉・宇戸谷・上高末・烏頭・宇戸	火	第2月	第2月	第2・4月
東水砂	金	第2月	第2月	第2・4月
西水砂・星田・黒木・黒忠(八日市以外)	金	第1月	第1月	第1・3月
黒忠(八日市)	火・金	第1月	第1月	第1・3月
明治	火	第1月	第1月	第1・3月

※「美星」には、美星自治会・塩こぼし自治会・美星団地・熊石田団地Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・布東団地を含む。

(3) 処理手数料等

平成 21 年 10 月からごみの有料化を実施し、図表 3-2-15 に示すとおり市民にごみ処理費用の一部負担をお願いしています。

また、図表 3-2-16、17 に示すとおり、一定条件を満たす個人、世帯、団体についてはごみ袋の支給を行っています。

図表 3-2-15 指定ごみ袋価格

文字の色	大きさ	1 枚単価	備考
赤	45 L	45 円	10 枚 1 組で販売
青	30 L	30 円	
緑	15 L	15 円	
橙	10 L	10 円	

図表 3-2-16 減免措置

	減免対象者	支給方法	年間支給枚数
子育て支援	満3歳に達するまでの乳幼児	出生届時の申請により井原市指定ごみ袋引換券の交付、または3年分一括交付のいずれか	1人当たり100枚 (15L袋)
障害者・高齢者支援	満3歳以上で、病気等の理由で紙おむつを常時使用している在宅の人	おしめ券の受給者には井原市指定ごみ袋引換券を交付	1人当たり100枚 (15L袋)
生活保護世帯支援	生活保護法に基づいて生活扶助を受けている世帯	井原市指定ごみ袋引換券を交付	1世帯当たり100枚 (15L袋)

- ・年度途中から該当となった対象者もしくは該当者には、月割の枚数を交付
- ・支給受取は「井原市指定ごみ袋引換券」に記載している場所で行う。

図表 3-2-17 ボランティア袋の配布条件

ボランティア袋配布条件	
●	個人または団体が公園、道路など公共の場所をボランティアで清掃し、ごみ集積所に排出する場合
●	自治会がごみ集積所における不適正排出のごみを出し直す場合
●	自治会等が地域行事の清掃をする場合

(4) その他の助成

① ごみ集積所施設整備補助金

ごみ集積所の施設整備に対し、補助金を交付しています。

補助率は設置費用の3分の2とし、設置した集積所を利用する世帯数に応じて上限額を設定しています。

図表 3-2-18 ごみ集積所施設整備補助金

世帯数の条件	補助金の上限額
● 概ね 10 戸以上～30 戸未満	200,000 円
● 30 戸以上～50 戸未満	250,000 円
● 50 戸以上	300,000 円

※着工前に事前申請することが必要

② 生ごみ処理剤ニオワン給付事業

生ごみ減量化促進のため、生ごみ処理剤の給付制度を設けています。環境課、シルバー人材センター、市内JA岡山西各支店にて販売している生ごみ処理剤ニオワン(ボカシ)について、利用者カードに用いて6袋(1袋100円)購入すると、そのカードと引き換えに追加で3袋を渡しています。

(5) 啓発活動

① いばら出前講座

出前講座において、環境課では「家庭ごみの分別のしかた」についての講座を提供しており、家庭ごみの正しい分別の仕方について周知徹底を図っています。

図表 3-2-19 いばら出前講座「家庭ごみの分別のしかた」開催実績

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
開催件数(回)	49	6	5	5	10	4	7	5
参加人数(人) (うち外国人)	1,916 (27)	170 (60)	102 (48)	109 (22)	217 (40)	93 (45)	95 (50)	75 (20)

資料：環境課

## ② 環境学習

市内ごみ収集業者でつくられている「いばら de eco る課!!」が小学校の社会科等で環境学習事業を実施しています。

図表 3-2-20 環境学習実施実績

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
学校数 (校)	4	3	9	8	7	8
回数 (回)	4	3	9	10	10	12

資料：環境課

## ③ 環境マイスター養成講座

平成 27 年度から環境マイスター養成講座を実施しています。環境問題に理解を深めた環境マイスター（環境名人）を養成することを目的としており、平成 28 年度末現在で 44 名が認定されています。

## ④ 夏休み子どもエコ教室

平成 28 年度から夏休み子どもエコ教室を実施しています。内容は身近なごみ問題をはじめ、エネルギーや自然環境をテーマとしており、平成 28 年度は 35 名、平成 29 年度は 107 名の申込がありました。

## 5-2 ごみの中間処理と処分

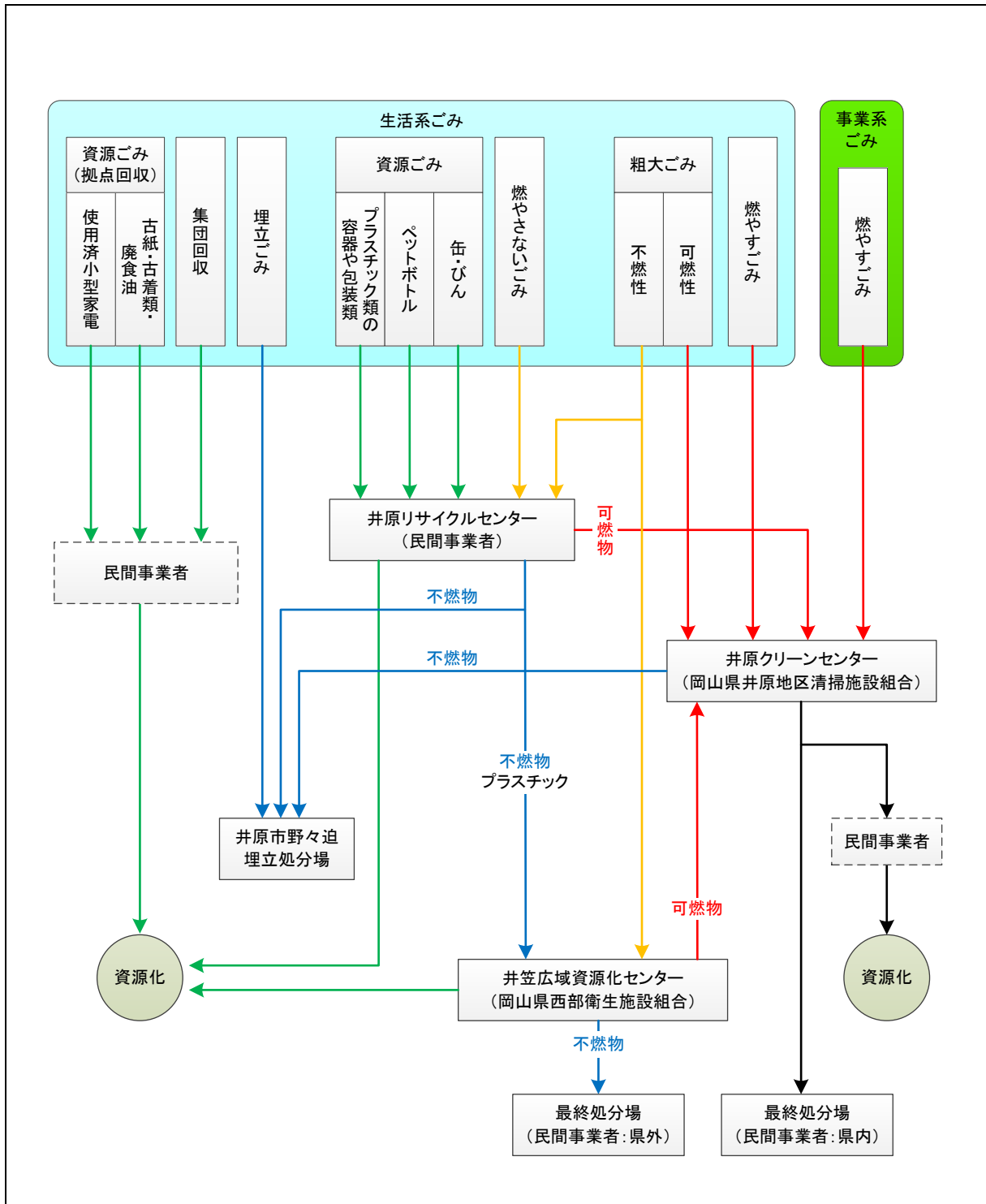
### (1) ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れは図 3-2-21 に示すとおりです。

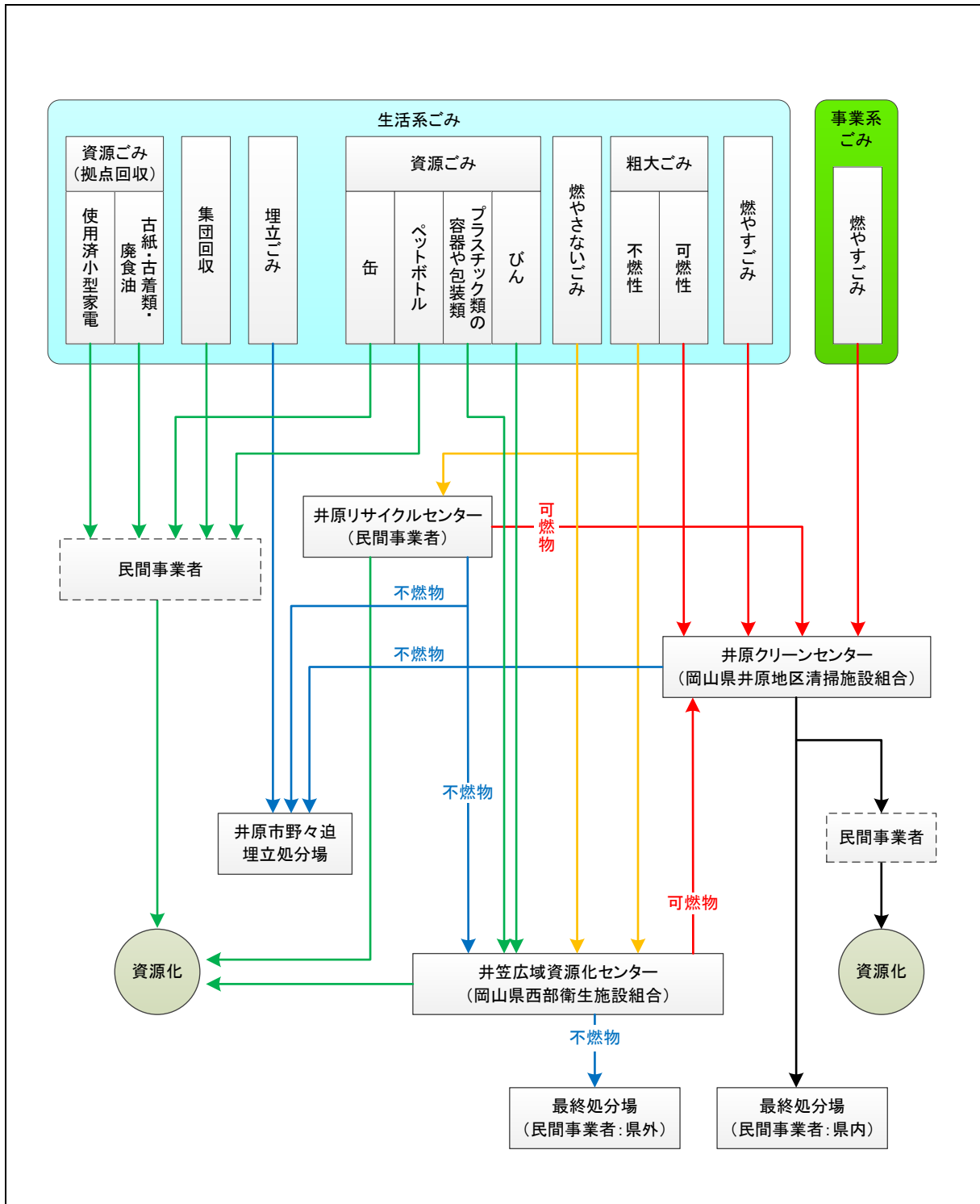
井原・芳井地域と美星地域では、燃やさないごみと資源ごみの処理フローが異なります。



図表 3-2-21(1) ごみ処理の流れ (井原・芳井地域)



図表 3-2-21(2) ごみ処理の流れ (美星地域)



(2) 処理施設の概要

① 中間処理施設

中間処理施設の概要は図表 3-2-22 に示すとおりです。

図表 3-2-22 中間処理施設の概要

施設名	井原クリーンセンター（焼却施設）	井原リサイクルセンター
所在地	井原市木之子町 2192 番地 1	井原市岩倉町 236 番地
管理・運営	岡山県井原地区清掃施設組合	民間事業者
敷地面積	7,647.07 m <sup>2</sup>	1,927 m <sup>2</sup>
延床面積	3,013 m <sup>2</sup>	693 m <sup>2</sup>
処理方式	准連続焼却式（流動床式）	選別、資源化
処理能力	90 t/日（45 t/16h×2 炉）	8 t/日
竣工	平成 6 年 8 月	平成 4 年 4 月
施設名	井笠広域資源化センター （リサイクルプラザ）	井笠広域資源化センター （粗大ごみ処理施設）
所在地	笠岡市平成町 105 番地	笠岡市平成町 105 番地
管理・運営	岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合
敷地面積	4,600 m <sup>2</sup>	15,028 m <sup>2</sup>
延床面積	2,811.97 m <sup>2</sup>	2,374.8 m <sup>2</sup>
処理方式	選別、資源化	回転式破砕機
処理能力	27 t/日	40 t/日
竣工	平成 12 年 8 月	平成 7 年 3 月

② 最終処分場

最終処分場の概要は図表 3-2-23 に示すとおりです。

図表 3-2-23 最終処分場の概要

施設名	井原市野々迫埋立処分場
所在地	井原市高屋町野々迫地内
管理・運営	井原市
埋立開始年度	平成 2 年度
埋立対象	土砂ガレキ類、不燃物（金属ガラス類は除く）、焼却灰
埋立面積	7,095 m <sup>2</sup>
埋立容量	32,980 m <sup>3</sup>
残余容量	2,383 m <sup>3</sup>
汚水処理能力	15 m <sup>3</sup> /日（最大 60 m <sup>3</sup> /日）
汚水処理方式	回転円板式生物処理＋凝集沈澱＋滅菌

※残余容量はいずれも平成 28 年度末時点の容量

図表 3-2-24 施設の位置

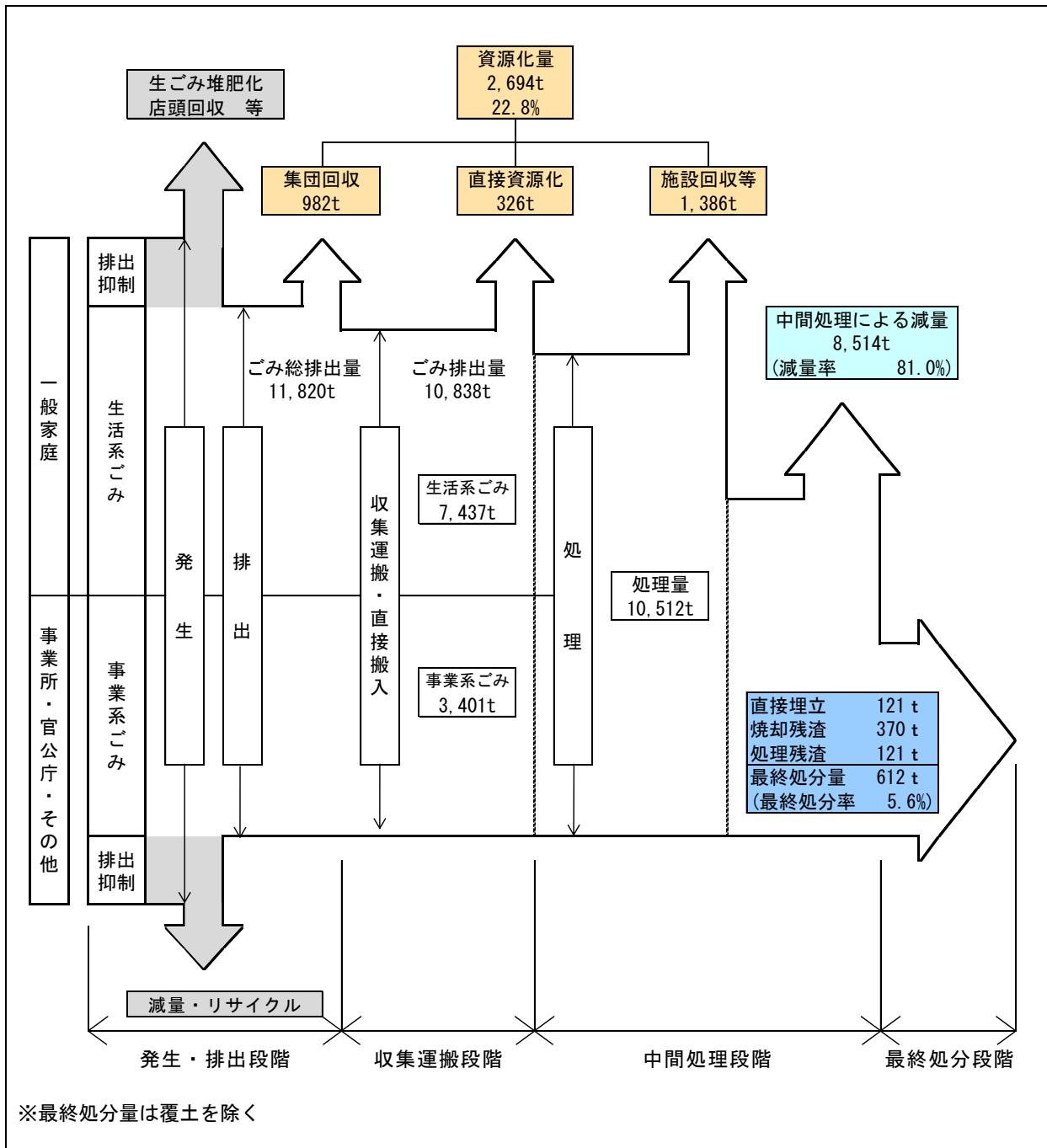


## 6. ごみの減量・再資源化・最終処分まとめ

これまでに示した各々の施策等によるごみ減量・資源化量について、ごみの発生・排出、収集・運搬、中間処理、最終処分の段階別に表示すると、図表3-2-25のとおり整理することができます。

これによると、平成28年度における本市のリサイクル率は約22.8%、中間処理による減量率は約81.0%です。また、最終処分率は約5.6%であり、中間処理の推進及び資源化の促進により、最終処分率は10%を下回る水準に抑えられています。

図表3-2-25 ごみ減量・再資源化・最終処分のまとめ（平成28年度）



## 7. ごみ処理行財政の実績

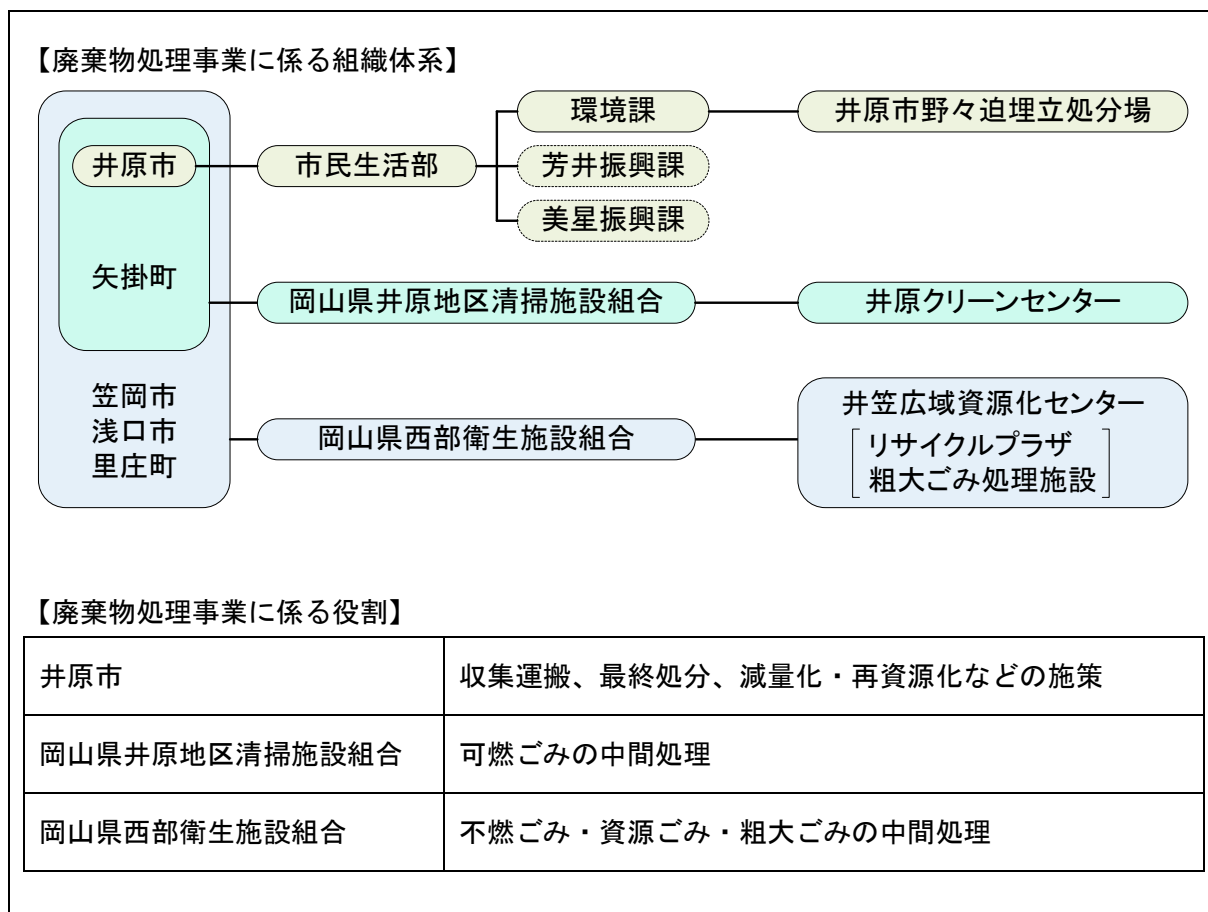
### 7-1 運営・維持管理体制

本市の廃棄物処理事業に係る執行機関は、環境課です。

一般廃棄物処理について、収集運搬、最終処分及び減量化・再資源化などの施策を本市が、中間処理及び一部の最終処分を一部事務組合が行っています。

組織体系は、図表3-2-26に示すとおりです。

図表 3-2-26 廃棄物処理事業に係る執行機関



## 7-2 ごみ処理経費

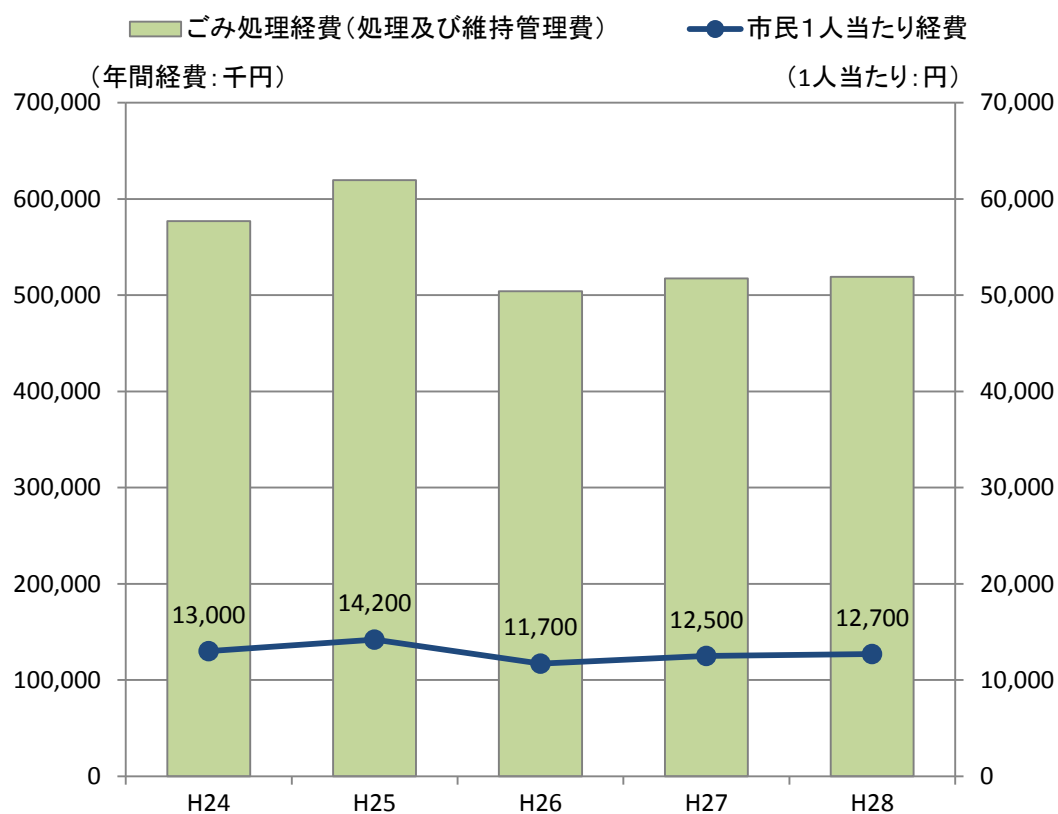
ごみの処理及び維持管理に係る経費は、5～6億円程度の範囲で近年は概ね横ばいで推移しており、平成28年度の経費は約5億2千万円となっています。

市民1人当たりの経費は1万2千～1万4千円程度となっています。

図表 3-2-27 ごみの処理及び維持管理に要する経費等の推移

年度	ごみ処理経費※	一般会計決算額	決算額に占める割合	市民1人当たり経費
	(千円)	(千円)	(%)	(円/人)
H24	576,806	20,082,153	2.9	13,000
H25	619,476	19,563,030	3.2	14,200
H26	504,118	20,343,254	2.5	11,700
H27	517,390	19,501,903	2.7	12,500
H28	519,203	19,620,363	2.6	12,700

※ 建設費などを除く処理及び維持管理費



資料：環境課

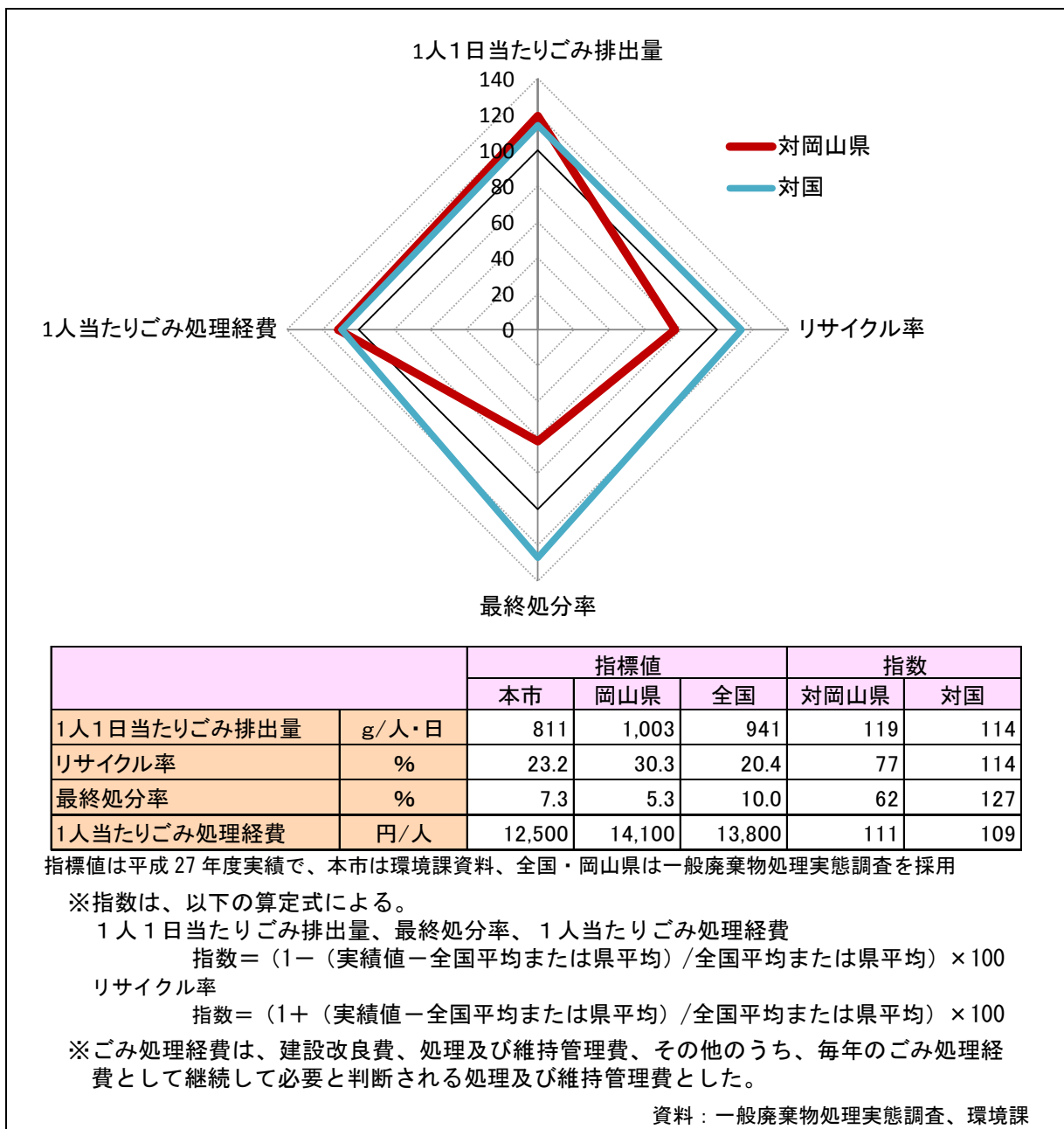
### 7-3 ごみ処理の評価

ごみ処理状況について、平成27年度実績を基にごみ排出量、再資源化率、最終処分率、ごみ処理経費の4つを指標として、全国平均、岡山県平均と比較して評価しました。具体的には、全国平均値あるいは岡山県平均値を100として本市値を指数化し、レーダーチャート図として示しました。なお、レーダーチャートに示される四角形が大きいほど良好な状況にあることを示します。

本市の評価は、4つの指標のうちリサイクル率、最終処分率において岡山県平均を下回るものの全国平均を下回るものがなく、概ね良好なごみ処理が行われています。

尚、岡山県のリサイクル率は、全国47都道府県中1位、最終処分率は3位であり、県全体で良好なごみ処理体制が構築されています。

図表 3-2-28 ごみ処理の評価





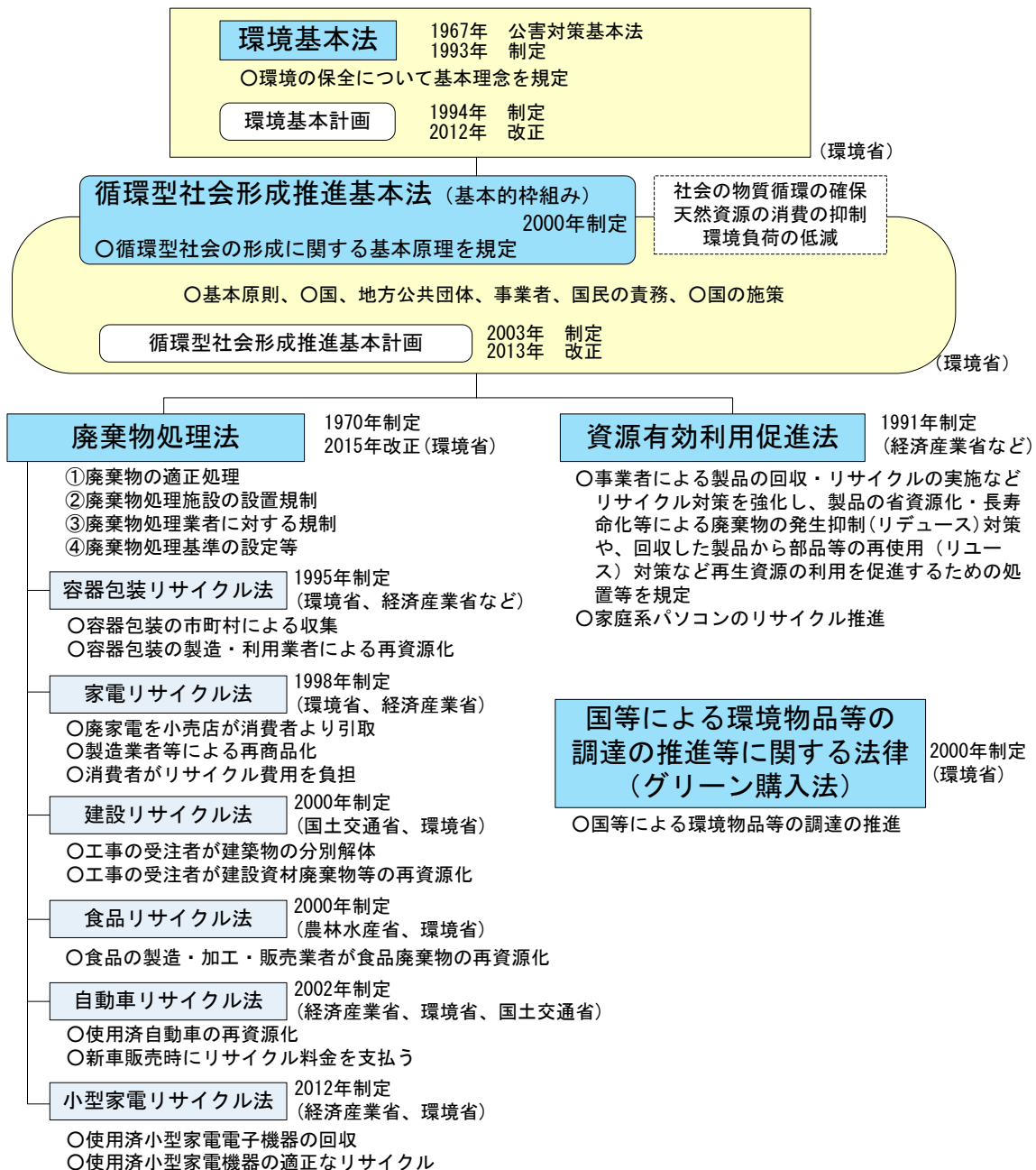
# 第3節 関係法令の動向と上位計画

## 1. 関係法令等の動向

国においては、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）を平成12年6月に制定しました。循環基本法において廃棄物の処理に関しては、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されています。また、循環基本法と一体的に廃棄物処理法についても改正が行われ、さらに、リサイクル関連個別法も公布・施行されています。

近年においては、東日本大震災における災害廃棄物問題を契機に、廃棄物処理法が改正され、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項が追加されています。

図表 3-3-1 循環型社会形成推進のための法体系



## 2. 上位計画

### 2-1 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法に基づき平成 13 年 5 月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が策定されました。

その後「基本方針」は平成 17 年 5 月に一部改正、平成 22 年 12 月、平成 28 年 1 月に変更がなされ、平成 32 年度を目標年度とする廃棄物の減量化、資源化および最終処分目標量について示されています。なお、一般廃棄物に係る数値目標については、図表 3-3-2 に示すとおりであり、平成 24 年度ごみ排出量に対し、平成 32 年度に約 12%削減、再生利用量を 27%に増加したうえで、最終処分量を平成 24 年度から約 14%削減する。また、1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量を 500 g とすることを目標としています。

図表 3-3-2 基本的な方針に基づく減量化・再生利用・最終処分量目標(概要)

一般廃棄物の減量化の目標量	「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」に掲げられた目標等を踏まえ、平成 32 年度を目標年度として進めていく。	
一般廃棄物については、現状（平成 24 年度）に対し、平成 32 年度において、排出量を約 12%削減し、再生利用率を約 21%から約 27%に増加させるとともに、最終処分量を約 14%削減する。		
	H24 年度 (基準年)	H32 年度 (目標値)
排出量	4,523 万 t	約 12%削減 (対 H24 比) (約 4,000 万 t)
再生利用	約 21%	約 27%
最終処分	465 万 t	約 14%削減 (対 H24 比) (約 400 万 t)
生活系ごみ排出量 (1 人 1 日当たり)		500 g

## 2-2 循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画

平成 12 年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成 13 年 1 月に完全施行されました。国においては、同法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、平成 15 年 3 月に「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を策定しています。なお、平成 20 年 3 月には第 2 次計画、平成 25 年 3 月には第 3 次計画を策定し、新たな取組目標が示されました。

この循環基本計画では、ごみを減らすための具体的な取組の目標として、1 人 1 日当たりのごみ排出量を 25%削減していくことを掲げています。

図表 3-3-3 循環型社会形成推進基本法における取組指標

(循環型社会形成推進基本計画第 3 章第 2 節「取組指標」より抜粋)

### (2) 一般廃棄物の減量化（目標を設定する指標）

リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総体的に測る指標として、1 人 1 日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成 12 年度比で約 25%減（約 890 g）とすることを目標とする。

【参考】平成 12 年度 約 1,185 g、平成 22 年度 約 976 g

#### ① 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの 1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 32 年度において、平成 12 年度比で約 25%減（約 500 g）とすることを目標とする。

【参考】平成 12 年度 約 660 g、平成 22 年度 約 540 g

#### ② 事業系ごみ排出量

事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの「総量」について平成 32 年度において、平成 12 年度比で約 35%減（約 1,170 万 t）とすることを目標とする。

【参考】平成 12 年度 約 1,799 万 t、平成 22 年度 約 1,297 万 t

※ 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標として設定する。

## 2-3 新岡山県環境基本計画第2次改訂版

岡山県では、平成29年3月に環境基本計画を改定しています。

新岡山県環境基本計画の概要は、以下のとおりです。

図表 3-3-4 新岡山県環境基本計画第2次改訂版における目標値（一般廃棄物）

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成27年度 (2015年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
一般廃棄物の排出抑制 ・資源化率(%)	90 (平成17(2005)年度)	95.3 (平成26(2014)年度)	96

$$\text{排出抑制・資源化率} = \left( 1 - \frac{\text{埋立処分量 (t/年)}}{\text{平成17(2005)年度の排出量 (t/年)}} \right) \times 100$$

この指標は岡山県独自のもので、分母を平成17(2005)年度の排出量に固定することにより、簡易な計算式で廃棄物の排出量と埋立処分量の動向を同時に把握しようとするものである。

## 2-4 第4次岡山県廃棄物処理計画

岡山県では、平成29年3月に新たな廃棄物処理計画「第4次岡山県廃棄物処理計画（平成28～32年度）」を策定しています。

第4次岡山県廃棄物処理計画では、一般廃棄物処理の目標を図表3-3-5のとおり掲げています。

また、岡山県内のごみ処理広域化については、これまで「新岡山県ごみ処理広域化計画（H19.3）」において基本方針が示され、推進されてきましたが、新岡山県ごみ処理広域化計画の計画期間が平成28年度に満了したことを受け、第4次岡山県廃棄物処理計画がごみ処理広域化計画を兼ねた計画として位置付けされています。

図表 3-3-5 第4次岡山県廃棄物処理計画における目標値（一般廃棄物）

	目標年 32年度
1人1日当たりの排出量	935 g
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500 g
再生利用率	32.7%
最終処分量	86.5 t/日

資料：岡山県

## 2-5 井原市第7次総合計画

平成20年3月に「井原市第6次総合計画基本構想・前期基本計画」を、平成25年3月には「井原市第6次総合計画・後期基本計画」を策定し、まちづくりに取り組んできました。平成30年3月に、これらの計画期間が満了することに伴い、これまでの施策・事業の検証結果や市民意識調査等を踏まえ、今後10年間のまちづくりの指針となる「井原市第7次総合計画・基本構想」及び今後5年間に取り組む施策・事業を具体的に示した「井原市第7次総合計画・前期基本計画」を策定しています。

図表 3-3-6 井原市第7次総合計画 前期基本計画における目標値

	現状値 (H28年度)	目標値 (H34年度)	関連施策・事業名
ごみ排出量	11,820 t	10,736 t	ごみ減量化推進事業
リサイクル率	22.8%	24.1%	ごみ分別及び資源化

図表 3-3-7 井原市第7次総合計画 前期基本計画における施策展開の方向

施策展開の方向	
廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ分別及び資源化</li> <li>● 資源回収推進団体補助</li> <li>● 古紙古着類回収業務</li> <li>● ごみ集積所施設整備補助</li> <li>● ごみ減量化推進補助</li> <li>● 不燃性粗大ごみ回収事業</li> <li>● 生ごみ処理剤給付</li> <li>● 使用済小型家電回収事業</li> </ul>
廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物処理施設の整備</li> <li>● 地域環境美化推進事業</li> <li>● 不法投棄巡視業務</li> </ul>
学校・地域・職場等における環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「井原市環境基本計画」の進行管理</li> <li>● 環境学習用副読本の配布</li> <li>● 地域環境美化推進事業（再掲）</li> <li>● 「環境フェア」実施事業</li> </ul>

## 2-6 第2次井原市環境基本計画

総合計画を環境面から総合的かつ計画的に推進するため、井原市環境基本条例に基づき井原市環境基本計画を策定しています。廃棄物処理も含め、エネルギーや自然環境、生活環境など環境全般に関する本市の施策の方向性を示すもので、平成28年3月に「第2次井原市環境基本計画」を策定しています。

図表 3-3-8 第2次井原市環境基本計画における施策展開の方向

基本目標	施策の方向	基本的な施策
環境への負荷の少ないまちづくり	廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進	廃棄物の発生抑制 廃棄物のリサイクルの推進
	廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の推進 不法投棄・不適正な野外焼却の防止
	省資源・省エネルギー等の推進及び再生可能エネルギーの導入と活用	省資源・省エネルギー等の推進 再生可能エネルギーの導入と活用
	地域環境保全対策の推進	地球温暖化対策の推進 オゾン層破壊の防止 酸性雨の防止

注) 第2次井原市環境基本計画で示した5つの基本目標のうち、ごみ処理に関する基本目標を抜粋したものの。

## 第4節 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状や社会情勢を踏まえ、本市におけるごみ処理の課題・問題点を以下のとおり抽出しました。

### 1. 分別意識・減量意識の向上と実践

家庭から排出される収集ごみのうち、燃やすごみ及び燃やさないごみの組成調査を実施した結果、資源ごみとして排出されるべきごみや洗うことで資源ごみとして排出できるごみが3割程度含まれていることが確認されています。また、燃やすごみには手付かずのまま捨てられた食品も散見されたことから、分別の徹底やごみ減量の意識に改善の余地があると考えられます。

ごみの減量やリサイクル率の向上に向け、実践まで繋げられるような市民の分別意識・減量意識の向上が必要です。

### 2. ごみ排出方法の市内統一

地域によってごみの収集頻度や分別・排出方法が異なります。「新潟県ごみ処理広域化計画」に基づいたごみ処理の広域化に合わせ、ごみ排出方法等についても統一を図っていくことが必要です。

### 3. 水銀対策（新たな法制度対応）

近年の国際的な環境・廃棄物情勢において注目すべき事項として水銀の規制が挙げられます。日本においてもその関連法令として「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が平成27年6月に公布され、水銀に関する水俣条約の発効日である平成29年8月16日に施行されました。

これを受けて、廃棄物処理法施行令等、大気汚染防止法等が順次改正される見通しとなっており、市町村においても水銀を含むごみの適正回収を行うことが必要です。





## 第 4 章

# ごみ処理基本計画

---



## 第1節 ごみ処理の目標

### 1. 基本目標

本計画におけるごみ処理の基本目標は以下のとおりとします。

**豊かな自然を守り、持続可能な社会に**

### 2. 基本方針

ごみ処理及び目標達成のための基本方針は以下のとおりとし、この基本方針を柱として各種施策を実施していきます。

#### ■ 3Rの推進

ごみの発生量・排出量を削減し、再生利用量を増やし、処分量の削減を図るため、3R運動を推進します。

(3R=リデュース：発生抑制, リユース：再使用, リサイクル：再生利用)

#### ■ 環境教育の推進

市民自ら積極的にごみ問題に取り組むよう、環境に対する市民の意識向上を図るための環境教育を推進します。

#### ■ 適正処理の推進

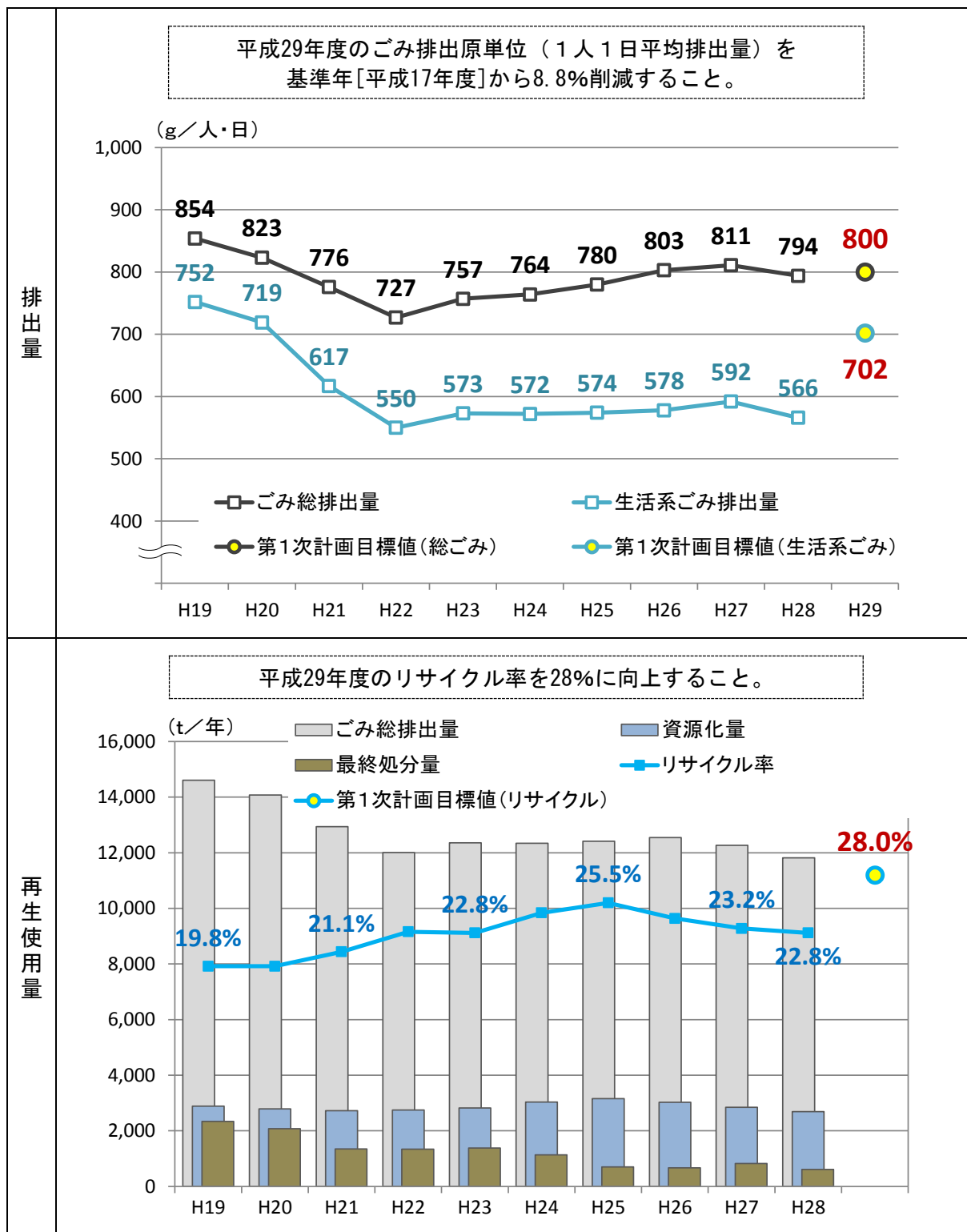
ごみ処理による環境負荷をできるだけ低減し、また、災害廃棄物や在宅医療系廃棄物など特殊なごみについても処理体制の構築を図るなど、適正なごみ処理を推進します。

### 3. 第1次計画における目標値とその進捗

第1次計画では、排出量、再生利用量について図表4-1-1に示すとおり目標値を設定し、それに対する実績の推移はグラフに示すとおりです。

排出量（ごみ排出原単位）は平成23年度以降上振れ、再生使用量（リサイクル率）は平成26年度以降下振れしており、目標値の達成は非常に厳しい状況です。

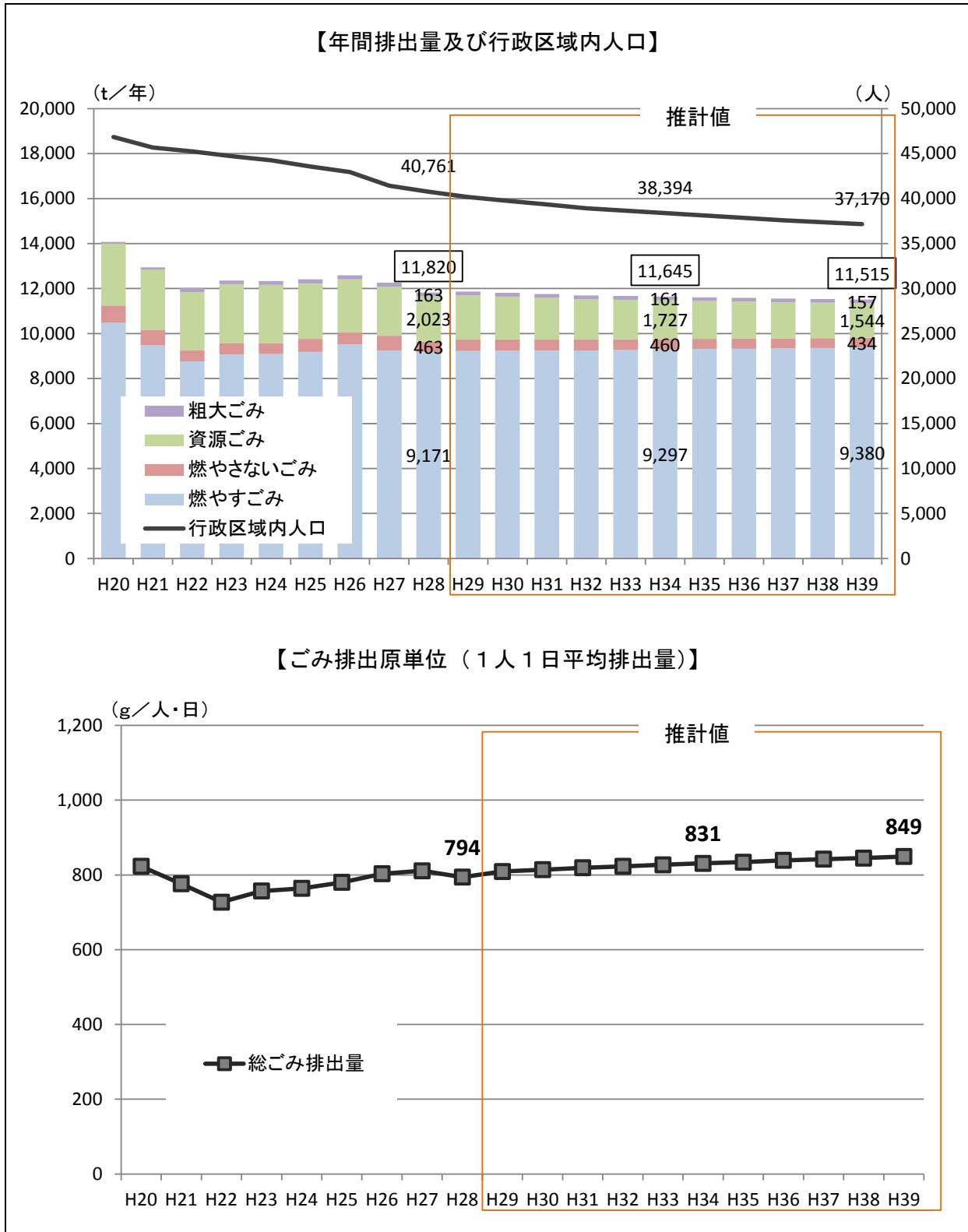
図表4-1-1 第1次計画の数値目標と実績値の比較



#### 4. ごみの将来見込み量

近年のごみ排出状況の傾向を前提に、今後も同様の傾向が続くものとしてごみの将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）、ごみ総排出量の排出原単位（市民1人1日当たり排出量）は微増するものの、人口の減少に伴って年間排出量は減少していくものと予測されます。

図表 4-1-2 ごみの排出量及び行政区域内人口の将来見込み（単純推計）



## 5. 目標値の設定

### 5-1 目標値の設定方針

本計画における目標値の設定は、「ごみ排出削減」と「分別徹底による資源ごみ排出量増加」の2つの視点から設定するものとします。

計画目標年度における目標値は、5年後を目途とした本計画改定の際に、進捗状況を検証した上で必要に応じて見直すものとします。

### 5-2 目標値

#### (1) 排出削減目標

##### 削減対象

本市管内で排出されるごみのうち、大部分を占める燃やすごみ（可燃ごみ）を削減対象とし、生活系ごみ及び事業系ごみについて対象とします。特に、生活系ごみにおいてはごみ組成調査結果で確認された収集燃やすごみ（可燃ごみ）に含まれている手付かず食品や調理くず・食べ残しを対象とします。

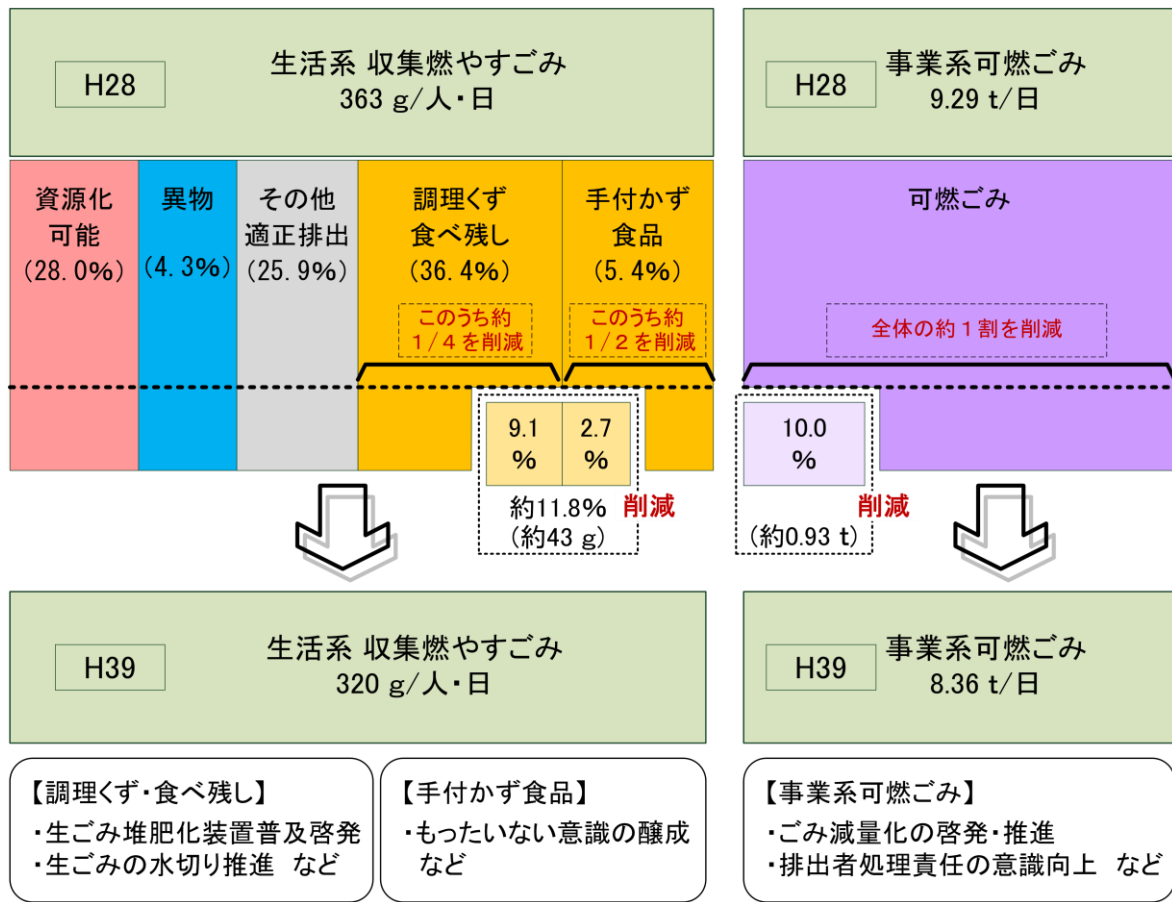
##### 目標量

生活系ごみについては、市民のもったいない意識を醸成することで手付かず食品 5.4%のうち約半分を、生ごみ堆肥化装置の普及啓発や生ごみ水切りの推進等によって調理くず・食べ残し 36.4%のうち約4分の1を削減することで、生活系の収集燃やすごみ（可燃ごみ）を現状よりも約 11.8%削減（1人1日当たり約 43 g 削減）することを目指します。

また、事業系についても、生活系ごみと同等程度の目標を設定するものとして、可燃ごみについて現状よりも約 10%削減（1日当たり約 0.93 t 削減）することを目指します。

排出削減の目標量をまとめると、図表 4-1-3 のとおりとなります。

排出削減目標量の設定



図表 4-1-3 排出削減の目標量

		【現 状】 平成 28 年度	【数値目標年度】 平成 34 年度	【計画目標年度】 平成 39 年度
生活系	収集燃やすごみ (1人1日平均排出量)	363 g	342 g (約 5.9%減)	320 g (約 11.8%減)
事業系	可燃ごみ (1日平均排出量)	9.29 t	8.75 t (約 5.0%減)	8.36 t (約 10.0%減)
ごみ総排出量 (1人1日平均排出量)		794 g	766 g (約 3.5%減)	730 g (約 8.1%減)

(2) 分別徹底による資源ごみ排出量増加

分別対象

家庭から排出される燃やすごみ、燃やさないごみの中には、適正に排出されているもの以外に様々なものが含まれており、その中には資源ごみとして排出できるものも一定量含まれています。これらの資源ごみに排出できる品目全てを対象として、分別の徹底を推進します。

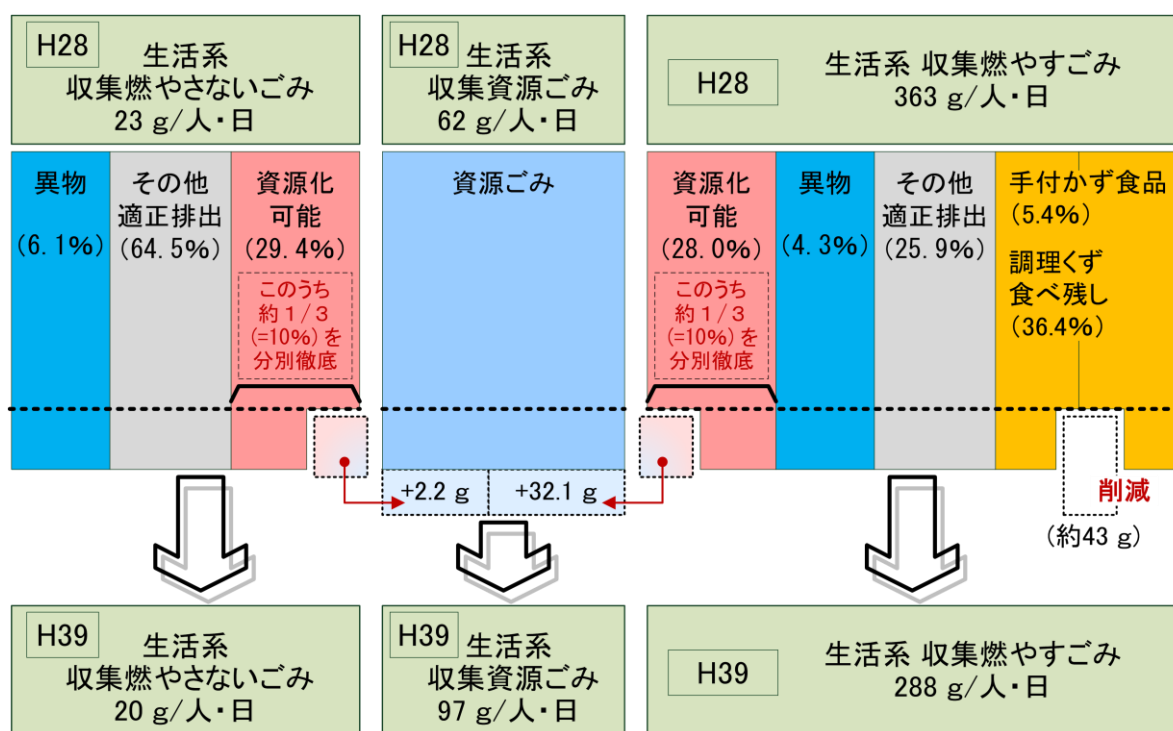
目標量

ごみ組成調査結果によると、生活系の収集燃やすごみ、燃やさないごみには共に資源ごみに排出できるものが約30%含まれています。これらのうち約3分の1となる10%を資源ごみへ分別排出することを目指します。分別徹底による資源ごみ排出量増加の目標量は次のとおりとします。

図表 4-1-4 分別徹底による資源物増加の目標量

	【数値目標年度】 平成 34 年度	【計画目標年度】 平成 39 年度
生活系収集燃やすごみ から (1人1日平均排出量)	+18.7 g	+32.1 g
生活系収集燃やさないごみ から (1人1日平均排出量)	+1.2 g	+2.2 g
生活系収集資源ごみ (1人1日平均排出量)	84.9 g	96.7 g

分別徹底目標量の設定





### 5-3 数値目標のまとめ

本計画における数値目標は、排出抑制、リサイクル、最終処分について、以下のとおりとします。

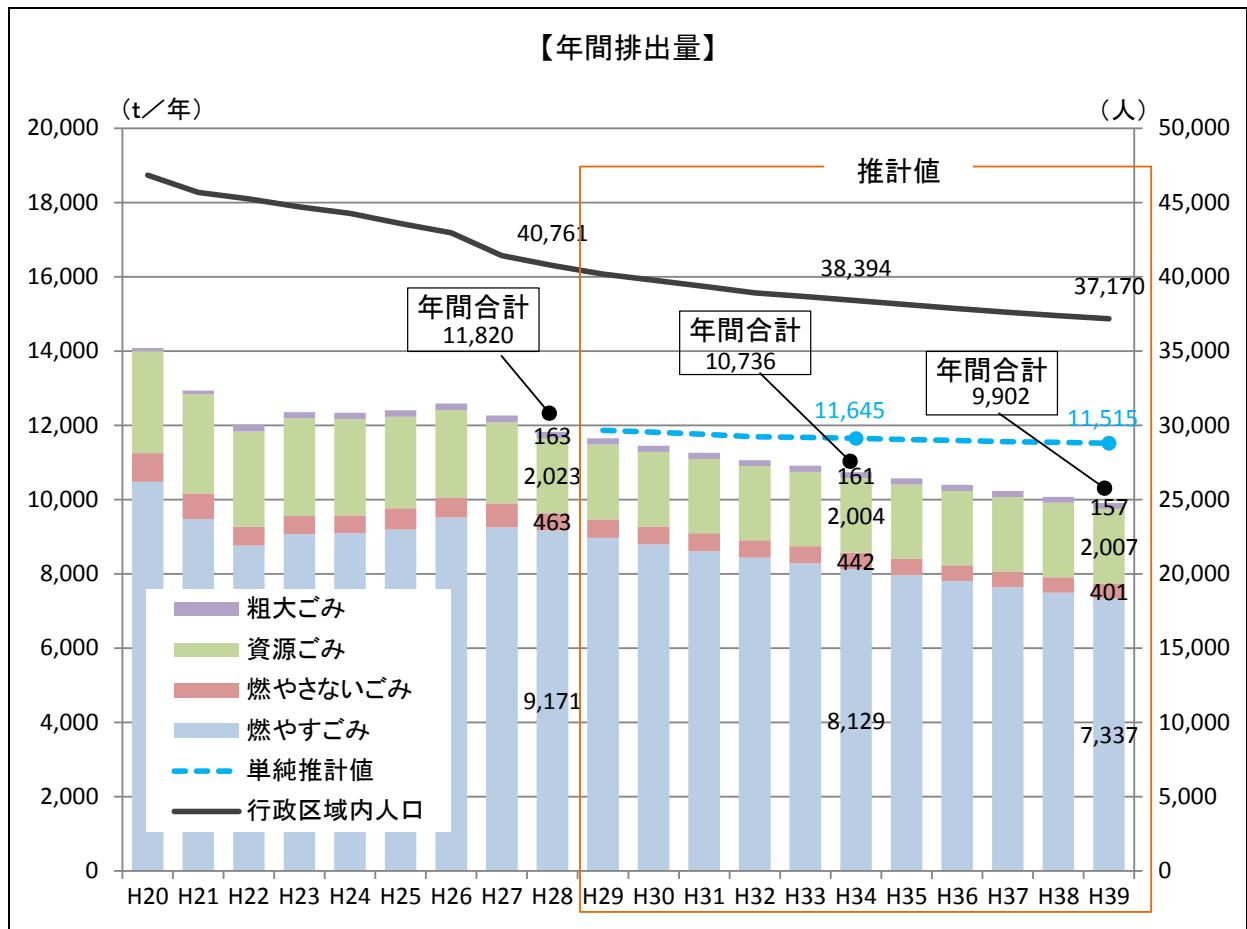
本計画で目指す数値目標は、計画目標年度（平成39年度）において、排出抑制目標を**ごみ排出原単位：730 g**、再生利用目標を**リサイクル率：25.6%**、最終処分目標を**最終処分量：507 t**とします。

また、計画期間の中間年度である数値目標年度（平成34年度）において、排出抑制目標を**ごみ排出原単位：766 g**、再生利用目標を**リサイクル率：24.1%**、最終処分目標を**最終処分量：557 t**とし、当面は数値目標年度での目標達成を目指すものとします。

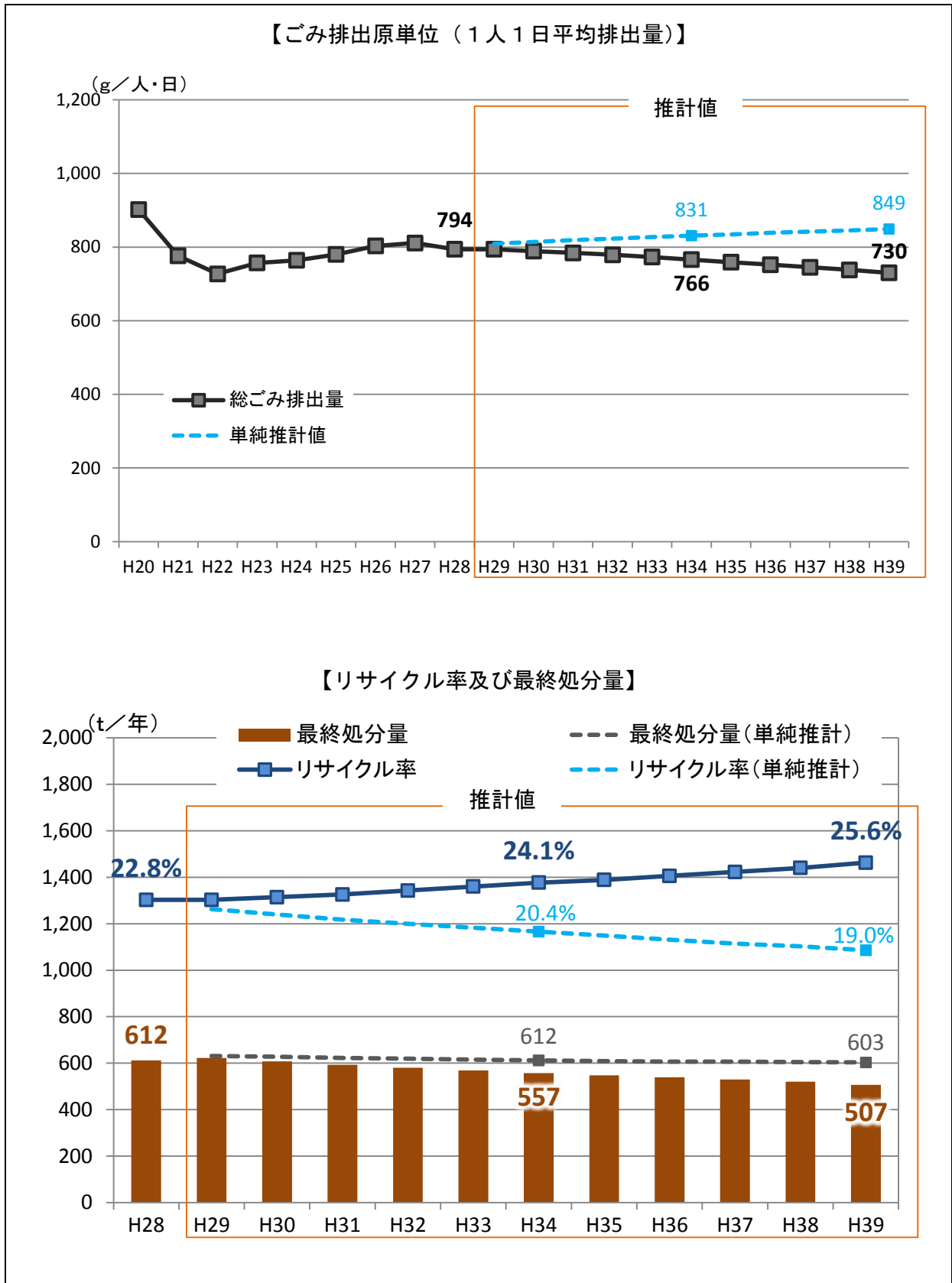
図表 4-1-5 本計画の数値目標

	指標	現 状 平成 28 年度	数値目標年度 平成 34 年度	計画目標年度 平成 39 年度
排出抑制	ごみ排出原単位	794 g	766 g	730 g
再生利用	リサイクル率	22.8%	24.1%	25.6%
最終処分	最終処分量	612 t	557 t	507 t

図表 4-1-6(1) ごみの将来見込み（目標達成時）



図表 4-1-6(2) ごみの将来見込み（目標達成時）



## 第2節 ごみ処理の主体

本市管内から排出されるごみについて、排出から処理・処分に至る工程ごとの主体について明確化する。

### ■排出段階

排出段階におけるごみ発生抑制、再資源化については、ごみの排出者である市民・事業者が主体として行うものとする。適正処理の観点からもごみの発生抑制を推進する必要があることから、本市は排出者の取組に必要な支援等を行い、協働してごみの発生抑制を行うものとする。

### ■収集・運搬

排出から収集段階までは市民との接点ともなるため、生活系ごみについては現状どおり本市が主体となって行うものとする。

事業系ごみについては、原則として事業者が主体となり、自らの責任により行うものとする。

### ■処理・処分

ごみの中間処理及び最終処分は、本市（本市が処理を委託する民間業者も含む）が主体となって行うものとする。

ただし、本市が取り扱わないとしている処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

排出者	排出抑制	収集運搬	中間処理	最終処分	再資源化	
					排出段階	処理段階
【生活系ごみ】 市民	市民	本市	本市	本市	市民	本市
【事業系ごみ】 事業者	事業者	事業者	事業者 本市	事業者 本市	事業者	事業者 本市

※委託処理の場合も本市の処理主体として含む。

## 第3節 排出抑制・3Rの推進計画

数値目標を達成するため、優先的に取り組むべきはごみの発生・排出抑制です。また、3Rによる資源循環の推進も循環型社会の構築には欠かせないものです。

排出抑制・3Rの推進には、市民や事業者のごみ問題等への正しい理解や環境意識の向上といった人づくりが重要となります。さらに、市民や事業者が主体的に排出抑制・3Rの取組を実践することが必要です。

排出抑制・3Rの推進については、市民、事業者、行政が協働して取り組むこととして、以下に示す施策を重点的に展開していくものとします。

### 排出抑制・3Rの推進に関する施策の体系

<p>1. 情報の発信と意識啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策1 意識啓発のためのメディア活用</li> <li>● 施策2 市民・事業者・行政の情報の共有化</li> <li>● 施策3 学校教育を通しての意識啓発</li> <li>● 施策4 地域における環境教育の推進</li> <li>● 施策5 環境イベントを通じた啓発</li> </ul>
<p>2. 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策6 井原市廃棄物減量等推進審議会などの開催</li> <li>● 施策7 リサイクルプラザ、環境関連施設の活用</li> <li>● 施策8 事業者との協議会の設置</li> </ul>
<p>3. 3Rの推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>Reduce</b> (リデュース) 発生抑制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>Reuse</b> (リユース) 再使用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>Recycle</b> (リサイクル) 再生利用</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策9 生ごみ減量化の推進</li> <li>● 施策10 生ごみ堆肥化処理の推進</li> <li>● 施策11 買い物袋持参、簡易包装・詰め替え商品の購入促進</li> <li>● 施策12 多量排出事業者へのごみ減量化の推進、啓発</li> <li>● 施策13 不用品交換の推進</li> <li>● 施策14 講習会、講演会などの開催</li> <li>● 施策15 ごみ分別区分・排出方法の周知徹底</li> <li>● 施策16 事業系資源ごみの分別・資源化の促進</li> <li>● 施策17 資源ごみ分別徹底の推進</li> <li>● 施策18 拠点回収の推進</li> <li>● 施策19 集団回収の推進</li> <li>● 施策20 資源化対象品目の拡大検討</li> </ul>

# 1. 情報の発信と意識啓発の推進



## 意識啓発のためのメディア活用

ごみ問題や環境問題に関する意識啓発やごみ減量等の普及啓発を推進するためには、できるだけ多くの市民に情報を提供する必要があります。

そのため、広報誌やインターネットのホームページのほか、ケーブルテレビや緊急告知端末「お知らせくん」など様々なメディアを活用し、多くの市民に情報提供を行います。あわせて、教育や消費者行政などを所管する他部局とも連携しながら、提供する情報の内容についても充実を図ります。

各主体の役割

### 【市民】

広報誌、インターネット、ケーブルテレビ、緊急告知端末「お知らせくん」など様々なメディアから情報を得る。

### 【行政】

あらゆるメディアを活用し、市民への情報提供や普及啓発に努める。



\*子守唄の里ひなまつりウォーク。で、高麗町内を散策しながらひな遊りを楽しむ参加者

おひなさまかわいいねっ

BARA



## 不燃性粗大ごみの回収

家庭の不燃性粗大ごみの回収を、市内16箇所で行います 第2期、環境課(☎9515)

### ◆回収するもの

下記回収物一覧表のとおり  
※一覧表にないものは回収できません。

### ◆注意事項

- ①回収場所へは個人で搬入してください。
- ②搬入できるのは一般家庭から排出されたものだけです。
- ③回収場所では地区役員などの指示に従ってください。
- ④指定時間以外は絶対に搬入しないでください。
- ⑤ストープなどは灯油を必ず抜いてください。
- ⑥危険な破片などが飛散しないよう配慮をして搬入してください。
- ⑦履み合っている場合は順番を待ってください。
- ⑧ほかの地区へは搬入しないでください。
- ⑨段ボールや袋などに入れて搬入しないでください。
- ⑩確立を避けるため、搬入するごみ以外は持ち込まないでください。

### ◆回収物一覧表

No.	品目	注意事項	No.	品目	注意事項
1	自転車	三輪車・ベビーカー・シルバーカー — 輪車・車いすを含む	12	電気こたつ	天板は除く
2	ストーブ	ファンヒーター・電気ストーブを含む 灯油は必ず抜くこと	13	ポット	
3	米びつ	野子器・ハイザーを含む	14	ミシン	針は外すこと
4	ホウオプレート	たこ餅せ器を含む	15	衣類ケース	プラスチックおよび金属製
5	照明器具	電球・蛍光灯は外すこと	16	ステレオ	ラジオ・ラジカセを含む
6	ガスレンジ	電子レンジ・カセットコンロ・オーブントースターを含む	17	食器乾燥機	食器洗い機を含む
7	扇風機	冷風扇・ウインドファンは除く	18	プリンター	FAX・家庭用コピー機を含む
8	炊飯器	ホームベーカリーを含む	19	スチール製ば	スチール製靴スチール製履を含む
9	テレビ・録音用機器	ビデオデッキ・DVDレコーダーなど	20	空気清浄機	加湿器・除湿機を含む
10	灯油ポリ容器	ポリ製のみ	21	一斗缶	中身を空にし、空が確認できる よう仕切りなどで密封すること
11	掃除機		22	健康器具	ぶら下がった健康器具、マッサージ器、 ランニングマシンなど
			23	子ども用 大型玩具・器具	プラスチックおよび金属製・チャイルド シート・スキー用具・電子ピアノなど

(7) 広報 いばら 平成29年3月号

平成29年3月号の「広報いばら」には、不燃性粗大ごみの回収について掲載。



## 市民・事業者・行政の情報の共有化

ごみ処理実績データをごみの受け入れから処理・処分までの一連の流れとして整理するなど、今後の広報・啓発活動及び実施計画策定などに生かせるよう情報の収集、整理、管理、活用、公開のシステムを確立します。また、リサイクル関連情報、ごみ処理経費、環境測定結果などのごみ処理の現状や、ごみ減量やリサイクルに関する取組方法など様々な情報をホームページなどで発信し、市民・事業者・行政での情報共有に努めます。

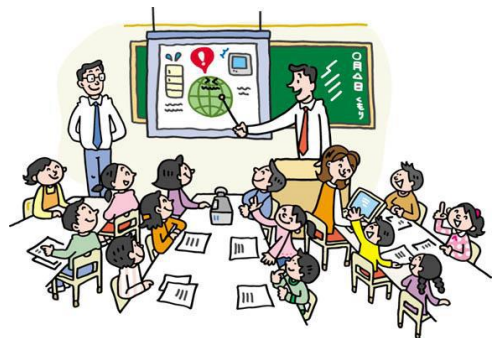
各主体の役割	<b>【市民】【事業者】</b> 行政が公開する情報を活用するとともに、実施計画策定に生かすための情報（市民・事業者の声）を提供する。
	<b>【行政】</b> ごみの受け入れから処理・処分までの一連の流れ、リサイクル関連情報、ごみ処理経費、環境測定結果などの公開システムを確立し、情報提供に努める。



## 学校教育を通しての意識啓発

市内の小学校では、平成23年度より市内ごみ収集業者でつくられている「いばら de ecoる課！！」が、社会科や総合学習の時間にごみ処理や水環境についての環境教育を行っています。平成28年度は、過去最多となる12回の講座を開催しました。今後も、「いばら de ecoる課！！」と協力し、行政から学校教育の場に出向き説明するなど「環境・ごみ問題」についての意識啓発に努めます。

また、市内の小学校4年生を対象に社会科副読本を作成し配布しています。これを継続するとともに、「体験学習」などを通じてごみ処理事業についての意識啓発に努めます。



各主体の役割	<b>【市民】</b> 幼少期から「環境・ごみ問題」についての意識を高める。
	<b>【行政】</b> 学校教育の場に出向き説明するなど「環境・ごみ問題」についての意識啓発に努める。



## 地域における環境教育の推進

環境にやさしいまちづくりを推進するため、身近なごみ問題やリサイクルをテーマとした「夏休み子どもエコ教室」を平成 28 年度から開催しています。今後もこの講座を継続し、普段の暮らしの中で物や資源の大切さを理解し、環境問題に目を向け、興味を持って積極的に取り組んでいくキッカケ作りとなることを目指します。



さらに、身近なごみ問題を中心に、エネルギーや自然環境といった地球環境問題に対する理解を深めた人材を育成する「井原市環境マイスター養成講座」を平成 27 年度から開催しました。育成事業は平成 29 年度までとし、今後は環境マイスターの活動の場を広げていくこととします。

これらの取組を継続するとともに、地域における環境教育を推進するため、また、ごみ処理事業への理解を深めてもらうため、焼却施設やリサイクルセンターなどにおいて、自治会、各種団体などの施設見学会の実施や地域への出前講座を積極的に実施するほか、広報ビデオの貸し出しやパンフレットの配布などを通じ、「環境・ごみ問題」についての意識啓発に努めます。

各 主 体 の 役 割	【市民】 自然体験活動や野外教育プログラム、環境学習プログラムへ積極的に参加する。
	【行政】 夏休み子どもエコ教室、施設見学会、出前講座などの取組を継続し、積極的に実施する。また、広報ビデオの貸し出しやパンフレット配布を行う。



## 環境イベントを通じた啓発

環境基本法において、6月の1か月間を「環境月間」として定めていることを受け、毎年6月の第1日曜日に「井原市環境フェア」を開催しています。フェアには環境ボランティアグループもリサイクル品の販売等で参加するなど、協働による環境保全活動に取り組んでいます。

また、フェアの一環として、市内小学生を対象に「環境ポスター」を募集し、優秀作品を表彰しています。さらに、この優秀作品を、市内のごみ収集を行うパッカー車へラッピングし、収集運搬業務への協力を呼びかけています。

今後も、ごみや地球温暖化、水環境など様々な環境問題に対する総合的な学習の場として、参加体験型のイベントを実施し、市民及び事業者の環境意識の啓発を行います。

### 平成28年度「井原市環境フェア」の主な内容

1. エコエコ工作コーナー  
(ガラス細工コーナー、新聞紙で鉛筆づくり、冷蔵庫マグネットづくり など)
2. スタンプラリー
3. ペチュニアの苗プレゼント



各主体の役割

#### 【市民】

環境イベントに積極的に参加し、体験を通じてごみ問題や3Rについて学習する。

#### 【事業者】

環境イベントへ協賛したり、コンテンツを出展するなどイベントの開催を支援する。

#### 【行政】

参加者に分かりやすく魅力のあるイベント内容とし、参加者が増えるよう開催情報などの広報を行う。



## 2. 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化の推進



### 井原市廃棄物減量等推進審議会などの開催

一般廃棄物の減量等の推進を図るため、井原市廃棄物減量等推進審議会を設置しており、有識者、関係事業者、一般市民を委員として年に2、3回程度の審議を行っています。

この審議会については、今後も継続的に開催することとし、その他意見交換会など環境について市民・事業者及び行政とで協議できる機会を提供します。また、出前講座などを通じて自治会等の身近なコミュニティで環境について話し合う機会を提供します。



各主体の役割

#### 【市民】【事業者】

自治会等での話し合い、意見交換会、廃棄物減量等推進審議会などに参加し、意見・情報の交換を行う。

#### 【行政】

廃棄物減量等推進審議会を今後も継続して開催する。市民・事業者・行政とで環境について協議できる機会（意見交換会など）を開催する。自治会等の身近なコミュニティで環境について話し合う場を提供する。



### リサイクルプラザ、環境関連施設の活用

岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザには、施設見学コースのみでなく、工作教室やリサイクル教室を開催している住民ふれあい工房、各種研修設備が整っているオリエンテーションルームなどが完備されています。

リサイクルプラザや環境関連施設などを活用して、市民や事業者が環境問題について学習、実践できる場を提供します。



写真：岡山県西部衛生施設組合

各主体の役割	【市民】【事業者】 リサイクルプラザや環境関連施設などを活用し、環境問題について学習、実践する。
	【行政】 リサイクルプラザや環境関連施設などを活用して、市民や事業者が環境問題について学習、実践できる場を提供する。



## 事業者との協議会の設置

レジ袋対策や食品ロス削減など具体的な取組に対して、相互協力していくために事業者との協議会を設置し、円滑な事業化を図ります。

各主体の役割	【事業者】 協議会に参加し、レジ袋対策など具体的な取組に対して協力する。
	【行政】 事業者との協議会を設置し、レジ袋対策や食品ロス削減など具体的な取組に対して協力を求める。



### 3. 3Rの推進

#### (1) Reduce (リデュース) 発生抑制



#### 生ごみ減量化の推進

生ごみ(厨芥類)は水分を多く含んでいるため重く、家庭から排出されている燃やすごみのうち4割は生ごみが占めています(ごみ組成調査結果より)。それだけに排出抑制による減量効果も大きく、減量目標達成への大きな鍵となります。

捨てられている生ごみの中には、まだ手を付けていない食品もあることから、まずは計画的に食品を購入し、消費期限と賞味期限の違いを正しく理解して食品を使い切る工夫、作りすぎや食べ残しを少なくする努力が必要です。

さらに、普段捨てている野菜くずやお茶がらを材料に調理するなどエコクッキングを実践するとともに、捨てる部分は水切りを徹底して生ごみ発生量を少なくする生活スタイルへ変えていくよう広報・啓発に努めます。



各主体の役割

#### 【市民】

計画的な食品購入、賞味期限内に使い切る工夫。作りすぎや食べ残しを少なくする工夫。生ごみの水切りの徹底。エコクッキングの推進。

#### 【行政】

市民に対し、生ごみの発生を少なくする生活スタイルへ変えていくよう広報・啓発に努める。

#### 消費期限と賞味期限の違い

##### ○消費期限 … 安全に食べられる期限

期限を過ぎたら食べない方がよいです。期限前に食べましょう。

##### ○賞味期限 … 品質が変わらず美味しく食べられる期限

期限後も色・臭い・味に異常がなければ食べられます。期限を過ぎてもすぐに捨てないようにしましょう。

**正しく覚えて食品を無駄なく使いきろう！**



※袋や容器を開けずに、書かれた保存方法を守って保存していることが前提条件です。



## 生ごみ堆肥化処理の推進

家庭から出る生ごみの堆肥化容器を購入する世帯に対し、補助金を交付する制度を設けています。今後も生ごみ処理機への補助の継続を通じて、さらに堆肥化処理を推進します。

各主体の役割	【市民】 生ごみ堆肥化容器を積極的に活用し、生ごみの減量に努める。
	【行政】 市民が生ごみ堆肥化容器等を購入する際に、購入費用の一部補助を行う。

### ◇生ごみ処理機等の種類（日本電機工業会HP等より）

乾燥式	バイオ式	ハイブリッド式	生ごみ堆肥化容器 (コンポスト、ボカシ)
ヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を物理的に蒸発させて乾燥し減量・減容させる。	基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させる。 微生物の働きで生ごみを水と炭酸ガスに分解し、減量・減容させる。	送風乾燥して生ごみの表面の水分をゆっくりと除去し、微生物が働きやすい水分を維持する。 その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。	筒状のプラスチック容器などを庭に埋め込んで生ごみを入れ、電気を使わず微生物の働きで生ごみを分解、減量・減容させる。
<p>ヒーター かいはん羽根</p>	<p>かいはん羽根 基材 (バイオチップ) ヒーター</p>	<p>かいはん羽根 基材 (バイオチップ) ヒーター</p>	<p>土 生ごみ</p>



## 買い物袋持参、簡易包装・詰め替え商品の購入促進

井原市レジ袋削減推進懇話会員により、6月と11月のおかやまマイバックキャンペーン期間中、スーパー店頭でエコバック等の配布をして啓発を行っています。

買い物袋を持参することで減らせるスーパーなどでのレジ袋は、1枚5g前後ですが、最も身近に始められる生活スタイル改善の第一歩であり、市民で取り組めば大きな効果があります。そのため事業者と協力し、ノーレジ袋の取組を推進します。

また、詰め替え商品の購入も容器包装類の減量になりますが、それ以上にごみ減量意識の向上や生活スタイルの改善意識の向上に大きな効果があります。

これらの行動を通じて直接的なごみの減量を図ると同時に、ごみを少なくする生活スタイルの推進も図ります。

各主体の役割	【市民】 買い物袋を持参しレジ袋を断る。簡易包装・詰め替え商品を優先的に購入する。
	【事業者】 行政に協力し、ノーレジ袋の取組を推進する。簡易包装・詰め替え商品の販売を促進する。
	【行政】 事業者と協力し、市民に対して、買い物袋の持参、簡易包装・詰め替え商品の購入を啓発する。



## 多量排出事業者へのごみ減量化の推進、啓発

廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められており、事業系ごみの処理責任は、原則として事業者にあります。多量のごみ排出事業者については、ごみ減量化の推進及び啓発を行います。

各主体の役割	【事業者】 多量のごみ排出事業者は、ごみ減量化に積極的に取り組む。
	【行政】 多量のごみ排出事業者については、ごみ減量化の推進及び啓発を行う。

## (2) Reuse (リユース) 再使用



### 不用品交換の推進

環境フェアなどで、市民が不用品を交換できる場を提供するとともに、フリーマーケットを推奨します。

フリーマーケットは不用品の再利用に非常に有効な手段であることから、フリーマーケットが企画される場合は、開催場所の提供や開催情報の広報を行うなど、開催に向けた支援を行います。



各主体の役割	【市民】 環境フェア、フリーマーケットを活用する。
	【事業者】 環境フェアへの参加。フリーマーケットの開催企画や開催場所の提供を行う。
	【行政】 フリーマーケットへの支援として、場所の提供、広報等による市民への情報提供等を行う。



### 講習会、講演会などの開催

ごみとして排出されているものの中には、修理すれば使えるもの、Remake (リメイク) できるものも含まれています。

講習会、講演会などを開催し、不用品の再使用方法、事例等を紹介するなど、不用品の再利用の推進に努めます。

各主体の役割	【市民】 講習会、講演会に参加し、不用品の再利用に関する情報を得る。
	【行政】 講習会、講演会を開催し、再利用の推進に努める。

### (3) Recycle (リサイクル) 再生利用



#### ごみ分別区分・排出方法の周知徹底

「なぜごみを分別しなければならないのか」について、出前講座等を活用して十分な説明を行うことで市民に理解と協力を求め分別徹底を推進します。

さらに、ごみの分別区分・ごみの出し方を市民に分かりやすい内容で整理したパンフレットなどを作成し、配布することで分別の周知徹底を図ります。



各主体の役割	【市民】【事業者】 「なぜごみを分別しなければならないか」について理解し、分別を徹底する。
	【行政】 「なぜごみを分別しなければならないか」についての教育及び啓発を図る。出前講座等で分別徹底を推進する。市民に分かりやすいごみの分別区分・出し方のパンフレットなどを作成し、配布する。



#### 事業系資源ごみの分別・資源化の促進

事業所から排出される事業系一般廃棄物については、資源ごみの分別区分を設けていません。そのため、事業系ごみの中には、資源ごみが含まれていることがあります。

一部事務組合と連携し、チラシ等での啓発により資源ごみの混入を防止するとともに、事業者独自のルートによる資源化を求めています。

各主体の役割	【事業者】 分別を徹底し、資源化物は独自の回収ルートで資源化を行う。
	【行政】 一部事務組合と協調し、チラシなどを配布することで事業者の資源ごみ分別や独自のルートによる資源化の啓発を行う。



## 資源ごみ分別徹底の推進

ごみの中には、新聞、雑誌、段ボールなどの集団回収及び拠点回収により資源化されるべき品目、プラスチック製容器包装類、缶、びんなどの資源ごみ収集により資源化されるべき品目が分別されずに排出されている現状もあることから、資源ごみの分別徹底と、市民意識の向上を図ります。

また、古紙類、紙製容器包装類の資源化をさらに促進します。

さらに、汚れている缶・びん類を洗浄して資源ごみとして分別することの徹底を図ります。



各主体の役割	【市民】【事業者】 資源ごみの分別を徹底する。汚れている缶・びん類を洗浄し、資源ごみとして分別することを徹底する。
	【行政】 資源ごみの分別徹底を啓発し、市民意識の向上を図る。汚れている缶・びん類は洗浄し、資源ごみとして分別することへの協力を求める。



## 拠点回収の推進

現在、毎月第2土曜日を「資源の日」と定め、市内38か所を拠点として市民に古紙、古着類、廃食油を持ち寄ってもらい、集まった資源物を回収しています。

また、使用済小型家電については、市役所及び支所に回収ボックスを設置し回収を行っています。これらの拠点回収の取組を、今後も継続実施します。



各主体の役割	【市民】 古紙、古着類、廃食油を資源の日に排出する。使用済小型家電を市設置の回収ボックスに排出する。
	【行政】 資源の日の古紙、古着類、廃食油、使用済小型家電の回収を今後も継続実施する。





## 集団回収の推進

自治会、PTA、子供会、少年団等の市民団体が資源回収を実施した場合、回収量に応じて補助金を交付しています。この資源回収推進団体補助金制度を継続することによって、集団回収への参加を促進します。

各主体の役割	【市民】 資源回収推進団体補助金の制度を活用し、市民団体ごとに資源回収を実施する。
	【行政】 資源回収推進団体補助金制度を継続し、集団回収への参加を促進する。

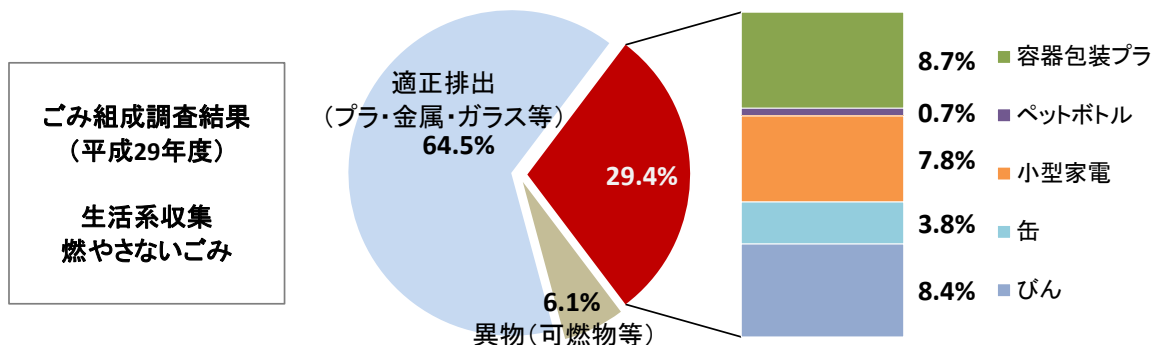


## 資源化対象品目の拡大検討

燃やさないごみには、ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック類、乾電池などが含まれており、金属類は施設搬入後に選別し資源化しています。しかし、ごみ組成調査結果では埋立処分しているごみの中には、資源化ができるものが多く含まれていることが確認されています。

今後は、燃やさないごみとして排出されているごみの中で、資源化が見込まれる品目を検討し、資源化に係るコストとのバランスを考慮した上で、できる限り資源化品目を拡大することにより、最終処分量の減量を図ります。

各主体の役割	【市民】【事業者】 新たな資源化品目が追加された場合には、分別排出に協力する。
	【行政】 燃やさないごみとして排出されているごみの中で、資源化が見込まれる品目を検討する。



## 第4節 分別収集計画

### 1. 分別収集の基本方針

ごみ分別収集における基本方針は、以下のとおりとします。

分別収集によりマテリアルリサイクルと適正処理の推進を図る

### 2. 分別収集の区分

分別区分は現状の12種分別を継続します。

燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみのうち、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装については収集ごみ集積所への分別排出、資源ごみのうち、古紙、古着類、廃食油は資源の日として設定した特定日での拠点回収とします。また、使用済小型家電については市役所及び支所でのBOX回収とします。その他、市民団体等による資源物の集団回収も引き続き行います。

なお、水銀使用製品である蛍光灯や体温計・温度計等については、現在は「燃やさないごみ」の区分としており別途分別区分は設定していません。今後、適正回収に向けて調査・検討を行うものとします。

図表 4-4-1 ごみ分別収集の区分（生活系ごみ）

ごみ分別区分		対象品目例	排出容器等		
			井原・芳井	美星	
燃やすごみ		生ごみ、リサイクルできない紙くず、かばん・靴、おむつ、吸いがら、ビデオテープ、庭木・落ち葉・草、その他	指定袋		
燃やさないごみ		ガラス製品、陶器類、金属類、刃物、バケツ・洗面器など、ライター、蛍光灯、乾電池、その他	指定袋		
資源ごみ	収集	びん	飲食用びん、調味料のびん、インスタントコーヒーのびん、その他	透明袋	コンテナ（色別）
		缶	スチール缶、アルミ缶、菓子缶、缶詰、スプレー缶、その他	透明袋	コンテナ
		ペットボトル	飲料用・酒類用・しょうゆ用、その他	透明袋	ネット
		その他のプラスチック製の容器や包装類	パック類、フィルム・ラップ類、食品トレイ、ボトル類、カップ類、発泡スチロール、その他	透明袋	
	資源の日	古紙	新聞紙・新聞チラシ、紙パック、ダンボール、雑誌、雑紙	ひもで十字に縛る	
		古着類	衣類	ひもで十字に縛る	
		廃食油	家庭で使用済みとなった天ぷら油、サラダオイルなど	購入時の容器またはペットボトル等	
使用済小型家電		家庭で使用済みとなった小型家電類	無し（BOX回収）		
粗大ごみ		粗大ごみ	無し		
埋立ごみ		瓦、ブロック、土砂、灰 など	無し（施設直接搬入）		

## 第5節 収集運搬計画

### 1. 収集区域の範囲

計画収集区域は、本市行政区域の全域とします。

### 2. 収集運搬体制

生活系ごみの収集運搬は、引き続き全て委託業者による収集運搬とします。

収集運搬体制については今後も現状の体制を継続します。ただし、地域によって収集頻度が異なっており、また、排出方法についても一部で違いがあるため、見直しの検討を進めていくものとします。

図表 4-5-1 ごみ分別区分ごとの収集頻度等（生活系ごみ）

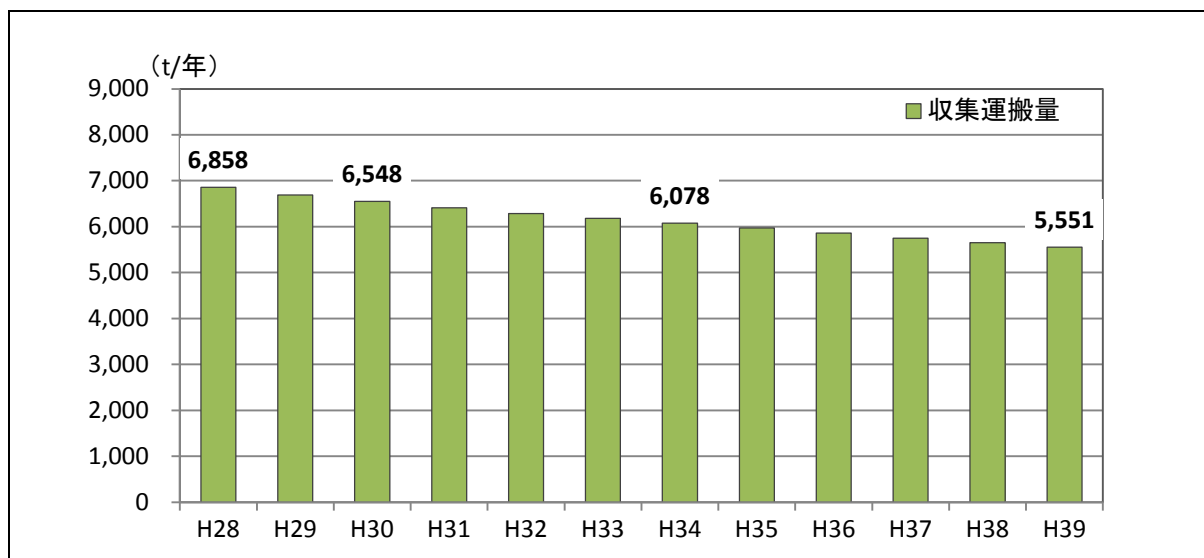
ごみ分別区分	収集頻度			曜日等			収集運搬形態
	井原	芳井	美星	井原	芳井	美星	
燃やすごみ	1~2 回/週	1~2 回/週	1~2 回/週	月・木	月・木	火・金	委託
				火・金	木	火 金	
				火			
				木			
燃やさないごみ	1~2 回/月	1 回/月	1 回/月	第2・5月	第1水	第1月	
				第2・5水			
				第2・5金			
				第2月	第3水	第2月	
第2水							
資源ごみ ・缶 ・びん	1~3 回/月	1~2 回/月	1 回/月	第1・3・4月	第2・4水	第1月	
				第1・3・4水			
				第1・3・4金			
				第1月	第2水	第2月	
第1水							
資源ごみ ・ペットボトル ・プラ製容器包装	1~3 回/月	1~2 回/月	2 回/月	缶・びん と同様	缶・びん と同様	第1・3月 第2・4月	
粗大ごみ				申込制戸別収集			

### 3. 収集運搬の量

ごみの収集運搬量の見込みは図表4-5-2に示すとおりです。

目標を達成した場合、平成39年度における収集運搬量は年間5,500t程度です。

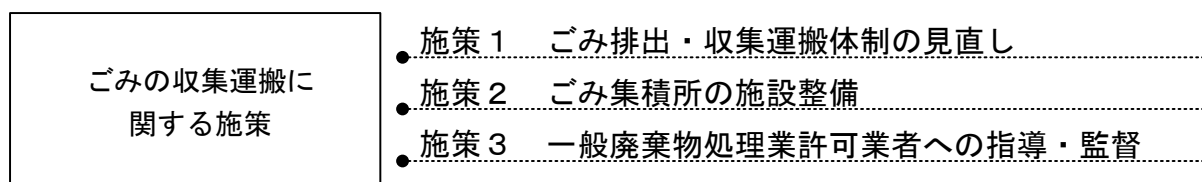
図表4-5-2 収集運搬量の見込み量



### 4. 収集運搬に関する施策

ごみの収集運搬に関しては、以下に示す施策を重点的に展開していくものとします。

#### 収集運搬に関する施策の体系





## ごみ排出・収集運搬体制の見直し

収集ごみの一部の分別区分では、地域により収集頻度や排出方法が異なります。収集運搬及びリサイクルの効率化や市民サービスの公平化という観点から、今後、広域化施設の整備に合わせて統一または見直す方向で検討を行います。

各主体の役割	【市民】 分別区分・排出方法を理解し、正しいごみ出しを心がける。
	【行政】 ごみの分別の周知徹底を図り、分別区分及び処理方法を統一する方向で検討する。



## ごみ集積所の施設整備

家庭から排出される廃棄物を各自治会等で適正に管理し、分別収集によるごみの再資源化の促進と収集業務の円滑化及び環境美化を図ることを目的として、地区内でごみ集積所を設置または整備する場合、その経費の3分の2を補助する制度を設けています。

補助金の交付要件は次のとおりとし、今後も制度を継続します。

ごみ集積所施設整備補助金の交付要件 (着工前事前申請が必要)	①概ね 10 戸以上～30 戸未満	上限額 20 万円
	②30 戸以上～50 戸未満	上限額 25 万円
	③50 戸以上	上限額 30 万円

各主体の役割	【市民】 環境美化および収集作業の効率化に資するため、集積所の適切な維持管理に努める。
	【行政】 ごみ収集の効率化や環境美化の推進のため、今後も制度を継続する。



## 一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者への指導・監督

許可業者に対して、許可更新時あるいは講習会の開催などにより、指導・監督に努め事業系ごみの適正な排出を確保していくとともに、施設への搬入、施設周辺の環境保全、交通安全などにも配慮がなされるよう協力を求めます。

各主体の役割	【許可業者】 行政と協力し、事業系ごみの適正な排出を確保していくとともに、施設への搬入、施設周辺の環境保全、交通安全などにも配慮する。
	【行政】 許可業者に対し、指導・監督に努め、事業系ごみの適正な排出を確保していくとともに、施設への搬入、施設周辺の環境保全、交通安全などにも配慮がなされるよう協力を求める。

## 第6節 中間処理計画

### 1. 中間処理体制

中間処理体制については、当面の間は現在の処理体制を継続します。

燃やすごみ（可燃ごみ）については、岡山県井原地区清掃施設組合の井原クリーンセンターにおいて焼却処理を行います。資源ごみについては、民間施設である井原リサイクルセンター及び岡山県西部衛生施設組合の井笠広域資源化センター（リサイクルプラザ）にて選別処理します。不燃ごみ及び粗大ごみについては、民間施設である井原リサイクルセンター及び岡山県西部衛生施設組合の井笠広域資源化センター（粗大ごみ処理施設）において、破碎・選別処理を行います。

なお、岡山県西部衛生施設組合においては、圏域内で可燃ごみの処理施設を一つに集約化することを目指しており、今後、整備に向けた協議を行っていきます。

図表 4-6-1 中間処理施設と処理対象ごみ及び処理方法

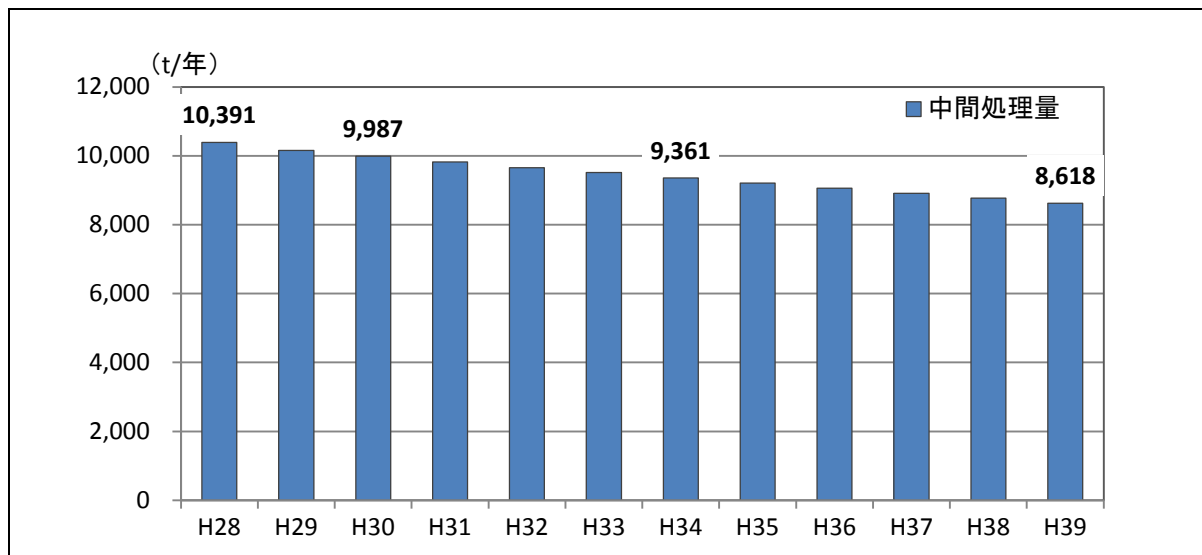
区分	処理施設		処理方法	
	井原・芳井地域	美星地域	井原・芳井地域	美星地域
可燃ごみ	井原クリーンセンター		焼却処理	
不燃ごみ	井原リサイクルセンター	井笠広域資源化センター （粗大ごみ処理施設）	選別・資源化	破碎処理後に 可燃物、不燃物、 資源物へ分類
資源ごみ	びん類	井笠広域資源化センター （リサイクルプラザ）	選別・資源化	選別・資源化
	プラスチック製 容器包装			
	缶類	民間事業者		
	ペットボトル			
粗大ごみ	可燃性	井原クリーンセンター	焼却処理	
	不燃性	井原リサイクルセンター 井笠広域資源化センター （粗大ごみ処理施設）	選別・資源化 破碎処理後に可燃物、不燃物、 資源物へ分類	

## 2. 中間処理量

中間処理量の見込みは図表 4-6-2 に示すとおりです。

目標を達成した場合、平成 39 年度における中間処理量は年間 8,600 t 程度です。

図表 4-6-2 中間処理量の見込み



## 3. 中間処理に関する施策

ごみの中間処理に関しては、以下に示す施策を重点的に展開していくものとします。

### 中間処理に関する施策の体系

ごみの中間処理に関する施策

- 施策 1 施設の負担軽減に向けた資源化・減量化の促進
- 施策 2 処理施設の適正管理
- 施策 3 広域化による新たな可燃ごみ処理施設の整備





## 施設の負担軽減に向けた資源化・減量化の促進

ごみ処理施設は多くの消耗品を使用しており、過大な負荷は劣化の進行を早めます。

ごみ処理施設を長期間安定稼働させるためには、施設の負担軽減が不可欠です。よって、ごみ処理施設の負担が過大にならないよう、ごみの減量化及び資源回収拡大を推進します。

各主体の役割	【市民】【事業者】 ごみの減量化に努める。また、分別を徹底し資源回収拡大に協力する。
	【行政】 ごみの減量化及び資源回収拡大を推進し、ごみ処理施設の負担軽減を図る。



## 処理施設の適正管理

ごみの適正処理を行うためには、適切な維持管理のもと処理施設を安定稼働させ、また、高度な二次公害防止対策を徹底することが不可欠です。しかし、ごみに異物の混入が多いと、資源化物の品質が低下したり、施設トラブルが発生して施設の安定稼働に支障をきたす可能性があります。

よって、各処理施設管理者と連携し、施設トラブルを未然に防止するため、処理困難物の混入防止などに努め、現行処理施設の適正な維持管理を行います。

各主体の役割	【市民】【事業者】 処理施設の安定稼働や有効利用物の品質確保のため、ごみに異物を混ぜないように分別を徹底する。
	【行政】 各処理施設管理者と連携し、施設の適正管理を行う。また、分別徹底の推進に努める。



## 広域化による新たな可燃ごみ処理施設の整備

本市が所属する岡山県西部衛生施設組合の管内では、現在、可燃ごみの処理は管理者が異なる複数の施設で行っています。岡山県西部衛生施設組合の構成市町では、岡山県が策定した「新岡山県ごみ処理広域化計画（平成19年3月）」に基づき、圏域内で可燃ごみ処理施設を1つに集約化することを目指しています。

本市においても、広域化による新たな施設の整備に向けて、関係市町間で調整・連携を図るものとします。

各  
役主  
割体  
の

【行政】

広域化による新たな施設の整備に当たっては、関係市町間で協議し、調整・連携を図る。

## 第7節 最終処分計画

### 1. 最終処分体制

最終処分体制については、当面の間は現状の体制を維持し、不燃ごみのうち直接埋め立てするものは本市が所有する井原市野々迫埋立処分場で最終処分します。岡山県井原地区清掃施設組合及び岡山県西部衛生施設組合の中間処理施設で発生した焼却残渣及び中間処理・選別後の処理残渣等の最終処分は、一部事務組合が実施主体となり最終処分を行うものとします。

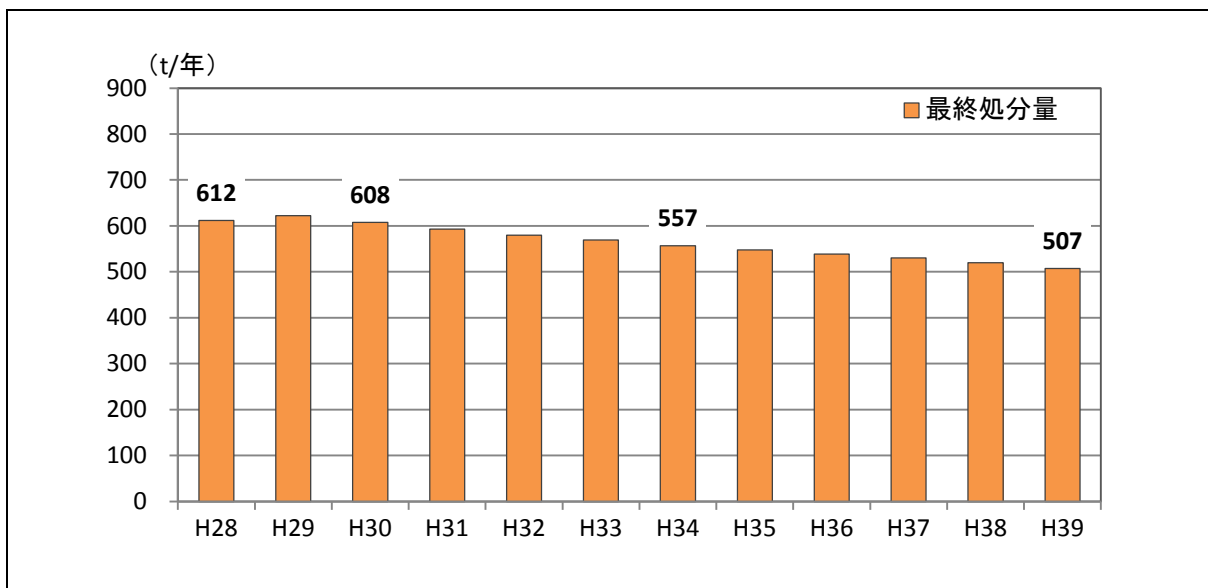
なお、岡山県西部衛生施設組合においては、圏域内で最終処分場を一つに集約化することを目指し、本市内において建設予定となっています。現在は建設予定地地元等との協議を行っており、施設が稼働開始した際には新施設で最終処分を行います。

### 2. 最終処分量

最終処分量の見込みは図表4-7-1に示すとおりです。

目標を達成した場合、平成39年度における最終処分量は年間500t程度です。

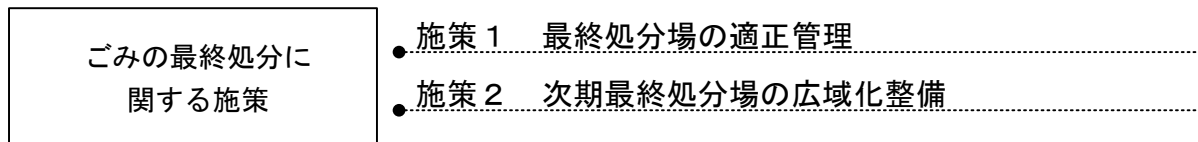
図表4-7-1 最終処分量の見込み



### 3. 最終処分に関する施策

最終処分に関しては、以下に示す施策を重点的に展開していくものとします。

#### 最終処分に関する施策の体系



#### 最終処分場の適正管理

最終処分場は廃棄物処理法に基づいた適正な維持管理が必要であり、埋立終了後も浸出水や埋立物の状態が廃棄物処理法に基づく廃止基準に適合するまで維持管理が必要となります。

よって、引き続き、廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めます。

各 役主 割体 の	【行政】 廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、施設周辺地域の環境保全に努める。
--------------------	-----------------------------------------------



#### 次期最終処分場の広域化整備

現在、岡山県西部衛生施設組合において圏域内での集約施設の整備が計画されており、本市内に建設予定となっています。今後、建設予定地地元等との協議や関係市町との協議を行いつつ、次期最終処分場の整備に協力していきます。

各 役主 割体 の	【行政】 今後、最終処分場の整備は、関係市町間で連携しつつ施設整備に協力していく。
--------------------	----------------------------------------------

## 第8節 適正処理計画

一般家庭や事業所から排出されないその他のごみや取り扱いに注意が必要なごみ等の適正処理に向けて、以下に示す施策を展開していくものとします。

### 適正処理及びその他に関する施策の体系

1. ごみの適正処理に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策1 特別管理一般廃棄物・適正処理困難物に対する対処方針</li> <li>● 施策2 不法投棄対策</li> <li>● 施策3 災害廃棄物対策</li> <li>● 施策4 野外焼却対策</li> <li>● 施策5 在宅医療廃棄物対策</li> <li>● 施策6 水銀使用製品の適正排出の啓発</li> </ul>
2. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策7 地域に関する諸計画との関係</li> </ul>

#### 1. ごみの適正処理に関する施策



#### 特別管理一般廃棄物・適正処理困難物に対する対処方針

本市や一部事務組合で収集及び処理が危険なものや困難なもの、また、廃棄物関係法令などにより指定されているものについては、適正処理困難物として今後も市では直接取り扱わないものとします。

これらの品目については、何が適正処理困難物であるか明確にし、今後も本市では収集・処理を行わないことを市民へ周知・徹底すると共に、適正な処理ルートの確保とその情報提供に努めます。

#### 本市として収集・処理していないごみ（危険ごみ、処理が困難なごみ）

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、バッテリー、ガスボンベ、薬品、農薬、消火器、バイク、温水器、ボイラー、農機具、タイヤ、農業用ビニール、畦シートなど

各主体の役割

#### 【市民】【事業者】

適正処理困難物として市が収集・処理を行わないものについて理解し、適正な処理ルートへ排出する。

#### 【行政】

何が適正処理困難物であるか明確にし、今後も市では収集・処理を行わないことを市民・事業者へ周知・徹底する。また、適正な処理ルートの確保とその情報提供に努める。



## 不法投棄対策

不法投棄は、良好な市域環境を損ない、周辺に悪影響を及ぼすものです。不法投棄を事前に防止するため、不法投棄が重大な犯罪であることを大きくPRし、地元と協力しながら不法投棄されにくい環境づくりを進めると共に、監視を積極的に行います。



各主体の役割	【市民】【事業者】 絶対に不法投棄をしない。行政と協力し、不法投棄されにくい環境づくりを進める。
	【行政】 不法投棄が重大な犯罪であることをPRし、地元住民・警察・県と協力しながら監視・取締りを強化する。



## 災害廃棄物対策

震災や水害などの災害が発生した場合、がれき等の災害廃棄物が多量に発生することが想定され、被害の大きさによっては現状の処理体制の維持が一時的に困難となる場合も想定されます。

平成28年3月に「井原市地域防災計画」を策定しており、災害発生時にはその計画に基づいてごみの処理体制を構築するものとします。また、井原市地域防災計画との整合を取りながら、「井原市災害廃棄物処理計画」の策定を進めます。

各主体の役割	【市民】【事業者】 災害時はごみの速やかな回収のため本市等が行う収集運搬や適正処理に協力する。
	【行政】 災害廃棄物を安全かつ迅速に収集し、処理するための体制を構築する。



## 野外焼却対策

廃棄物処理法において、廃棄物の野外での焼却は禁止されています。周辺環境保全のために、今後も遵守されるように啓発と指導に努めます。

各主体の役割	【市民】【事業者】 廃棄物の野外での焼却は行わない。
	【行政】 廃棄物の野外での焼却禁止を啓発・指導する。



## 在宅医療廃棄物対策

高齢化社会の進行に伴って、近年では国においても在宅医療の推進が行われ、一般家庭からも医療廃棄物が発生する状況が生まれています。在宅医療廃棄物の中には注射針など危険なごみも含まれており、他の自治体では注射針がごみ分別作業者に刺さる事故の事例もあるなど、適正な処理が必要とされています。

在宅医療廃棄物の取り扱いは次のとおりとします。また、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど適正処理を推進します。

- ①注射針等鋭利なもの及び血液が付着したもの  
感染の危険があることから、医療機関等を通じて専門業者による回収・処理とします。
- ②上記以外のもの（鋭利でないもの、非感染性のもの）  
一般廃棄物として本市が処理を行います。

各主体の役割	【市民】 安全上特に問題のある在宅医療廃棄物は、医療機関を通じて専門業者に引き渡す。
	【事業者】 医療機関や薬局等の医療関係事業者は、医療処置を行う市民に対し、安全かつ適切に廃棄物の排出を行うことができるように必要な情報提供や指導を行う。
	【行政】 市民が在宅医療廃棄物について適切な処理を行えるように、関係機関との連携を図り、情報提供・意識啓発を行う。



## 水銀使用製品の適正排出の啓発

水俣病で知られる水銀汚染は、我が国にとどまらず途上国においても大きな問題となっていることを背景に、国連環境計画（UNEP）では国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書を制定するため「水銀に関する水俣条約」（Minamata Convention on Mercury）が合意されました。

我が国においても、水銀に関する水俣条約を締結したことを受け、水銀汚染防止法が公布され、これに合わせて、廃棄物処理法や大気汚染防止法も順次改正されることとなっています。

水銀汚染防止法では、市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定しており、本市においても対応が必要となります。

主要な水銀使用製品としては、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計が挙げられていますが、本市においてこれらは基本的に燃やさないごみとして収集しています。しかしながら、ごみ排出時に破損があった場合は水銀の飛散へと繋がります。また、市民等が使用もせず廃棄もせずに保持しているもの（退蔵品）の存在が想定されます。さらに、水銀使用製品が可燃ごみ等に混入してしまうことで、焼却施設の排ガスから水銀が飛散することとなります。

従って、分別の徹底と排出時の取り扱いの周知徹底を推進するとともに、法規制について住民周知を図り、退蔵品等の適正な回収を行うことが必要です。

各主体の役割	【市民】 タンスや倉庫に眠る退蔵品を改めて確認し、燃やすごみや埋立ごみに混入することがないように適切に分別排出する。
	【行政】 法規制について周知を図り、家庭や事業所の退蔵品が適切に分別排出されるよう啓発を行う。

### ◇水銀使用製品(使用せずに保持しているもの(退蔵品)も含む)の分別

品目	概要	本市の分別区分
電池	・ボタン電池は、アルカリボタン電池など無水銀化されているが、空気亜鉛電池はほぼすべて水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄に対する回収、さらに退蔵品の回収が必要	燃やさないごみ
蛍光管	・蛍光管1本あたり6mgの水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄に対し、確実な回収を進めることが必要	
水銀体温計	・1本あたり約1.2g程度の水銀が使用され、蛍光管約200本分に相当する。 ⇒家庭における退蔵品の回収を進めることが必要	
水銀温度計	・1本あたり約3.7g程度の水銀が使用され、蛍光管約620本分に相当する。 ⇒家庭、事業所における退蔵品の回収を進めることが必要	
水銀血圧計	・1台あたり約48gの金属水銀が使用され、蛍光管約8,000本分に相当する。 ⇒主に医療系であるが、家庭での使用も懸念され、退蔵品の回収が必要	

資料：環境省「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン(H27.12)」



## 2. その他の施策



### 地域に関する諸計画との関係

ごみ処理基本計画に基づく施策の実施に当たっては、県の廃棄物処理計画、広域化計画、市の総合計画、環境基本計画など関連する行政計画との整合及び調整に十分配慮するものとします。



## 第 5 章

# 生活排水处理基本計画

---



## 第1節 水環境、水質保全に関する状況

### 1. 水環境

本市の地形は、北部の丘陵性台地と南部の小田川に沿った細長い平地に大別されます。本市の主要な河川は一級河川の小田川（高梁川水系）で、広島県神石郡神石高原町に源を発し、倉敷市で高梁川に合流するまでの間に、鴨川、雄神川、美山川、稲木川等の支川を合わせ、岡山県内を東西に40.2 km流下しています。

本市の北部は標高200～400mの丘陵地帯であり、農業用水確保を目的として、青野ダム、明治ダム、星田池、第二星田ダム等の農業用貯水池が整備されています。

### 2. 水質保全の状況

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域やこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等の公共の用に供される水路は公共用水域と呼ばれ、水質等の保全に向けた施策を実施していくための目標値として環境基準が定められています。

生活環境の保全に関する環境基準では、河川、湖沼及び海域について、基準値とその適用を受ける水域のあてはめが類型指定によってなされており、本市管内では小田川上流、高屋川に河川の類型「A」、小田川中流に「B」が指定されています。

本市では、水質保全の状況確認として、定期的に市内の複数河川で水質測定を実施しています。測定箇所は市内20か所で、図表5-1-1に示すとおりです。河川の水質汚濁の主な指標であるBODは、河川A類型の環境基準（参考）と比較して同程度の水質を維持しています。



## 第2節 生活排水処理の現状と課題

### 1. 生活排水処理の流れ

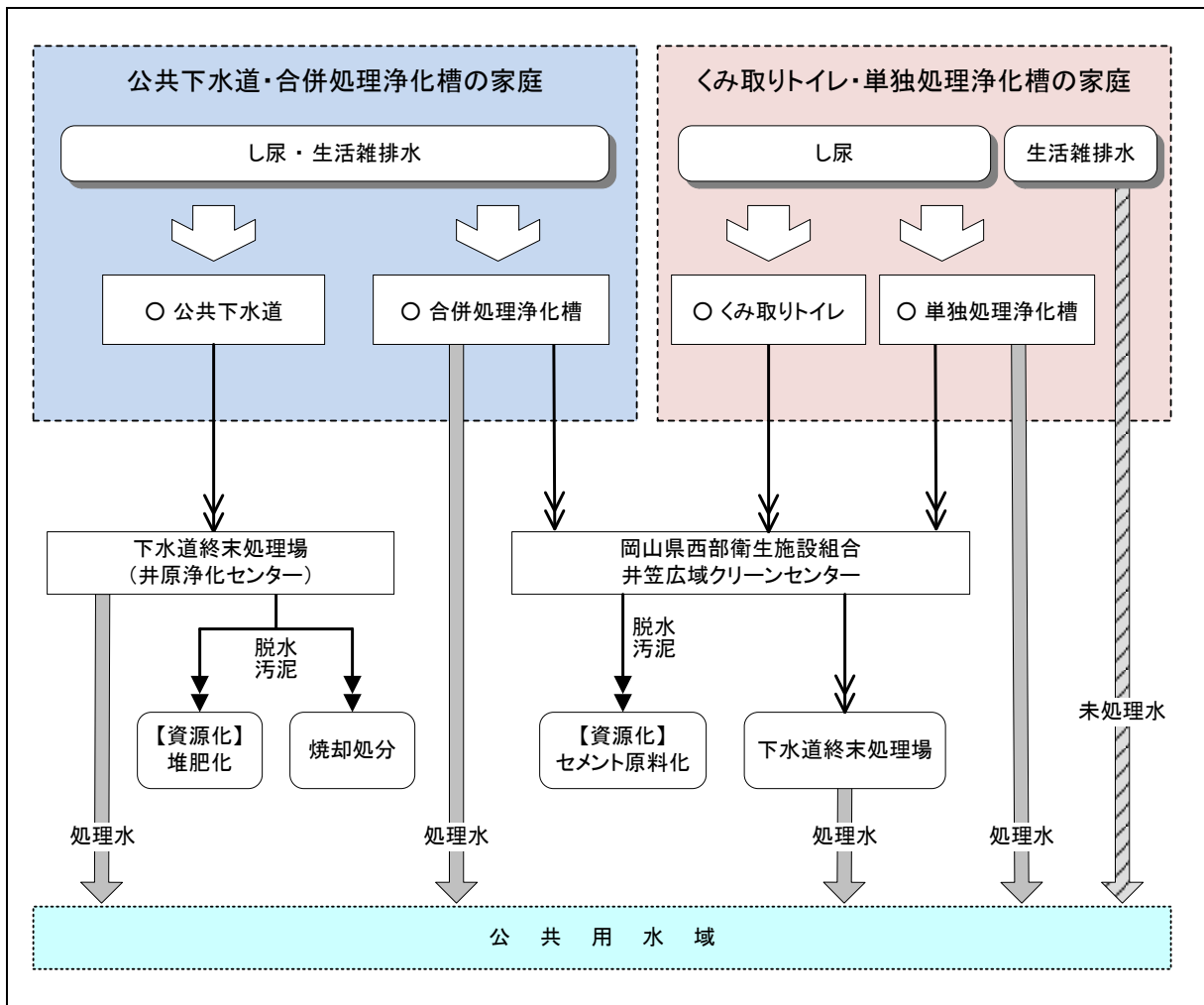
生活排水処理体系は、図表5-2-1に示すとおりです。

公共下水道に接続している家庭からの生活排水は、下水道終末処理場（井原浄化センター）で処理され、その処理工程で発生する脱水汚泥は民間委託でほとんど堆肥化しています。

くみ取りのし尿と合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する浄化槽汚泥は、岡山県西部衛生施設組合の井笠広域クリーンセンターで処理し、その処理工程で発生する脱水汚泥は民間委託でセメントの原料として資源化しています。

単独処理浄化槽ではし尿のみを処理対象としているため、単独処理浄化槽またはくみ取りトイレの家庭では、風呂・台所・洗濯等の生活雑排水が適正に処理されていない状況となっています。

図表 5-2-1 生活排水処理の流れ



## 2. 生活排水処理施設整備の状況

生活排水の処理は、公共下水道による集合処理及び合併処理浄化槽による個別処理によって行っており、その施設整備の概要は次に示すとおりです。

### (1) 公共下水道

公共下水道については、整備面積の拡大を図るため鋭意事業を進めています。

図表 5-2-2 公共下水道事業計画

目標年次	平成 33 年度
計画人口	25,800 人
計画面積	869.2 ha

資料：下水道課

### (2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、平成3年から公共下水道認可区域外を対象として設置整備の補助金を交付しています。近年 60 基程度の補助を行っており、これまでの累計補助基数は 2,410 基となっています。

図表 5-2-3 合併処理浄化槽の補助事業の概要

	5人槽 (延床130㎡以下) (基)	7人槽 (延床130㎡超) (基)	10人槽 (2世帯住宅) (基)	合 計 (基)
平成17年度	18	94	5	117
平成18年度	22	90	4	116
平成19年度	22	69	5	96
平成20年度	19	66	5	90
平成21年度	23	59	2	84
平成22年度	26	59	7	92
平成23年度	20	43	7	70
平成24年度	23	41	9	73
平成25年度	21	46	1	68
平成26年度	16	40	6	62
平成27年度	24	37	2	63
平成28年度	20	34	4	58

資料：下水道課



### 3. 処理形態別人口

過去5年間の処理形態別人口の推移は図表5-2-4に示すとおりです。

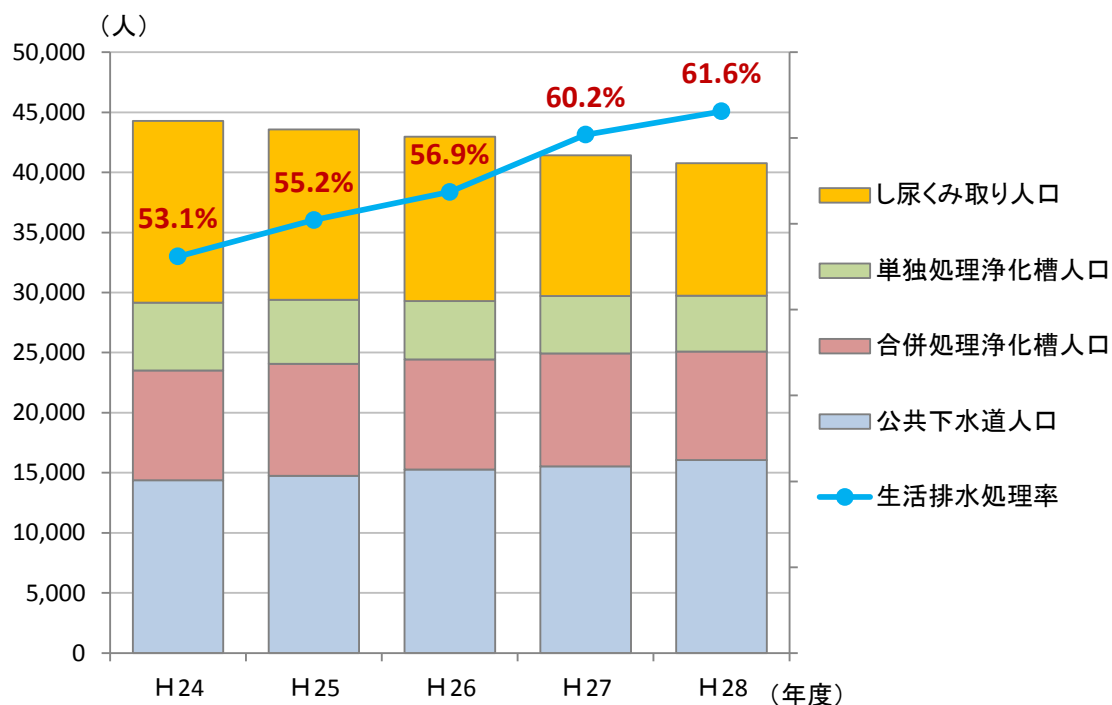
平成28年度においては、行政区域内人口40,761人のうち、公共下水道による処理人口は16,072人で概ね4割を占めています。また、合併処理浄化槽による処理人口が9千人程度となっており、平成28年度における生活排水処理率は61.6%となっています。

一方、残りの概ね4割となる15,671人が単独浄化槽またはし尿収集等による処理であり、風呂、台所、洗濯等の生活雑排水が適正に処理されていない状況となっています。

図表5-2-4 処理形態別人口の推移

		年度	H24	H25	H26	H27	H28
行政区域内人口		人	44,271	43,575	42,959	41,419	40,761
処理形態別人口	非水洗化人口（し尿くみ取り人口）	人	15,124	14,176	13,655	11,713	11,032
	水洗化人口※	人	29,147	29,399	29,304	29,706	29,729
	公共下水道人口	人	14,391	14,737	15,267	15,541	16,072
	合併処理浄化槽人口	人	9,118	9,325	9,159	9,390	9,018
	単独処理浄化槽人口	人	5,638	5,337	4,878	4,775	4,639
生活排水処理人口		人	23,509	24,062	24,426	24,931	25,090
生活排水処理率		%	53.1%	55.2%	56.9%	60.2%	61.6%

※ 水洗化人口：生活雑排水の処理を問わず水洗トイレを利用している人口。



資料：環境課、下水道課

#### 4. 収集運搬の状況

##### (1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿は委託業者1社、許可業者2社、浄化槽汚泥は許可業者3社による体制で行っています。なお、浄化槽清掃については、浄化槽汚泥の収集運搬許可業者が併せて実施しています。

図表 5-2-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

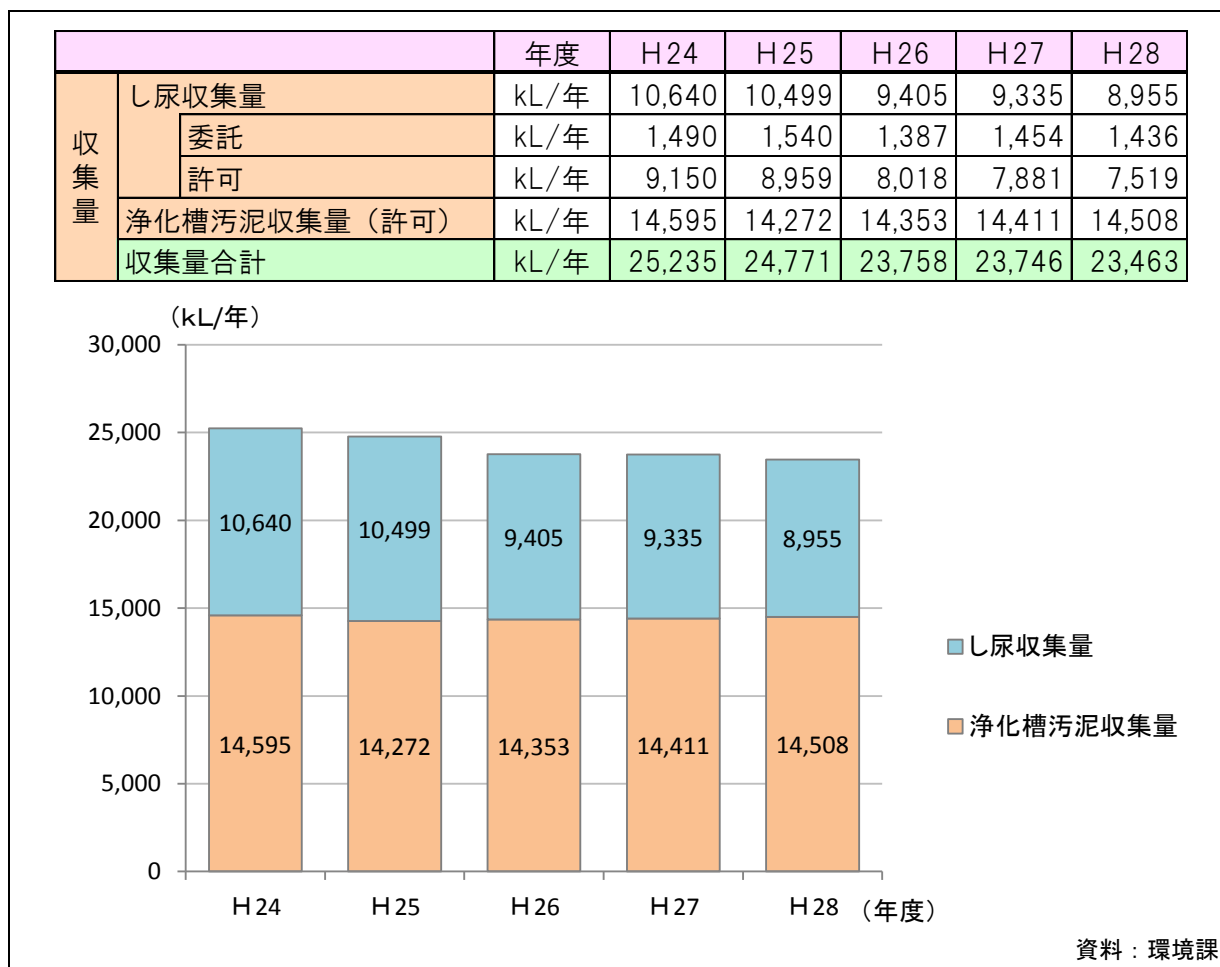
	し 尿		浄化槽汚泥
収集運搬形態	委託業者（1社）	許可業者（2社）	許可業者（3社）
収集運搬車両	バキューム車 8台	バキューム車 14台	バキューム車 22台

##### (2) 収集実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集実績は、図表 5-2-6 に示すとおりです。

全体の収集量は、公共下水道の普及により減少傾向となっています。浄化槽汚泥は合併処理浄化槽設置もあるため概ね横ばいとなっていますが、し尿の収集量は減少しています。

図表 5-2-6 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移



## 5. 中間処理・資源化・最終処分の状況

### (1) 中間処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、前項に示した収集運搬体制により収集し、岡山県西部衛生施設組合の井笠広域クリーンセンター（以下「井笠広域クリーンセンター」という。）にて適正に中間処理しています。

図表 5-2-7 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設概要

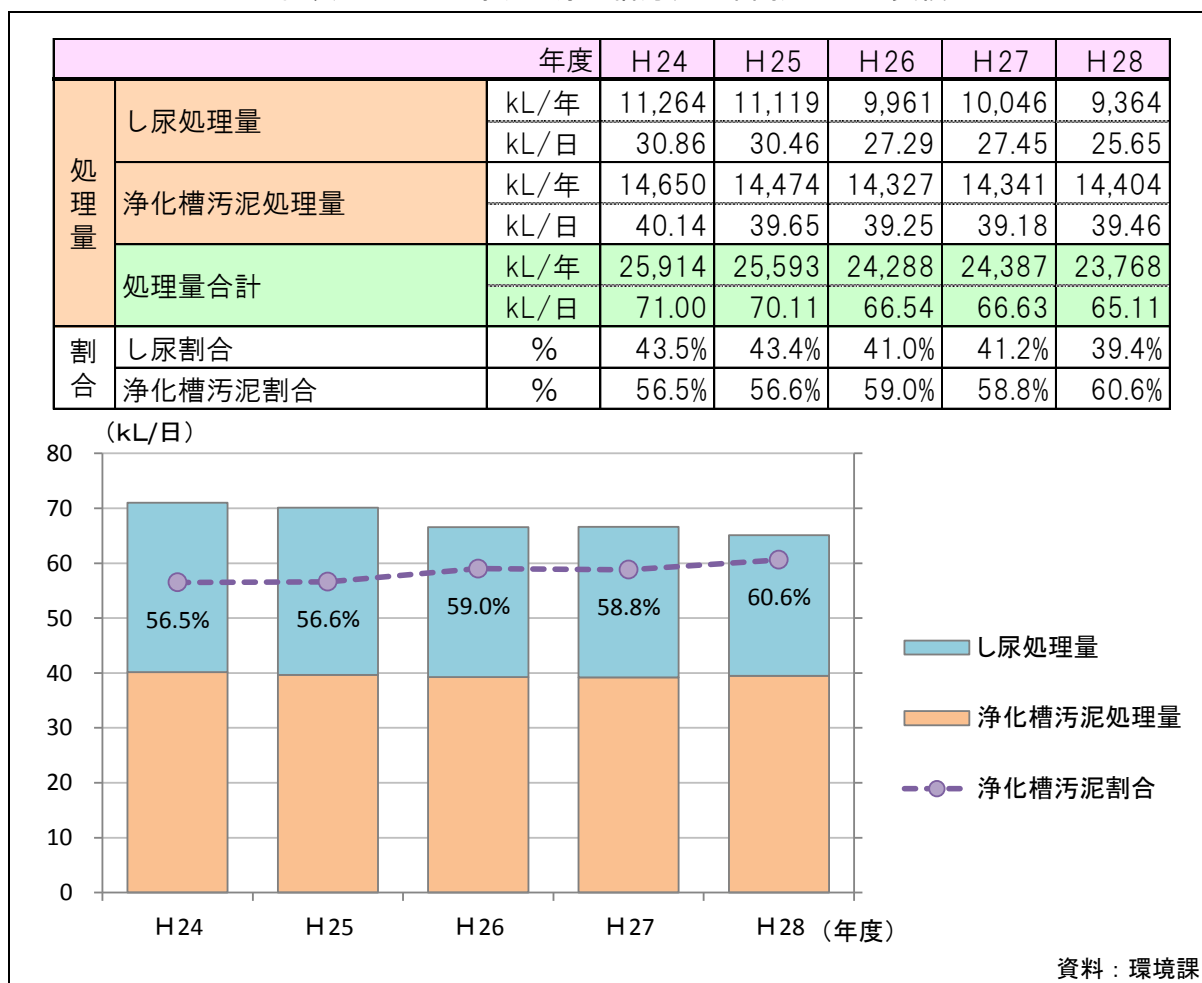
施設名称	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター
所在地	笠岡市平成町 100 番地
処理方式	標準脱窒素法（デニパック・プロセス）
処理能力	210 kL/日
竣工	昭和 63 年 3 月

### (2) 中間処理量の実績

井笠広域クリーンセンターでの中間処理量の実績は図表 5-2-8 に示すとおりです。

各世帯等から収集したし尿及び浄化槽汚泥を受け入れて処理しており、平成 28 年度のし尿処理量は 9,364kL/年、浄化槽汚泥は 14,404kL/年となっています。

図表 5-2-8 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理量の実績

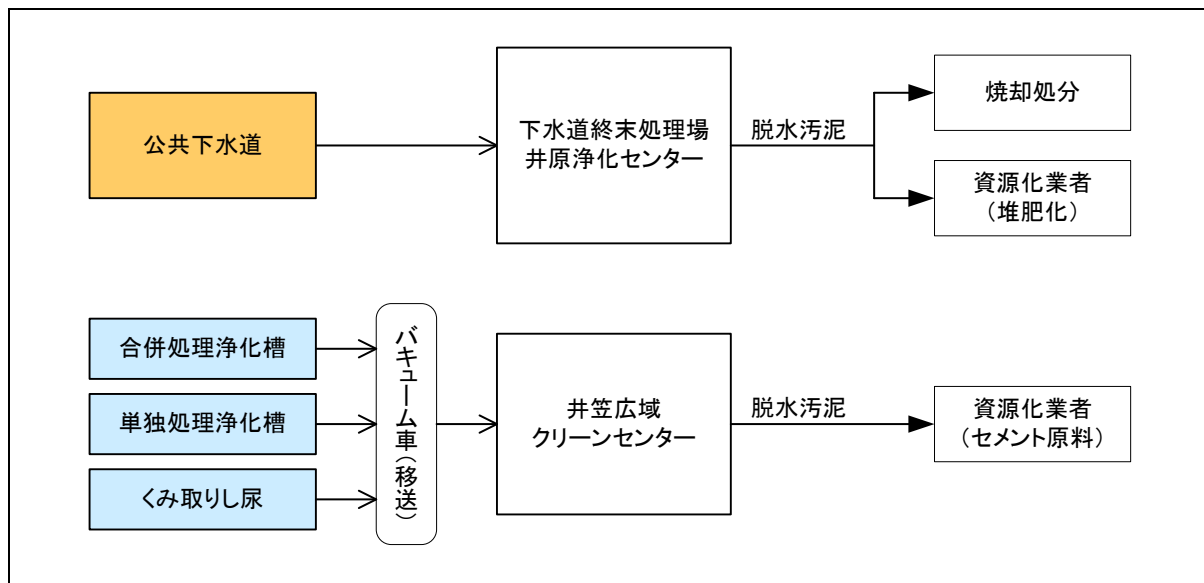


(2) 資源化・最終処分状況

公共下水道による処理工程で発生する汚泥の一部は、堆肥原料として有効利用し、残りは焼却処分しています。

また、し尿及び浄化槽汚泥を搬入している井笠広域クリーンセンターの処理工程から発生する汚泥は、脱水してセメント原料として有効利用されています。

図表 5-2-9 汚泥処理の流れ



## 6. し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

し尿及び浄化槽汚泥の処理経費の実績は図表5-2-10に示すとおりです。

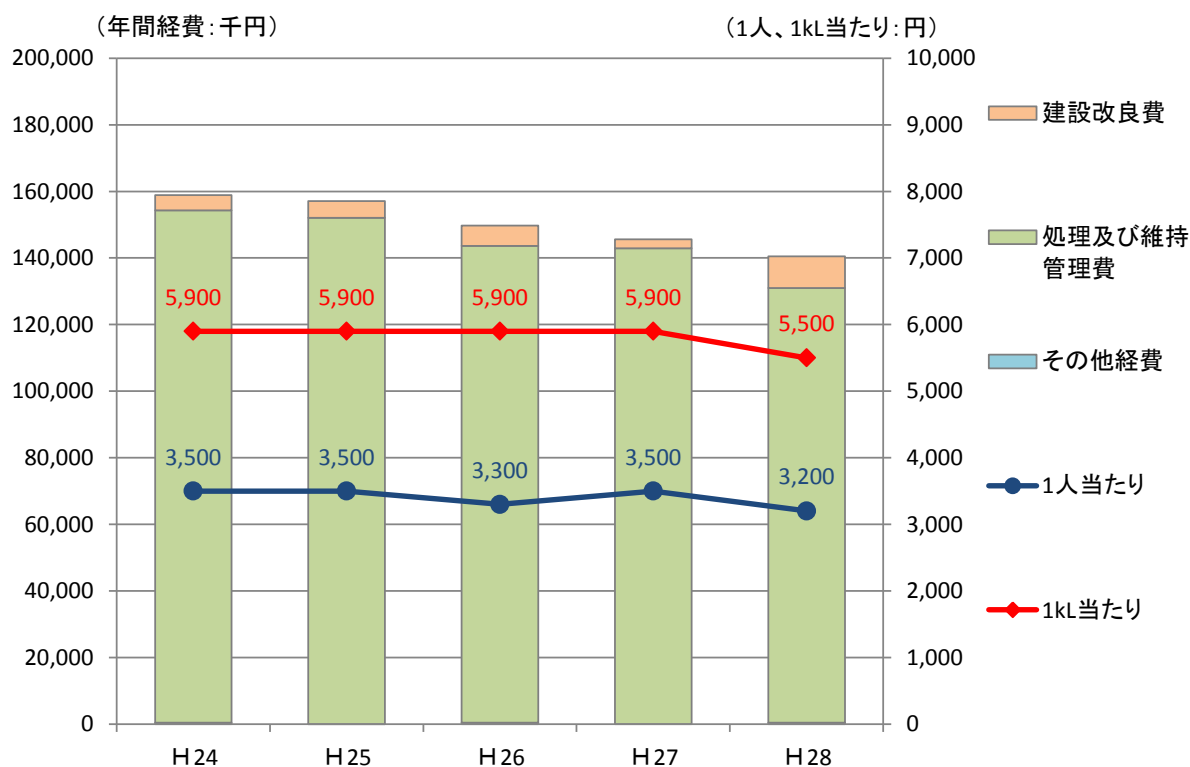
年間で概ね1億4千万円で近年は減少傾向で推移しています。

平成28年度における処理及び維持管理に要する経費は、し尿及び浄化槽汚泥1kL当たり5,500円、市民1人当たり3,200円となっています。

図表5-2-10 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費の実績

		年度	H24	H25	H26	H27	H28
行政区域内人口(10月1日)		人	44,271	43,575	42,959	41,419	40,761
し尿及び浄化槽汚泥排出量		kL	25,914	25,593	24,288	24,387	23,768
経費	建設改良費	千円	4,545	5,048	6,066	2,698	9,482
	処理及び維持管理費	千円	153,927	152,055	143,275	142,911	130,600
	その他経費	千円	373	4	381	0	382
経費合計		千円	158,845	157,107	149,722	145,609	140,464
市民1人当たり経費		円/人	3,500	3,500	3,300	3,500	3,200
し尿等1kL当たり経費		円/kL	5,900	5,900	5,900	5,900	5,500

※市民1人当たり経費、し尿等1kL当たり経費は処理及び維持管理費のみ



資料：環境課

## 7. 生活排水処理に関する課題

本市の生活排水処理の現状における課題・問題点を以下のとおり抽出しました。

### (1) 生活排水処理の推進

市内の水環境の保全に努めるとともに、水質汚濁の一因となっている生活排水をより一層適正に処理していく必要があります。

### (2) 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換

公共下水道を整備した地域において、未接続世帯などに対して速やかに接続を促す必要があります。

また、公共下水道区域外におけるくみ取りトイレや、単独処理浄化槽を設置している世帯等に対して、生活雑排水の適正処理のため合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

### (3) し尿収集量への対応

今後、公共下水道の整備や接続、合併処理浄化槽の整備・普及を背景に、し尿及び浄化槽汚泥の排出量が減少することによって、特にし尿の収集運搬の非効率化が予想されます。し尿及び浄化槽汚泥排出量に注視し、状況によっては収集運搬体制の見直し等を検討するなどの対応が必要です。

### (4) 処理施設の安定稼働の維持

岡山県西部衛生施設組合が運営・管理するし尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設である井笠広域クリーンセンターは、昭和 63 年に供用を開始しており老朽化が進んでいます。

また、し尿排出量の減少に伴って、処理施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の量や質が変化してくことが予想されます。

今後も安定稼働を続けるため、処理対象物の変化を見極めつつ適正な維持管理を行う必要があります。

## 第3節 生活排水処理計画

### 1. 基本目標

水には多様な役割があり、自然を構成する重要な要素の一つであるばかりでなく、快適な環境を生み出し、人々に心の潤いと安らぎ与えてくれるものです。小田川を始めとする市域を流れる河川は、動植物の生息地として、市民の憩いの場として、次世代に引き継ぐべき貴重な財産です。

こうした状況を踏まえ、生活排水処理計画における基本目標は、生活排水の適正処理や身近な公共用水域の水質保全を推進し、市民自らが自然と共生した快適で豊かな水環境を得ることとして、以下のとおりとします。

よどみない<sup>さや</sup>清かな流れを次世代に

### 2. 基本方針

生活排水の発生源対策について普及啓発するほか、生活排水処理のため地域の状況に応じて適切な処理施設を整備することとし、これに係わる基本方針を次に示すとおりとします。

#### ■ 公共下水道・合併処理浄化槽の整備普及

公共下水道区域内では整備促進を図り、早期の接続を促します。公共下水道区域外では、合併処理浄化槽の普及を推進します。

#### ■ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のため、中間処理施設の運営管理への協力や収集運搬体制の維持に努めます。

#### ■ 水環境保全・生活排水対策の普及啓発

家庭でできる水環境保全や生活排水の水質汚濁物質発生源対策について、市民が自ら積極的に取り組むよう、意識向上と具体的な取組方法の普及を図ります。

### 3. 生活排水処理の目標

本市における諸政策に基づき、基本目標及び基本方針に沿って、各地域の実情を勘案した上で、できるだけ多くの生活排水を公共下水道、合併処理浄化槽で処理する体制を構築するものとし、生活排水処理に関しては生活排水処理率を指標として図表5-3-1に示す数値を目標とします。

図表 5-3-1 生活排水処理の目標

	平成 28 年度 【現状】	平成 34 年度 【数値目標年度】	平成 39 年度 【計画目標年度】
生活排水処理率	61.6%	83.8%	89.5%

### 4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、図表5-3-2に示すとおりとします。

図表 5-3-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水等の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
井笠広域クリーンセンター (し尿処理施設)	し尿及び浄化槽汚泥	岡山県西部 衛生施設組合

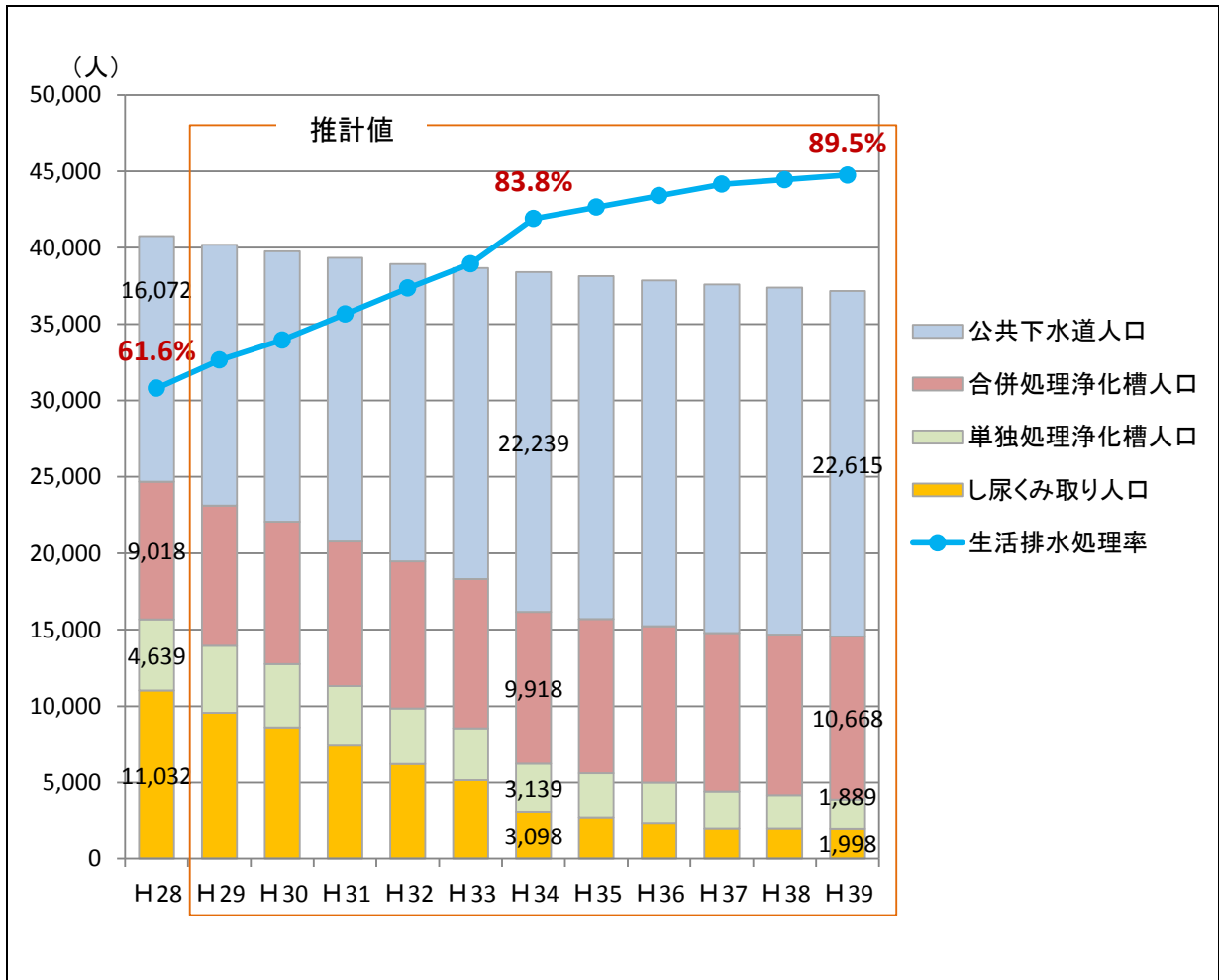
### 5. 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水の計画処理区域は本市の行政区域全域とします。そのうち、人口密集地は公共下水道、公共下水道区域外では、合併処理浄化槽の整備を推進し個別処理を行うものとします。

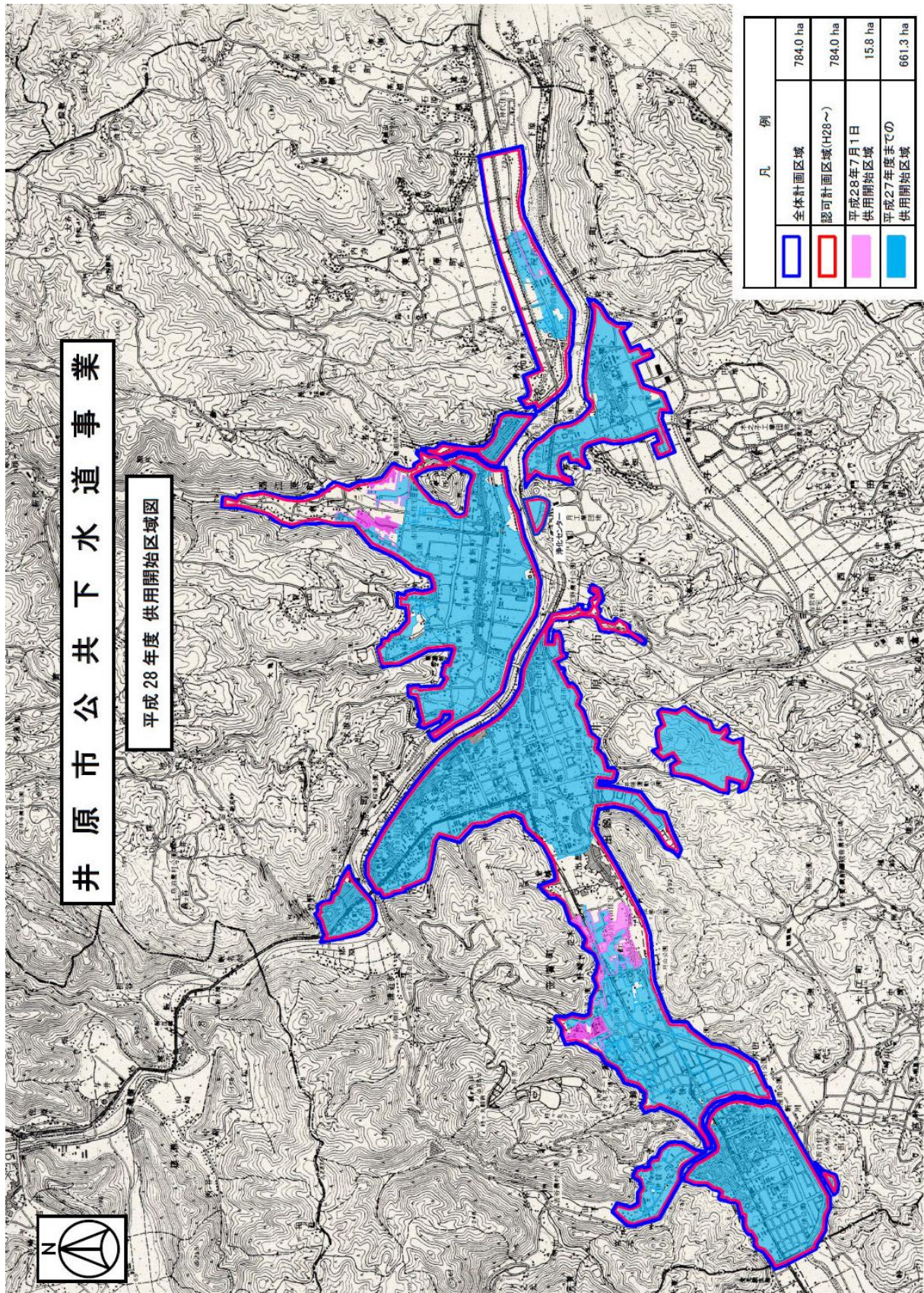
生活排水処理形態別人口の将来推計結果は図表5-3-3に示すとおりです。また、公共下水道区域については図表5-3-4に示すとおりです。



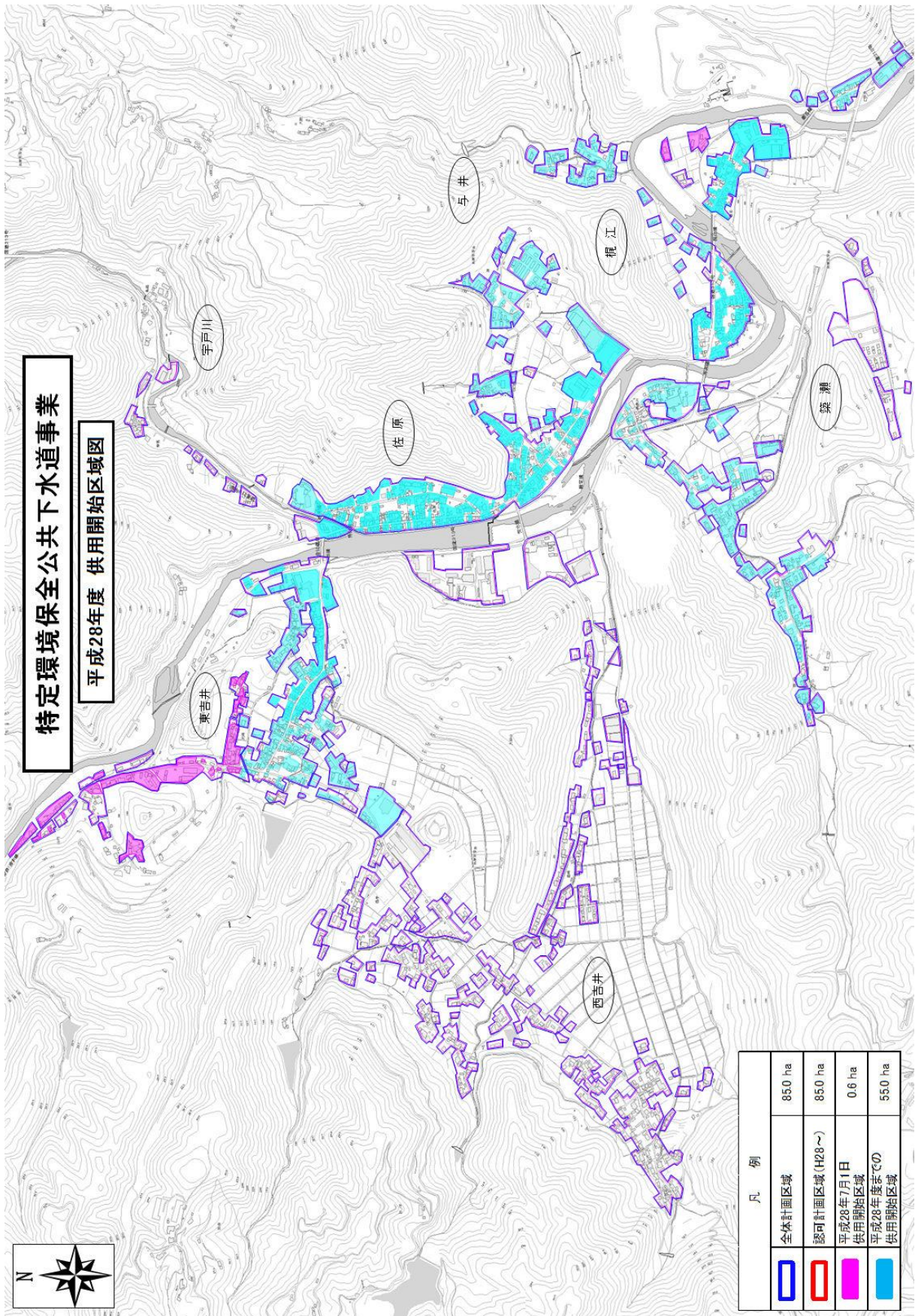
図表 5-3-3 処理形態別人口の推移



図表 5-3-4(1) 公共下水道区域（井原処理区）



図表 5-3-4(2) 公共下水道区域 (芳井処理区)



## 6. 生活排水処理施設整備事業方針

今後の生活排水処理施設の整備に関する方針は図表5-3-5に示すとおりです。

図表 5-3-5 生活排水処理施設の整備事業方針

	新規整備	継続整備	整備済施設の維持
公共下水道	—	○	○
合併処理浄化槽	○		○

### (1) 公共下水道

公共下水道については、井原処理区、芳井処理区の2つの処理区で整備面積の拡大を図るため事業を継続するとともに、整備完了区域において未接続の世帯に対し早期の接続を促します。

### (2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、環境省の「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」を活用し、個人設置型の整備を行うものとします。

## 7. 生活排水の適正処理推進施策

本市管内において排出される生活排水の適正処理を推進するため、以下の施策を実施していくものとします。

### 生活排水の適正処理に関する施策の体系

生活排水の適正処理に関する施策

- 施策1 水に優しい家庭生活の推進
- 施策2 公共下水道への接続・合併処理浄化槽設置の推進
- 施策3 浄化槽適正管理の推進



### 水に優しい家庭生活の推進

公共用水域の環境保全と併せて生活排水対策の必要性や重要性、家庭でも実践可能な水質汚濁物質排出抑制の取組などの情報を市広報やホームページなどで広く市民に提供します。

また、学校や地域での環境学習の場においても、水に優しい家庭生活について啓発を図ることとします。

**みんなで実行! 家計にもやさしい生活排水対策・10の工夫**

**水にやさしいクッキングの工夫**

- その1) 調理の手順を工夫して、ムダなく水を使いましょう。
- その2) 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。
- その3) 食器や鍋の油汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- その4) 米のとぎ汁は、1回めの濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用しましょう。
- その5) 油は流さず使いきる工夫をしましょう。やむを得ず捨てる場合には、古新聞やポロ布などにしみこませて、生ごみと一緒に捨てましょう。

**水にやさしい暮らしの工夫**

- その6) トイレは、使用後にちよこちよこ掃除しましょう。
- その7) 入浴の際は、石けん、シャンプー、リンスを使い過ぎないようにしましょう。
- その8) お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用しましょう。
- その9) 洗濯の洗剤・石けんは適量を使いましょう。  
(多く使っても洗浄力が高まるわけではありません)。
- その10) 歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使いましょう。

出典：環境省「生活排水読本」



## 公共下水道への接続・合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道の整備が完了している地域においては、できるだけ早期に接続するよう市民に呼びかけを行います。また、それ以外の地域では、くみ取りトイレから合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、単独処理浄化槽を設置している方に対しては合併処理浄化槽へ切り替えるよう呼びかけます。



## 浄化槽適正管理の推進

浄化槽の処理機能が安定して維持されるためには適正な管理が不可欠です。

市民に対しては浄化槽の適正な保守点検や清掃について周知を図ります。また、保守点検や清掃を請け負う許可業者に対しては浄化槽の適正な管理について指導を行うとともに、市民への適正な浄化槽の取り扱いについての周知に協力してもらうよう要請します。

## 第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

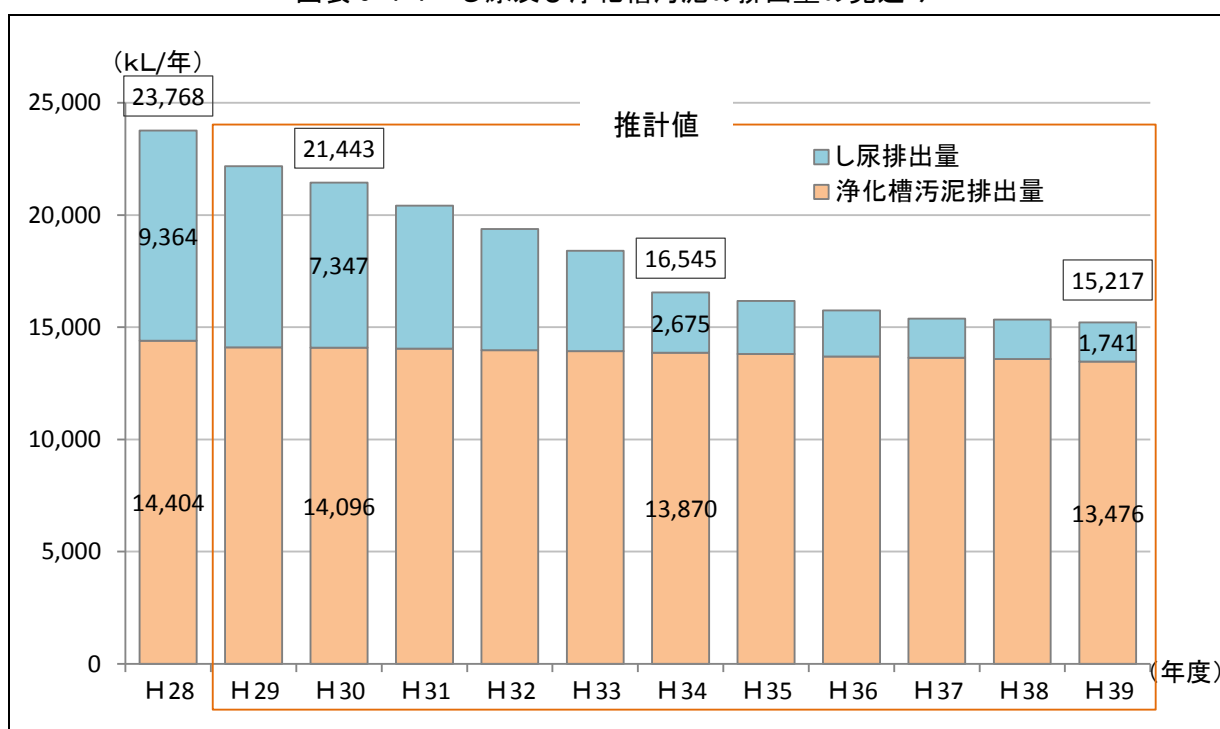
### 1. 排出抑制・再資源化計画

今後のし尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みは図表5-4-1に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥排出量は、公共下水道や合併処理浄化槽の整備・普及に伴いともに減少する見込みです。浄化槽汚泥排出量については単独処理浄化槽が減少する一方で合併処理浄化槽の新たな設置があることから微減に留まりますが、し尿排出量についてはし尿くみ取り人口の減少に伴い大きく減少する見込みです。

浄化槽汚泥は、浄化槽の維持管理状況によって排出量などが大きく変動するため、この抑制を図ります。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理工程で発生する余剰汚泥はセメント原料としての再資源化を図ります。

図表 5-4-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み



### 2. 収集運搬計画

#### (1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う範囲は本市全域とします。当面の間、収集運搬体制は現状を維持し、委託業者及び許可業者による収集運搬を行うものとします。

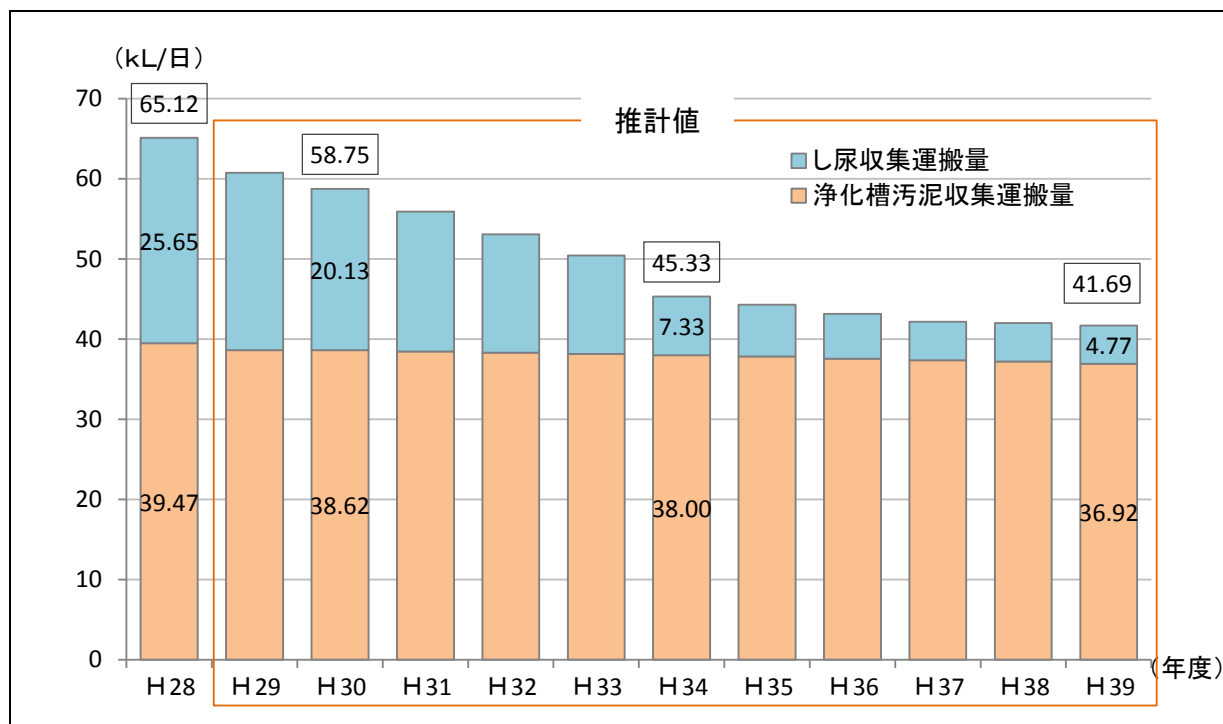
今後はし尿排出量の減少が見込まれますが、質的及び量的に大きな変動は処理施設での安定処理に影響を及ぼすことが懸念されるため、し尿及び浄化槽汚泥発生量に対して安定した収集運搬が実施できない可能性が予見された場合は、収集運搬体制の見直し等を検討します。

## (2) 収集運搬量

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の将来推計結果は図表5-4-2に示すとおりです。

し尿、浄化槽汚泥ともに今後の収集量は減少すると見込まれます。特に、し尿は公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置整備により減少し、目標を達成した場合、平成39年度の平均日収集運搬量は5kL未満になると見込まれます。

図表 5-4-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の見込み





### 3. 中間処理計画・最終処分計画

#### (1) 中間処理・最終処分体制

中間処理を行う施設は現状を維持し井笠広域クリーンセンターにて行うものとします。また、中間処理を行う対象は、本市管内で排出され収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥とします。

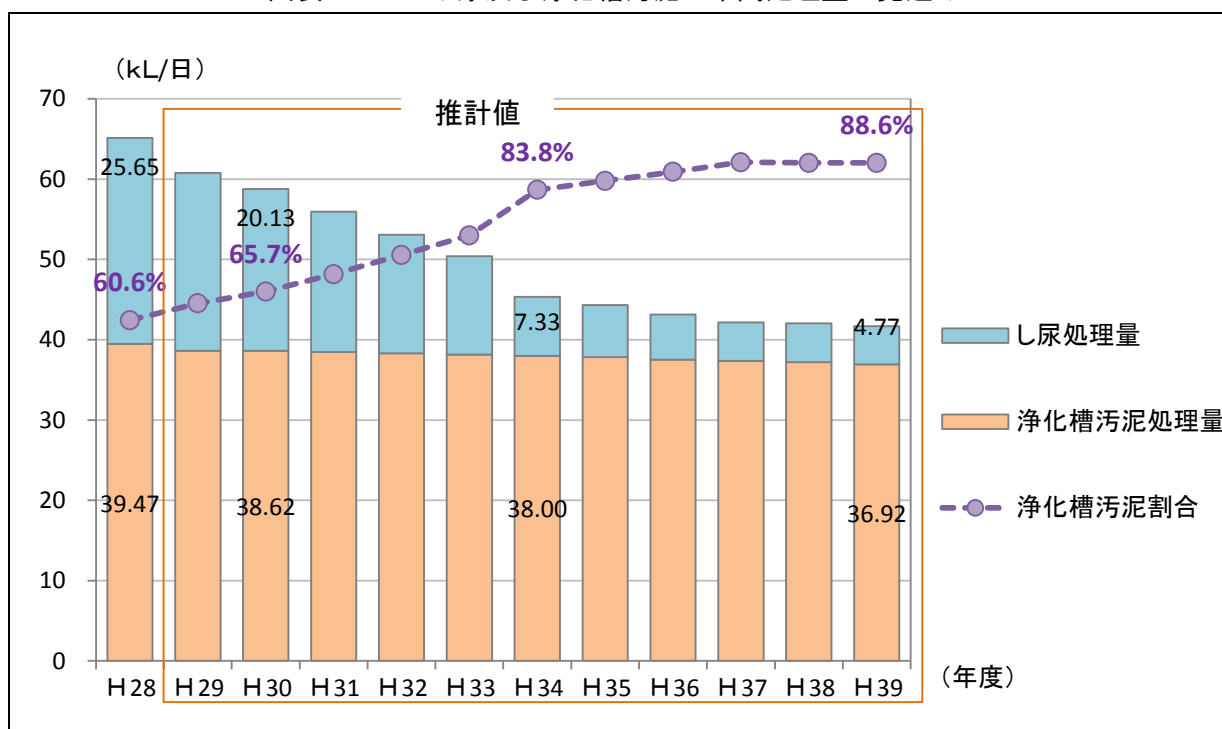
なお、井笠広域クリーンセンターでは処理工程で発生する汚泥は全量資源化しているため、最終処分は行われていません。

#### (2) 中間処理量

中間処理量は収集したし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

なお、今後のし尿の減少及び浄化槽汚泥微増に伴い、平成39年度の中間処理対象量における浄化槽汚泥の割合は90%近くになる見込みです。

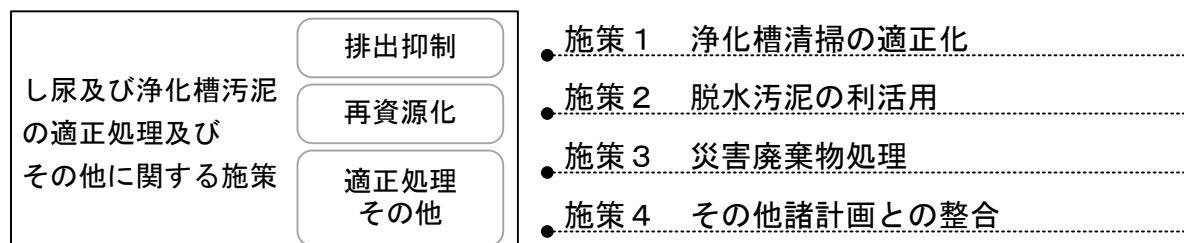
図表 5-4-3 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理量の見込み



#### 4. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理施策及びその他の事項

本市管内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進するため、以下の施策を実施していくものとします。

### し尿及び浄化槽汚泥の適正処理及びその他に関する施策の体系



#### (1) 排出抑制



#### 浄化槽清掃の適正化

浄化槽は定期的な点検と清掃を行い、清掃時には余剰な汚泥の引き抜きが必要です。一方で、必要以上に汚泥を引き抜いたり、引き抜き（清掃）頻度が過剰であったりすると、浄化槽汚泥排出量が増加したり、し尿と浄化槽汚泥の比率が短期間で大きく偏るなど、し尿及び浄化槽汚泥の量や質の変動に繋がり、し尿処理施設での安定稼働に影響を与える可能性があります。

そのため、無意味な汚泥排出を抑制し、適正な排出量が維持されるよう、清掃を行う許可業者に対して指導を行うとともに、市民に対して所有している浄化槽の適正管理について周知を図ります。

## (2) 再資源化



### 脱水汚泥の利活用

現在、本市管内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、岡山県西部衛生施設組合が所有・管理する井笠広域クリーンセンターで中間処理され、その処理工程で発生する余剰汚泥は、脱水後にセメント原料として有効利用されています。

今後も岡山県西部衛生施設組合と連携し、現状の汚泥利活用を継続して行うものとします。

## (3) 適正処理その他



### 災害廃棄物処理

災害時に発生するし尿や、使用不能となったくみ取りトイレ、浄化槽に貯まっているし尿及び浄化槽汚泥は、災害地域の衛生確保及び防疫の観点から早急な収集運搬が必要となります。本市においては、平成28年3月に「井原市地域防災計画」を策定しており、災害発生時にはその計画に基づいてし尿等の処理体制を構築するものとします。



### その他諸計画との整合

公共下水道事業計画やその他に関連する諸計画との整合を図り、これらの計画に見直しがあった際には、本計画への影響を整理・検討し、必要に応じて本計画の見直しや対策を講じていくものとします。



## 第 6 章

# 進行管理計画

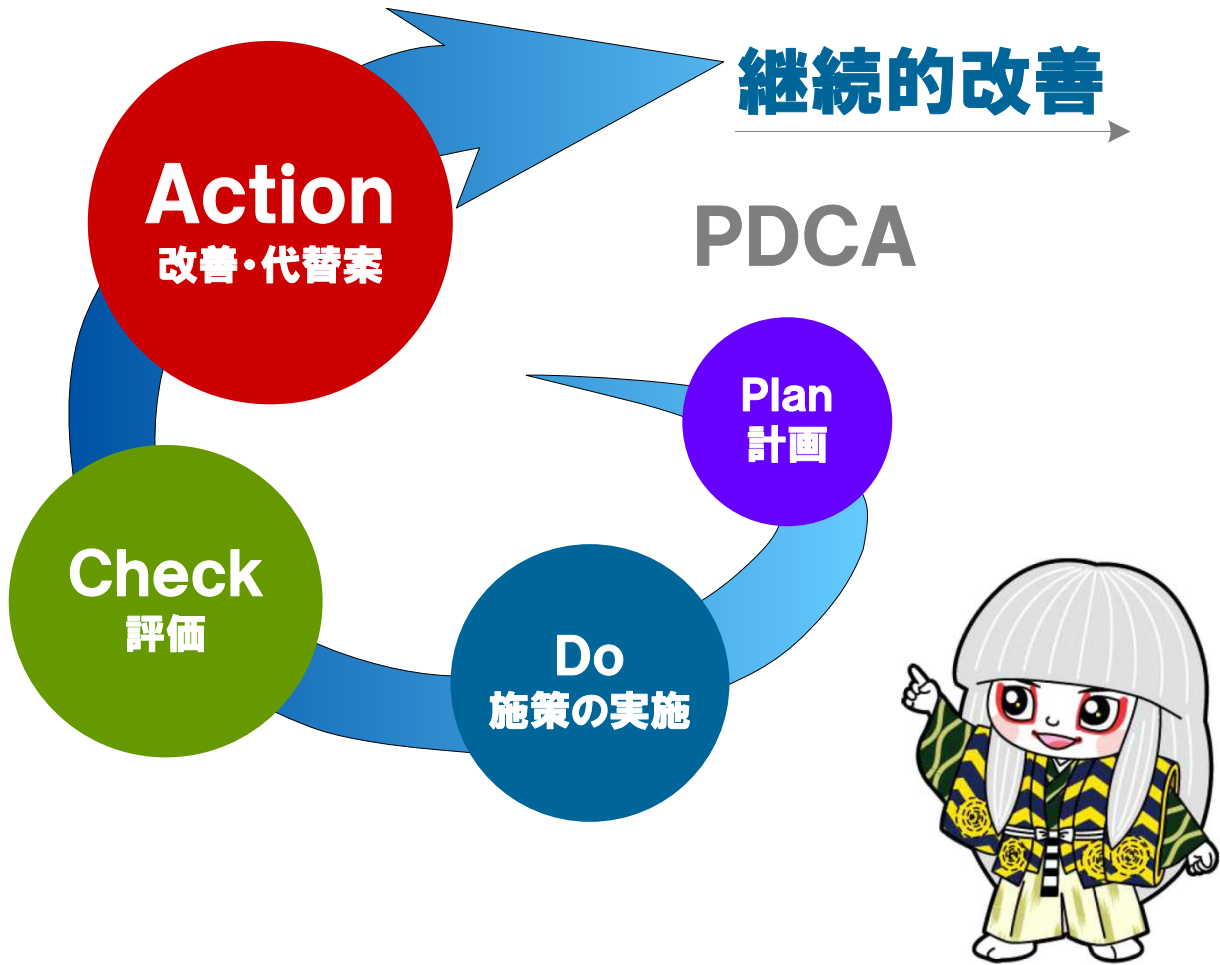
---



## 第1節 進行管理計画

本計画の目標値を達成していくためには、取組状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック（評価）し、施策の改善を行う必要があります。

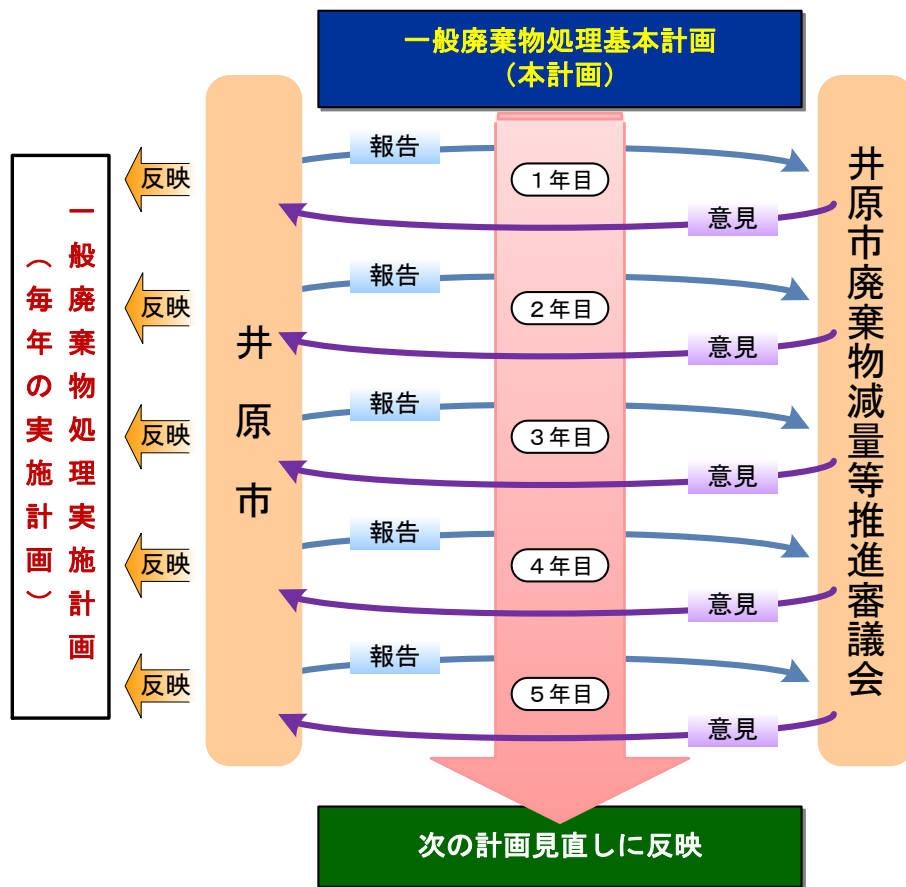
この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。



## 第2節 進行管理指標

本計画で示した施策、計画、事業等は、実施状況を毎年度取りまとめ、社会情勢の変化を踏まえてその後の実施方針を整理します。

また、本計画の総合的な進捗状況を把握するため、目標値を設定した指標についての毎年度実績を整理し、その状況を井原市廃棄物減量等推進審議会に報告するとともに、意見を求め、次年度のごみ処理実施計画に反映していくものとします。





卷 末

添付資料

---



## 資料 1 計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 6 月 1 日	第 1 回井原市廃棄物減量等推進審議会 ●諮問 ○井原市第 2 次一般廃棄物処理基本計画策定の概要について ○ごみ排出量等の現状と現計画目標値について ○ごみ組成調査の計画案について ○今後のスケジュールについて
平成 29 年 6 月 12 日～ 平成 29 年 6 月 13 日	ごみ組成調査（1 回目）
平成 29 年 8 月 8 日～ 平成 29 年 8 月 9 日	ごみ組成調査（2 回目）
平成 29 年 11 月 8 日	第 1 回井原市第 2 次一般廃棄物処理基本計画策定委員会 ○井原市第 2 次一般廃棄物処理基本計画（素案）の概要について ○今後のスケジュールについて
平成 29 年 11 月 20 日	第 2 回井原市廃棄物減量等推進審議会 ○井原市第 2 次一般廃棄物処理基本計画（素案）の概要について ○今後のスケジュールについて
平成 29 年 11 月 27 日	●答申
平成 30 年 1 月 9 日～ 平成 30 年 2 月 8 日	パブリック・コメント実施
平成 30 年 3 月 12 日	第 3 回井原市廃棄物減量等推進審議会 ○パブリック・コメント実施結果について

## 資料2 井原市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
妹尾 安裕	知識経験者（岡山県備中県民局）	
三輪 順治	市議会議員	
藤原 清和	知識経験者（井原市環境衛生協議会）	会長
竹本 勝治	関係事業者（井笠食品衛生協会）	
乗藤 慎吾	関係事業者（業界）	
大石 京子	市長が認める者	
徳毛 淳子	市長が認める者	
西村 祐子	市長が認める者	
妹尾 政江	市長が認める者	
池田 洋子	市長が認める者	
中山 由利子	市長が認める者	
中新 鈴恵	市長が認める者	
渡邊 初美	市長が認める者	副会長
山岡 宏子	市長が認める者	

【注】 順不同

## 資料3 井原市廃棄物減量等推進審議会条例

平成4年3月19日

条例第12号

改正 平成10年6月24日条例第31号

平成17年3月22日条例第16号

平成17年9月27日条例第33号

(設置)

第1条 一般廃棄物の減量等の推進を図るため、井原市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量に関すること。
- (2) 再生資源の利用の促進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 関係事業所の役職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 6 月 24 日条例第 31 号)

この条例は、平成 10 年 8 月 3 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 16 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 27 日条例第 33 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の井原市廃棄物減量等推進審議会条例の規定により委嘱される井原市廃棄物減量等推進審議会委員の任期は、現に委嘱されている委員の任期とする。

## 資料4 井原市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第6条の規定に基づく井原市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）の策定について、必要な事項を検討するため、井原市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市民生活部長を、副委員長は市民生活部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務を処理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

#### (失効)

- 2 この要綱は、計画の策定が完了したときに、その効力を失う。

### 別表

企画課長、財政課長、下水道課長、学校教育課長、健康福祉部部内調整事務取扱、建設経済部部内調整事務取扱、教育委員会部内調整事務取扱、芳井支所長、美星支所長、岡山県井原地区清掃施設組合事務次長
------------------------------------------------------------------------------------------------

## 資料5 ごみ・し尿等排出量の将来推計

### 1. 人口の将来推計値

人口の将来推計は、「元気いばら まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（H28.2）」による推計人口を採用しました。なお、人口ビジョンの推計人口は、5年毎の推計人口であるため、推計値の無い年は直線補間した値を推計人口としました。

### 2. ごみ排出量の将来推計値

ごみ排出量の将来推計は、原則として実績値の増減の傾向（トレンド）に基づいた回帰式を用いて行いました。なお、将来値を推計するにあたり、異常値と判断できる実績値は除外するとともに、過去の推移などを参考に、直線式、曲線式、平均値など、適宜、適切な推計方法（式）を採用しました。この推計結果を、現状のままごみ量等が推移した場合とする『単純推計』としました。

一方、単純推計に対して、ごみ発生・排出抑制や分別に関する施策を講じ、定めた目標値が達成された場合の将来推計も行い、この結果を『目標達成時』としました。

### 3. ごみ処理の内訳

排出されたごみは、施設等に搬入されてごみの種類に応じて焼却や選別等の中間処理を行い、減容したり処理後の残渣について資源化したり埋立などを行っているほか、施設に搬入せずに直接資源化したりしています。これらの処理の内訳（排出量に対する資源化量や埋立量など）は、平成28年度の実績値を基に比率按分しました。



◆ごみ排出量の将来推計結果（目標値達成時）①

		最新年度実績 数値目標年度 計画目標年度					
		年度	28	34	39	備考	
人 口	行政区域内人口	[人]	40,761	38,394	37,170	人口ビジョンに基づく推計値	
	計画処理区域内人口（計画収集人口）	[人]	40,761	38,394	37,170	=行政区域内人口	
家庭系ごみ	収集ごみ	燃やすごみ	年間ごみ量 [t/年]	5,407	4,530	3,913	
			一日ごみ量 [t/日]	14.81	12.41	10.72	
			原単位 [g/人/日]	363.4	323.3	288.4	目標値
		分別徹底分 （資源ごみ移行） 【10.0%】	年間ごみ量 [t/年]		263	434	
			一日ごみ量 [t/日]		0.72	1.19	
			原単位 [g/人/日]		18.7	32.1	分別徹底目標量（可燃）
		分別徹底前	年間ごみ量 [t/年]		4,792	4,347	
			一日ごみ量 [t/日]		13.13	11.91	
			原単位 [g/人/日]		342.0	320.5	=単純推計値-減量目標量
		燃やさないごみ	年間ごみ量 [t/年]	342	296	270	
			一日ごみ量 [t/日]	0.94	0.81	0.74	
			原単位 [g/人/日]	23.0	21.2	20.0	目標値
		分別徹底分 （資源ごみ移行） 【10.0%】	年間ごみ量 [t/年]		18	29	
			一日ごみ量 [t/日]		0.05	0.08	
			原単位 [g/人/日]		1.2	2.2	分別徹底目標量（可燃）
		分別徹底前	年間ごみ量 [t/年]		314	303	
			一日ごみ量 [t/日]		0.86	0.83	
			原単位 [g/人/日]		22.4	22.2	単純推計値
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	1,041	1,190	1,310		
		一日ごみ量 [t/日]	2.85	3.26	3.59		
		原単位 [g/人/日]	70.0	84.9	96.7	目標値	
	従来分	年間ごみ量 [t/年]	1,041	913	847		
		一日ごみ量 [t/日]	2.85	2.50	2.32		
		原単位 [g/人/日]	70.0	65.0	62.4	単純推計値	
	分別徹底分 （燃やすごみより）	年間ごみ量 [t/年]		263	434		
		一日ごみ量 [t/日]		0.72	1.19		
		原単位 [g/人/日]		18.7	32.1	=分別徹底目標量（可燃）	
	分別徹底分 （燃やさないごみより）	年間ごみ量 [t/年]		18	29		
一日ごみ量 [t/日]			0.05	0.08			
原単位 [g/人/日]			1.2	2.2	=分別徹底目標量（不燃）		
粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	68	62	58			
	一日ごみ量 [t/日]	0.19	0.17	0.16			
	原単位 [g/人/日]	4.6	4.5	4.3	単純推計値		
収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	6,858	6,078	5,551			
	一日ごみ量 [t/日]	18.79	16.65	15.21			
	原単位 [g/人/日]	461.0	433.7	409.2			
直接搬入ごみ	燃やすごみ	年間ごみ量 [t/年]	370	376	372		
		一日ごみ量 [t/日]	1.01	1.03	1.02		
		原単位 [g/人/日]	24.9	26.7	27.4	単純推計値	
	燃やさないごみ	年間ごみ量 [t/年]	121	146	131		
		一日ごみ量 [t/日]	0.33	0.40	0.36		
		原単位 [g/人/日]	8.1	10.5	9.7	単純推計値	
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0		
		一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00		
		原単位 [g/人/日]	0.0	0.0	0.0		
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	88	95	95		
		一日ごみ量 [t/日]	0.24	0.26	0.26		
		原単位 [g/人/日]	5.9	6.8	7.1	単純推計値	
直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	579	617	598			
	一日ごみ量 [t/日]	1.58	1.69	1.64			
	原単位 [g/人/日]	38.9	44.0	44.1			
家庭系ごみ合計	年間ごみ量 [t/年]	7,437	6,695	6,149			
	一日ごみ量 [t/日]	20.37	18.34	16.85			
	原単位 [g/人/日]	499.9	477.7	453.2			

◆ごみ排出量の将来推計結果（目標値達成時）②

			最新年度実績	数値目標年度	計画目標年度		
			年度	28	34	39	備考
事業系ごみ	許可業者搬入ごみ	燃やすごみ	年間ごみ量 [t/年]	2,334	2,216	2,099	
			一日ごみ量 [t/日]	6.39	6.07	5.75	目標値
		燃やさないごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	
		資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0		
		一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00		
	収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	2,334	2,216	2,099		
		一日ごみ量 [t/日]	6.39	6.07	5.75		
	直接搬入ごみ	燃やすごみ	年間ごみ量 [t/年]	1,060	1,007	953	
			一日ごみ量 [t/日]	2.90	2.76	2.61	目標値
		燃やさないごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	
		資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	
			一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	7	4	4		
		一日ごみ量 [t/日]	0.02	0.01	0.01	単純推計値	
事業系ごみ合計	年間ごみ量 [t/年]	3,401	3,227	3,056			
	一日ごみ量 [t/日]	9.31	8.84	8.37			
排出量	燃やすごみ	年間ごみ量 [t/年]	9,171	8,129	7,337		
		一日ごみ量 [t/日]	25.11	22.27	20.10		
	燃やさないごみ	年間ごみ量 [t/年]	463	442	401		
		一日ごみ量 [t/日]	1.27	1.21	1.10		
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	1,041	1,190	1,310		
		一日ごみ量 [t/日]	2.85	3.26	3.59		
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	163	161	157		
		一日ごみ量 [t/日]	0.45	0.44	0.43		
	排出量計	年間ごみ量 [t/年]	10,838	9,922	9,205		
		一日ごみ量 [t/日]	29.68	27.18	25.22		
		原単位 [g/人/日]	728.5	708.0	678.5		
	集団資源回収量	年間ごみ量 [t/年]	982	814	697		
一日ごみ量 [t/日]		2.69	2.23	1.91			
原単位 [g/人/日]		66.0	58.0	51.4	単純推計値		
総排出量	年間ごみ量 [t/年]	11,820	10,736	9,902			
	一日ごみ量 [t/日]	32.37	29.41	27.13			
	原単位 [g/人/日]	794.5	766.1	729.9			

注) 端数処理のため若干の誤差を含む。

◆ごみ処理内訳の将来推計結果（目標値達成時）

最新年度実績 数値目標年度 計画目標年度

区分		処理	年度	28	34	39
ごみ排出量	<b>A 可燃ごみ</b>		t/年	<b>9,171</b>	<b>8,129</b>	<b>7,337</b>
	可燃ごみ		t/年	9,171	8,129	7,337
	井原クリーンセンター	100.0% 焼却	t/年	9,171	8,129	7,337
	<b>B 不燃ごみ</b>		t/年	<b>463</b>	<b>442</b>	<b>401</b>
	不燃ごみ		t/年	463	442	401
	井笠広域資源化センター	6.5% 破碎・選別①	t/年	30	29	26
	井原リサイクルセンター	67.4% 破碎・選別②	t/年	312	298	270
	野々迫埋立処分場	26.1% 埋立	t/年	121	115	105
	<b>C 資源ごみ</b>		t/年	<b>1,041</b>	<b>1,190</b>	<b>1,310</b>
	資源ごみ		t/年	1,041	1,190	1,310
	井笠広域資源化センター	27.2% 選別①	t/年	283	324	356
	井原リサイクルセンター	41.5% 選別②	t/年	432	494	544
	直接資源化（資源の日回収物）	31.3% 直接資源化	t/年	326	372	410
	<b>D 粗大ごみ</b>		t/年	<b>163</b>	<b>161</b>	<b>157</b>
	粗大ごみ		t/年	163	161	157
井笠広域資源化センター	54.0% 破碎・選別①	t/年	88	87	85	
井原リサイクルセンター	46.0% 破碎・選別②	t/年	75	74	72	
井原クリーンセンター（可燃に含む）	0.0% 焼却	t/年				
<b>E 排出量計＝（A～D）の合計</b>		t/年	<b>10,838</b>	<b>9,922</b>	<b>9,205</b>	
焼却処理	井原クリーンセンター		t/年	9,370	8,312	7,506
	直接焼却	焼却	t/年	9,171	8,129	7,337
	処理残渣（井笠広域資源化センター）	焼却	t/年	158	151	140
	処理残渣（井原リサイクルセンター）	焼却	t/年	41	32	29
	処理残渣	9.5%	t/年	893	790	713
処理内訳	焼却残渣（主灰）	41.4% 埋立①	t/年	370	327	295
	焼却残渣（飛灰）	58.6% 資源化①	t/年	523	463	418
	井笠広域資源化センター		t/年	401	440	467
	資源ごみ	選別①	t/年	283	324	356
	不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別①	t/年	118	116	111
破碎・選別処理	処理残渣（井原リサイクルセンター）	不燃残渣	t/年	207	159	144
	資源ごみ		t/年	283	324	356
	資源物	100.0% 資源化②	t/年	283	324	356
	不燃ごみ・粗大ごみ		t/年	288	275	255
	資源物（金属類等）	3.1% 資源化③	t/年	9	9	8
	可燃性残渣	54.9% 焼却①	t/年	158	151	140
	不燃性残渣	42.0% 埋立②	t/年	121	115	107
選別処理	井原リサイクルセンター		t/年	819	792	814
	資源ごみ	選別②	t/年	432	494	544
	不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別②	t/年	387	298	270
	資源ごみ		t/年	432	494	544
	資源化物	100.0% 資源化②	t/年	432	494	544
	不燃ごみ・粗大ごみ		t/年	387	298	270
	資源物（金属類等）	35.9% 資源化③	t/年	139	107	97
最終処分場	可燃性残渣	10.6% 焼却②	t/年	41	32	29
	不燃性残渣	53.5% 不燃残渣	t/年	207	159	144
	最終処分場		t/年	612	557	507
	直接埋立	埋立	t/年	121	115	105
資源化（マテリアルリサイクル）	焼却残渣	埋立①	t/年	370	327	295
	不燃ごみ・粗大ごみ処理残渣	埋立②	t/年	121	115	107
			t/年	2,694	2,583	2,530
(リサイクル率)				22.8%	24.1%	25.6%
最終処分			t/年	612	557	507
(最終処分量)				5.6%	5.6%	5.5%

注) 端数処理や統計資料の違いによる若干の誤差を含む。

#### 4. 生活排水処理形態別人口とし尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計値

生活排水処理形態別人口は、政策的に将来人口が設定される公共下水道人口や、本市において見込み値のある浄化槽人口はその計画値・見込み値を採用し、残りの計画収集人口（し尿くみ取り）は、行政区内人口と水洗化人口（公共下水道人口及び浄化槽人口）との差分により設定しました。

#### ◆生活排水処理形態別人口とし尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計値

		最新年度実績 数値目標年度 計画目標年度				
項目	年度	H 28	H 34	H 39	推計算出根拠等	
人 口	行政区内人口 [人]	40,761	38,394	37,170	ごみ推計と同様	
	計画処理区域内人口 [人]	40,761	38,394	37,170		
	非水洗化人口（し尿くみ取り）[人]	11,032	3,098	1,998	行政区内人口と水洗化人口の差し引き	
	水洗化人口 [人]	29,729	35,296	35,172		
	公共下水道人口 [人]	16,072	22,239	22,615	本市事業計画値	
	浄化槽人口 [人]	13,657	13,057	12,557		
	合併処理浄化槽人口 [人]	9,018	9,918	10,668	本市事業計画値	
	単独処理浄化槽人口 [人]	4,639	3,139	1,889	本市事業計画値	
	生活排水処理人口 [人]	25,090	32,157	33,283		
	生活排水処理率 [%]	61.6%	83.8%	89.5%		
排 出 量	し 尿	年間排出量 [kL/年度]	9,364	2,675	1,741	
		一日排出量 [kL/日]	25.65	7.33	4.77	
		原単位 [L/人/日]	2.35	2.45	2.52	単純推計値
	汚 泥 槽	年間排出量 [kL/年度]	14,404	13,870	13,476	
		一日排出量 [kL/日]	39.46	38.00	36.92	
		原単位 [L/人/日]	2.89	2.91	2.94	単純推計値
	合 計	年間排出量 [kL/年度]	23,768	16,545	15,217	
		一日排出量 [kL/日]	65.11	45.33	41.69	
		原単位 [L/人/日]	2.65	2.82	2.89	
	割 合	し尿	39.4%	16.2%	11.4%	
		浄化槽汚泥	60.6%	83.8%	88.6%	